

土浦市こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
土浦市

はじめに



こどもたちは、未来の社会を担う大切な存在です。その健やかな成長と幸せを支えることは、私たち大人の責務であり、地域社会全体の課題でもあります。

近年、少子化や共働き世帯の増加、子育て環境の変化など、こどもや家庭を取り巻く状況が大きく変化する中、全てのこどもが健やかに成長し、一人ひとりの個性や可能性を伸ばせるよう、地域ぐるみで支える仕組みづくりが求められています。

本市では、子育て支援の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成27年3月に土浦市子ども・子育て支援事業計画、令和2年3月に第2期土浦市子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上に取り組んでまいりました。

このような中、国では、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づいて定めた「こども大綱」において、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされました。

このことを受け、本市では、こども・若者・子育て当事者への支援の充実を図るため、「こどもの笑顔があふれ、子育ての喜びが実感できるまち 土浦」を基本理念とし、本計画を策定いたしました。

こどもたちの未来は、私たちの手に委ねられています。誰もが安心して子育てできる環境を整え、こどもたちの成長を温かく見守る社会を築いていくため、関係機関と連携し、こどもを中心に据えたまちづくりを進めてまいりますので、地域の皆様のより一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提案を頂いた多くの市民の皆様を始め、熱心に御審議を頂いた土浦市子ども・子育て会議委員の皆様や、御協力を頂いた全ての方々に、心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

土浦市長 **安藤 真理子**

目 次

第1章 計画の策定概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	3
第2章 こどもを取り巻く状況	4
1 本市の状況	4
2 本市の人口推計	22
3 アンケート調査の結果から見る現状	24
4 こども計画に向けた課題	56
第3章 計画の基本的な考え方	64
1 基本理念	64
2 基本施策	65
3 施策の体系	71
第4章 施策の展開	72
基本施策1 子育て・子育てを支援します	72
基本施策2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します	74
基本施策3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します	77
基本理念の実現に向けた目標の設定	79
第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業	80
1 教育・保育提供区域の設定	80
2 教育・保育事業の量の見込み・確保方策	82
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策	93
4 教育・保育の一体的提供及び体制の確保	107
第6章 推進体制	108
1 計画の推進に向けて	108
2 計画の評価・進捗管理	109
資料編	110

1 計画策定の背景と趣旨

我が国のこどもを取り巻く環境をみると、価値観やライフスタイルが多様化し、少子高齢化や核家族化が進行するとともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題が、依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。

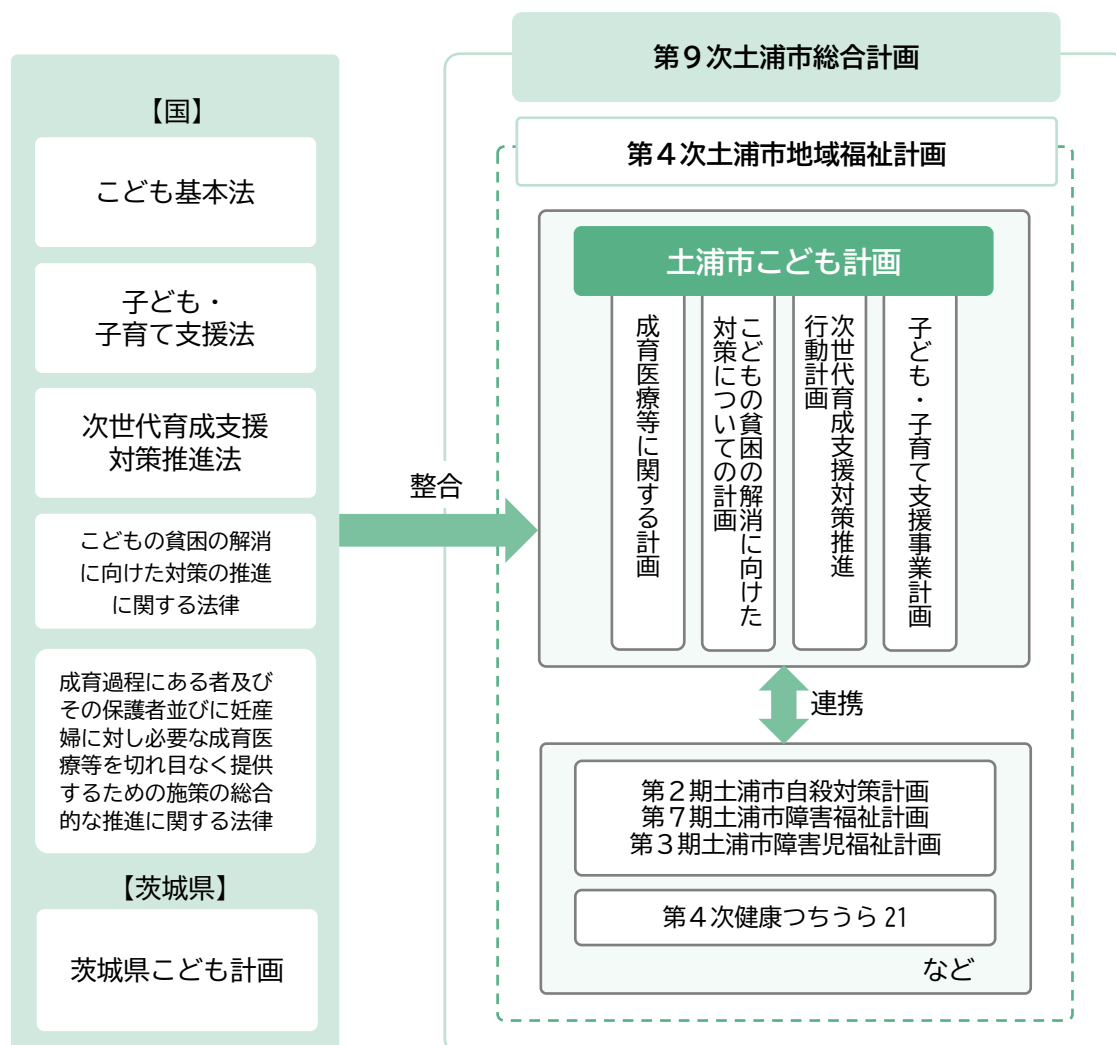
近年の重要な展開として、令和5年4月には、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月には「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、政府全体のこども施策における基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされました。

本計画は、「第2期土浦市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了となることに伴い、単に同計画を見直すだけでなく、こどもの権利の擁護をはじめとしたこども・若者支援施策の充実を図るため、「土浦市こども計画」を策定し、社会情勢の変化や国の動向も踏まえながら、新たな取組と目標を定めるものです。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」を基本として、同条第5項の規定に基づき、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第7条の「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律による「成育医療等に関する計画」及び「こども大綱」において示されているヤングケアラー支援対策を包含し、一体的な計画として策定するものです。

また、本計画は、本市のこども分野に係る個別計画に位置付けられるもので、上位計画である「第9次土浦市総合計画」との調和を図りながら、関連する主な分野別の計画との整合・連携を図ります。

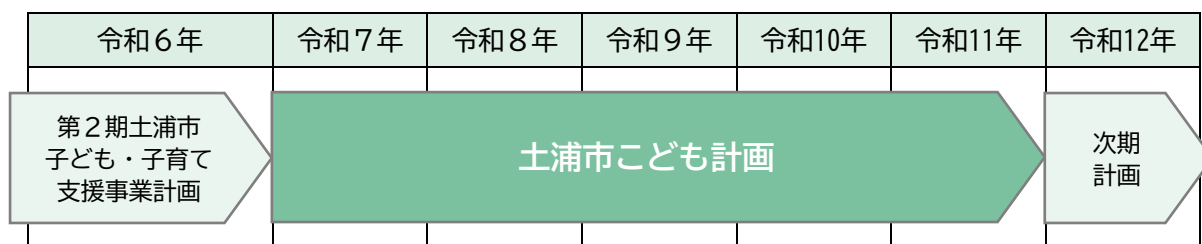


3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

また、計画内容と実態に大きな差異が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

計画期間



4 策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、こども関係団体の代表者、教育・保育の関係者、こどもの保護者などにより構成される「土浦市子ども・子育て会議」において審議しました。

また、こども・若者や子育て家庭など、広く市民の意見を反映させるため、各種調査やパブリック・コメントを実施しました。

第2章

こどもを取り巻く状況

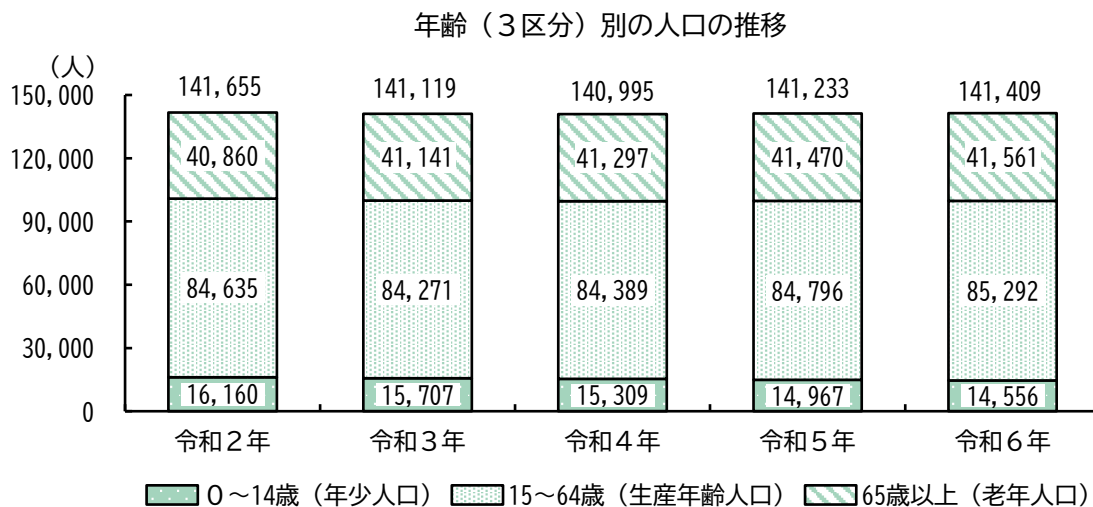
1 本市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢（3区分）別の人口の推移

本市の総人口は、近年は緩やかな減少傾向にありましたが、令和5年に増加に転じています。年齢（3区分）別にみると、65歳以上（老年人口）は増加を続けており、15～64歳（生産年齢人口）は令和4年から増加に転じています。

一方、総人口が増加に転じた中であっても、0～14歳（年少人口）は減少し続けています。

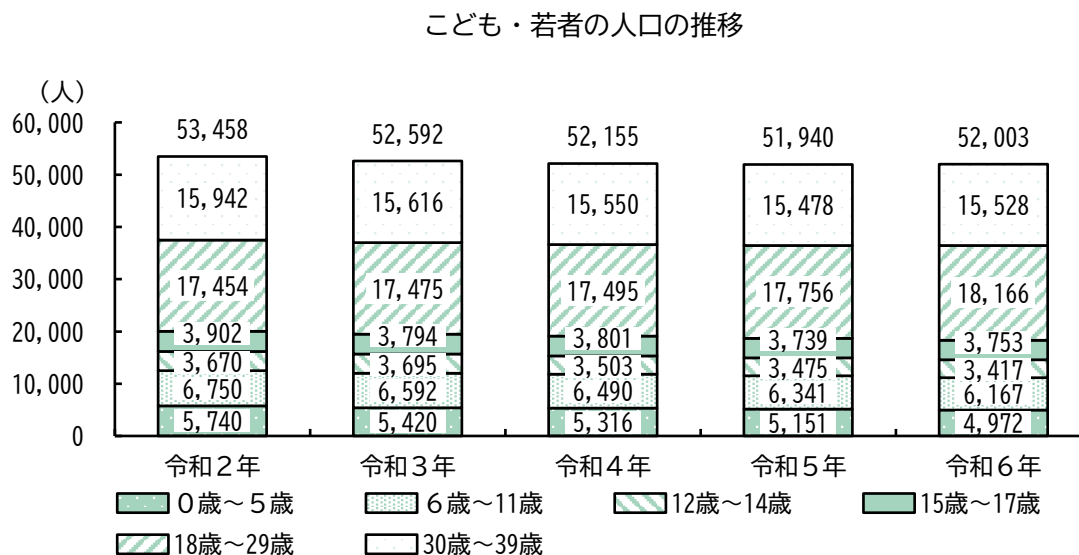


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② こども・若者の人口の推移

本市のこども・若者の人口は減少傾向にあり、令和2年と令和6年の比較で1,455人減少しています。年齢別にみると、0～5歳で特に減少幅が大きく、768人減少しています。

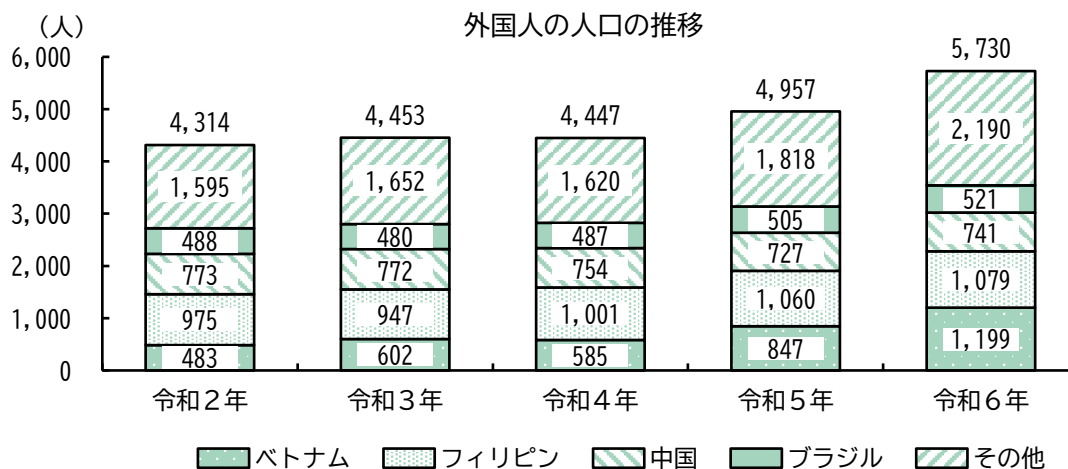
一方、こども・若者人口が減少傾向にある中であっても、18～29歳のみ増加傾向を示しており、712人増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 外国人の人口の推移

本市の外国人の人口は増加傾向にあり、令和2年と令和6年の比較で1,416人増加しています。国籍別にみると、令和5年以降、ベトナムが大きく増加しています。



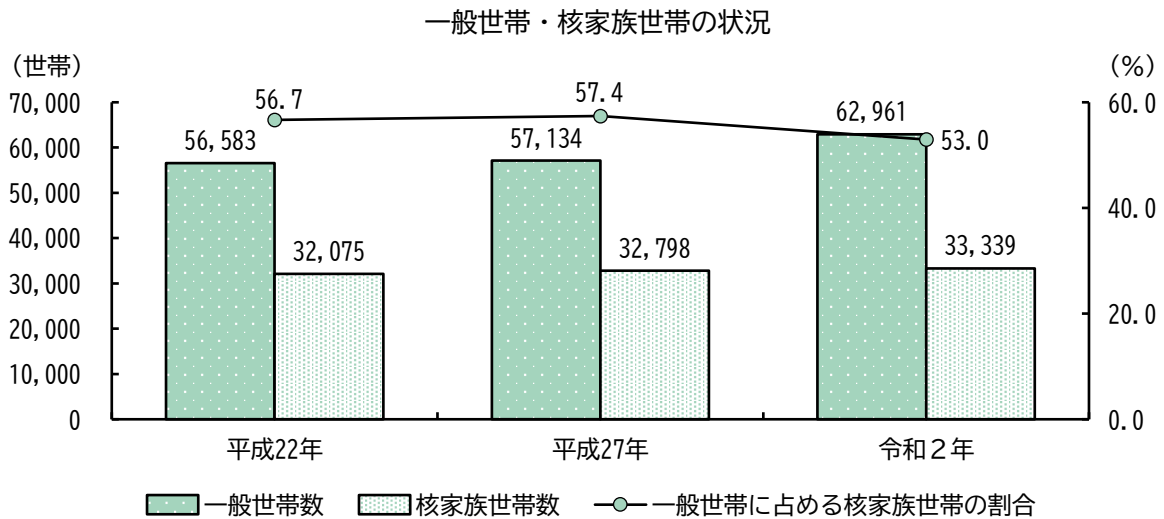
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯数と核家族世帯数は増加しています。

一方、一般世帯数に占める核家族世帯数の割合は、平成22年と令和2年の比較で3.7ポイント減少しています。

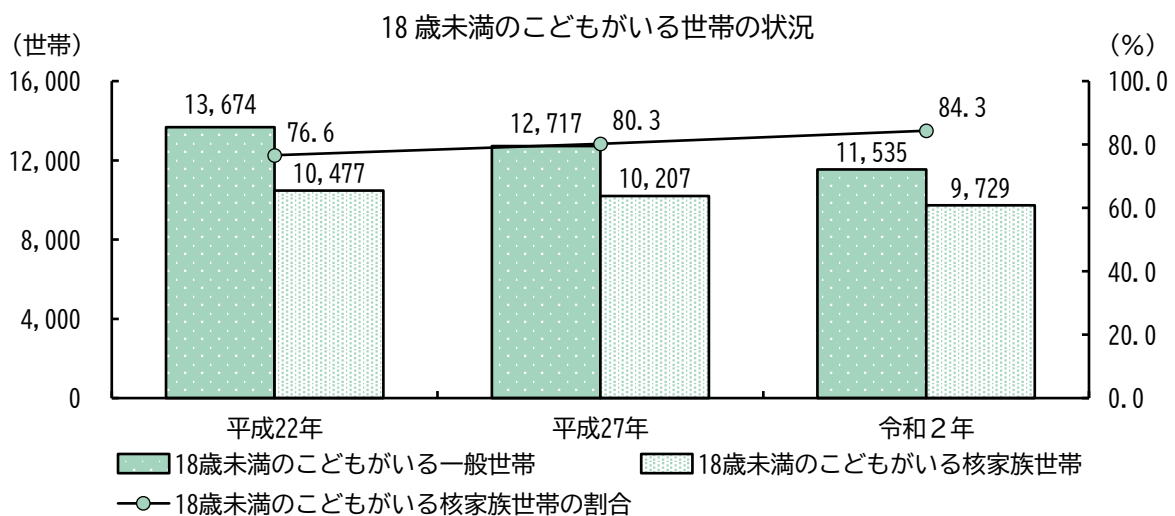


資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しています。

一方、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。

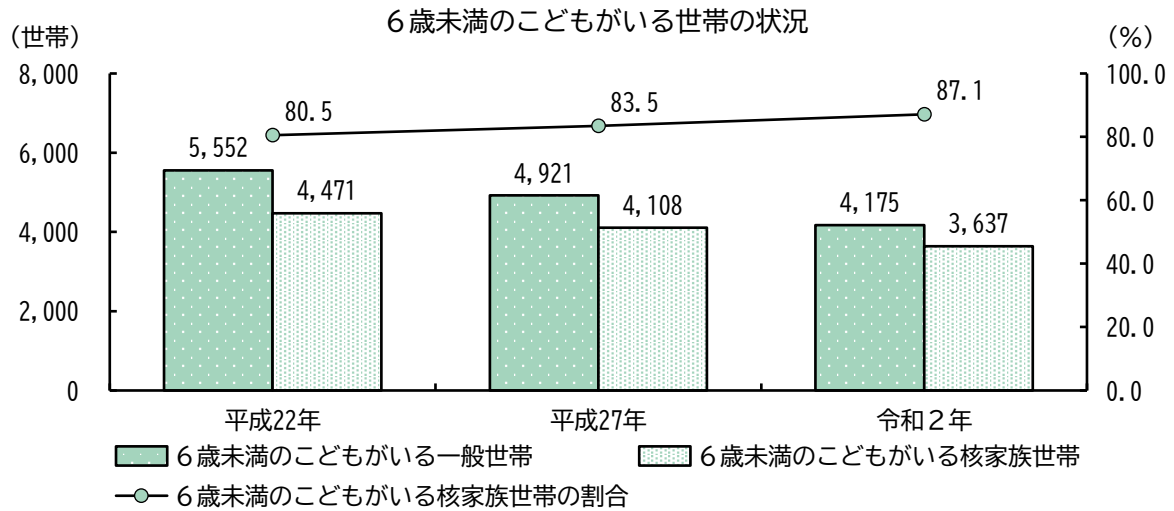


資料：国勢調査

③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少しています。

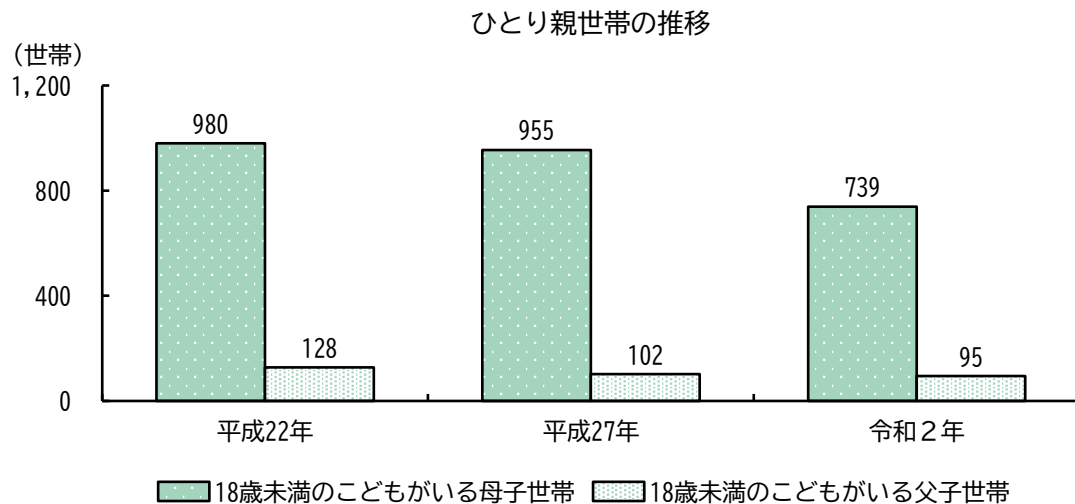
一方、6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいるひとり親世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

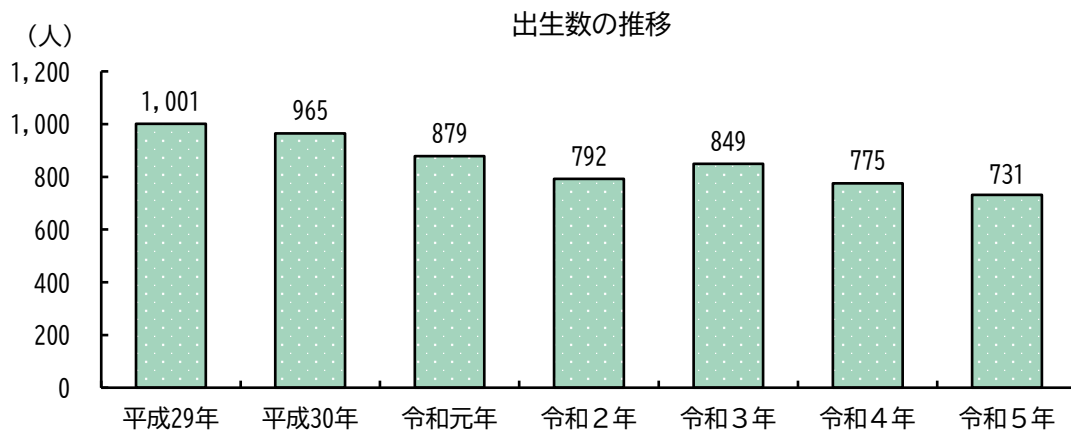


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

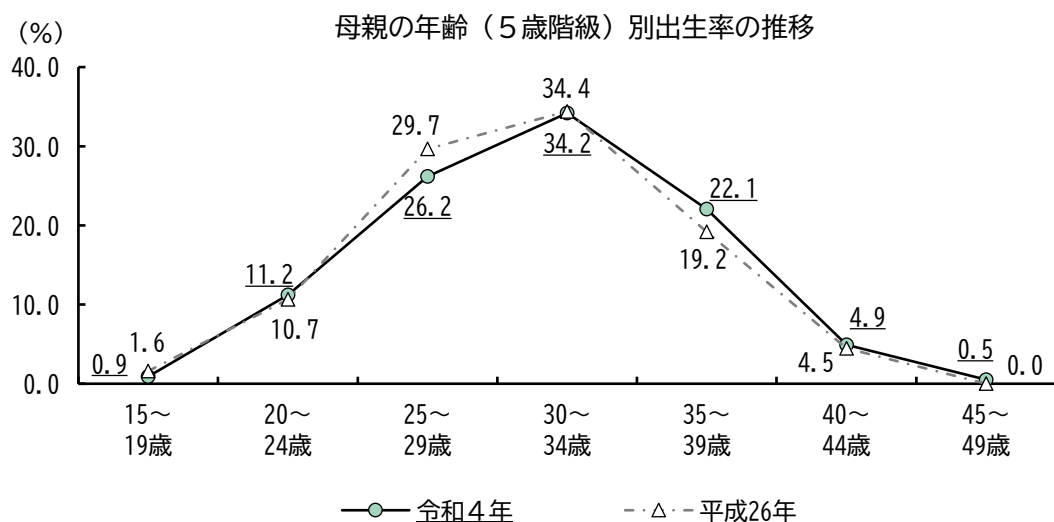
本市の出生数は減少傾向にあり、平成29年と令和5年の比較で270人の減少となっています。



資料：茨城県人口動態統計

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の出生率を母親の年齢別にみると、25～29歳の割合が平成26年と令和4年の比較で減少していることに対し、35～39歳の割合が増加しており、高齢出産の割合が増加していることがうかがえます。

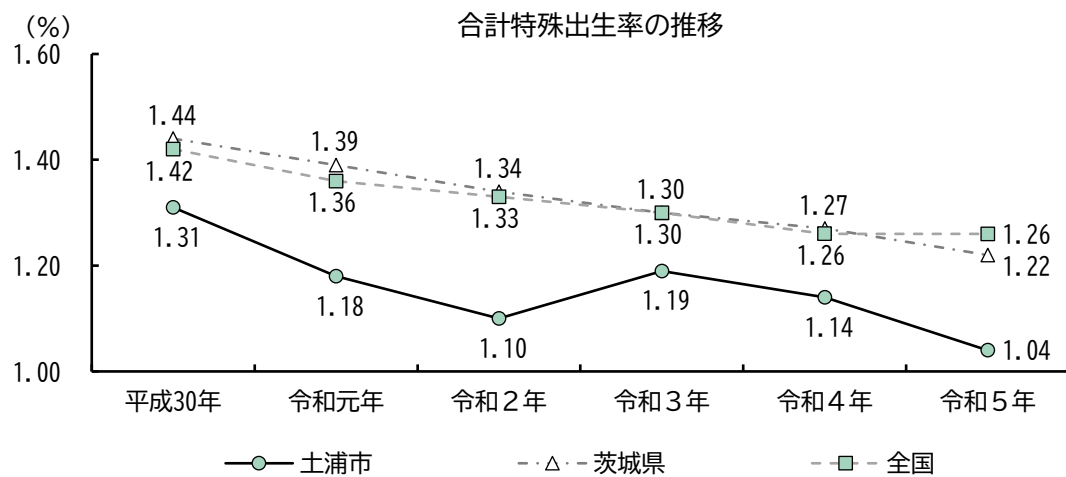


資料：茨城県保健福祉統計年報（平成26年）、茨城県人口動態統計（令和4年）

③ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15～49歳の女性の年齢別の出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産むこどもの数の推計として、出生の傾向をみるときに用いられます。

本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で1.04となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。



資料：人口動態統計（全国・茨城県）、庁内資料（市）

④ 妊娠届出時期

妊娠届出を出す時期は定められていませんが、早期から健康調査や相談支援につなげられるよう、妊娠11週以内の届出を勧奨しています。

本市の妊娠届出時期は、11週以内の届出の割合が年々増加しています。

一方、分娩後の届出は減少傾向にあります。

単位：件

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊娠週数 内訳	11 週以内	912	874	836	829	778	780
	12 週～19 週	44	35	31	26	28	32
	20 週～27 週	7	9	10	5	7	14
	28 週以上	9	2	6	10	5	9
	不詳	0	0	0	0	0	0
	分娩後	16	15	4	1	1	4
合計		988	935	887	871	819	839

資料：庁内資料

⑤ 低体重児届出数

本市の低体重児の届出数は増減を繰り返しており、令和 5 年度は67件となっています。

単位：件

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
届出件数	低出生体重児 (1,500g～2,499g)	63	77	72	84	68	60
	極低出生体重児 (1,000g～1,499g)	1	4	1	6	2	3
	超低出生体重児 (1,000g 未満)	4	1	0	4	1	4
合計		68	82	73	94	71	67

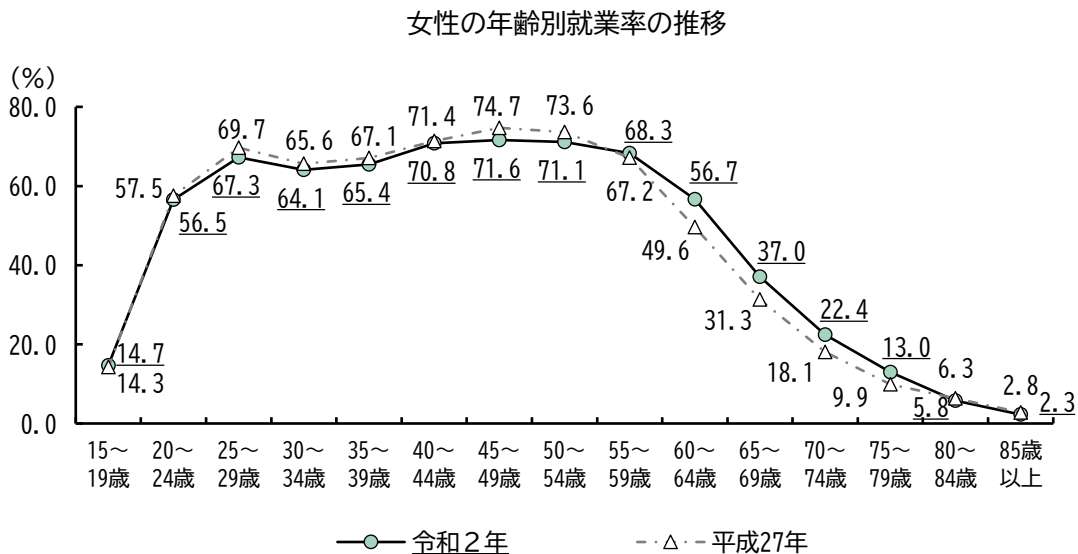
資料：庁内資料

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の就業率を年齢別にみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加する緩やかなM字カーブを描いています。

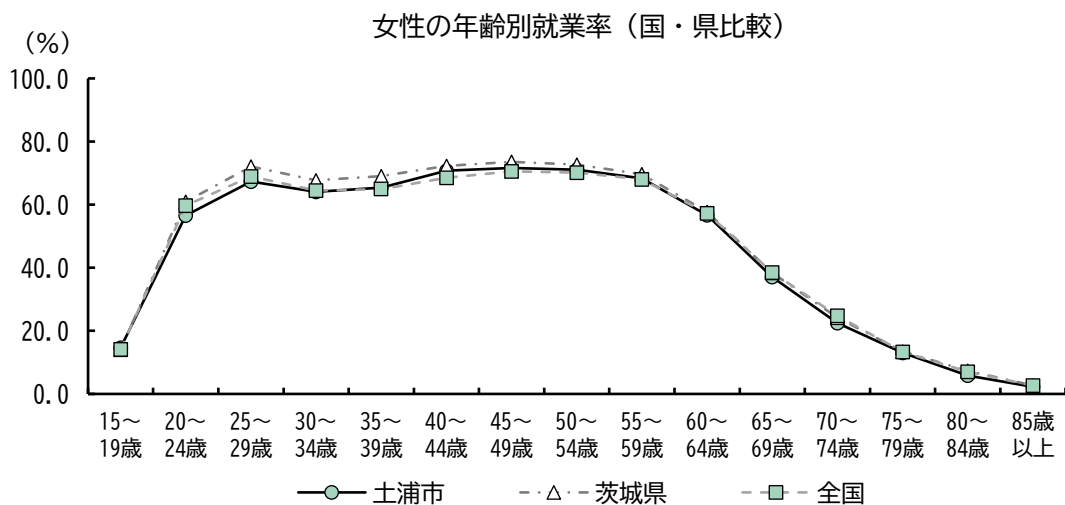
平成27年と令和2年を比較すると、55～79歳の就業率が上昇しています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の女性の年齢別就業率を国・県と比較すると、同じくらいの水準となっています。

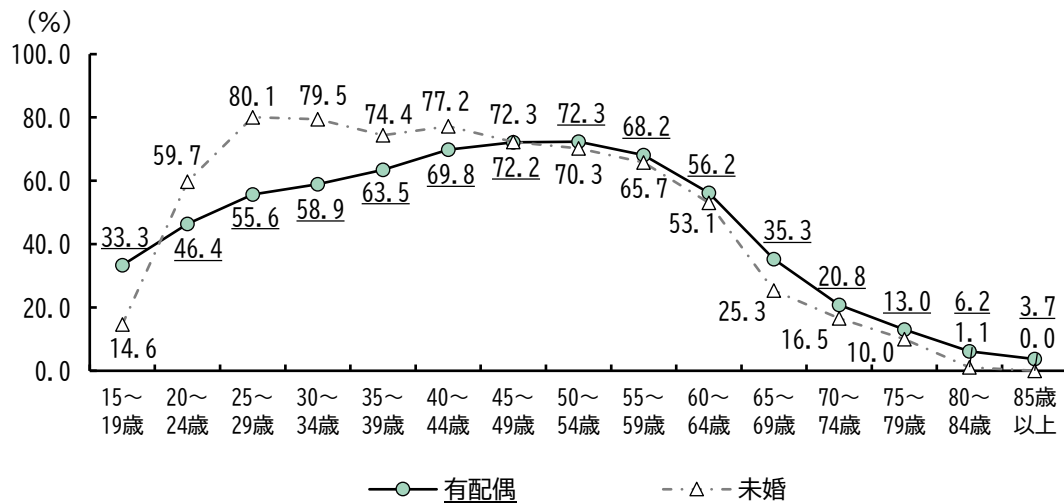


資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の女性の年齢別にみた就業率を、有配偶（現在結婚している人）と未婚で比較すると、特に20歳台から30歳台において有配偶の就業率が低くなっています。

女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）



資料：国勢調査（令和2年）

(5) 保育・教育環境

① 保育所等の状況

本市の保育所等（保育所・認定こども園・地域型保育）の児童数は、令和6年度で3,128人、入所率は89.9%となっています。また、4月1日時点の待機児童数は、令和3年度以降0人となっています。

保育所等の現況（各年度4月1日現在）

単位：か所、人、%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数		41	41	42	45	45
児童数		3,869	3,364	3,229	3,382	3,128
入所率		76.0	88.3	85.1	89.4	89.9
待機児童数	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	1	0	0	0	0
	2歳児	0	0	0	0	0
	3歳児以上	1	0	0	0	0

資料：庁内資料

※施設数・児童数は認定こども園の1号認定を含む

② 幼稚園の状況

本市の幼稚園の児童数は、令和6年5月1日現在で439人となっています。

近年は児童数が減少し続けており、特に令和5年度以降、施設数が減少したこともあり児童数が大幅に減少しています。

幼稚園の現況（各年度5月1日現在）

単位：か所、人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園（公立）施設数		2	1	0	0	0
幼稚園（公立）児童数		45	19	0	0	0
幼稚園（私立）施設数		5	5	5	3	3
幼稚園（私立）児童数		793	761	734	463	439

資料：教育総務課「土浦の教育」

③ 小学校の状況

本市の小学校の児童数は減少し続けており、令和2年度と令和6年度の比較で596人減少しています。

小学校の現況（各年度5月1日現在）

単位：か所、人

区分 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 (公立)	学校数	16	16	16	16	16
	児童数	6,648	6,469	6,365	6,229	6,052

資料：教育総務課「土浦の教育」

※義務教育学校の前期課程（小学校に相当）を含む

④ 中学校の状況

本市の中学校の生徒数は、県立中学校の新設の影響もあり、令和3年度と令和5年度に一時的に増加しましたが、緩やかな減少傾向にあります。

中学校の現況（各年度5月1日現在）

単位：か所、人

区分 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校 (公立)	学校数	8	9	9	9	9
	生徒数	3,421	3,487	3,347	3,403	3,367
中学校 (私立)	学校数	1	1	1	1	1
	生徒数	333	311	320	296	290

資料：教育総務課「土浦の教育」

※義務教育学校の後期課程（中学校に相当）を含む

⑤ 中等教育学校の状況

本市の中等教育学校の生徒数は増加し続けており、令和2年度と令和6年度の比較で161人増加しています。

中等教育学校の現況（各年度5月1日現在）

単位：か所、人

区分 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中等教育 学校 (私立)	学校数	1	1	1	1	1
	生徒数	701	735	802	847	862

資料：教育総務課「土浦の教育」

⑥ 高等学校の状況

本市の高等学校の生徒数は、中学校の生徒数だけでなく小学校の児童数も上回っており、市外から通学する生徒も多いことがうかがえます。近年は減少傾向にあります。

高等学校の現況（各年度5月1日現在）

単位：か所、人

区分 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等学校 (公立)	学校数	6	6	6	6	6
	生徒数	4,113	4,051	3,944	3,828	3,818
高等学校 (私立)	学校数	3	4	4	4	4
	生徒数	4,300	4,236	4,247	4,015	3,983

資料：教育総務課「土浦の教育」

⑦ 子育て支援施設等の年間利用者数

本市の子育て支援施設等の利用者数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しましたが、令和3年度以降、回復傾向にあります。

子育て支援施設等の年間利用者数

単位：延べ人

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援センター 「さくらんぼ」	4,988	2,167	2,468	3,437	5,281
子育て支援センター 「ありんこクラブ」	3,179	1,658	1,592	1,867	1,123
子育て支援センター 「ふくろう」	—	—	—	—	1,923
白鳥保育園地域子育て 支援センター	898	459	695	289	160
子育て支援センター 「ひまわり」	3,690	1,845	1,482	1,976	2,334
都和児童館	16,297	8,463	8,981	11,537	11,697
新治児童館	8,119	2,771	3,325	4,992	4,889
ポプラ児童館	15,932	7,953	9,533	15,062	17,032
子育て交流サロン 「わらべ」	4,887	1,647	2,238	2,968	2,410
子育て交流サロン 「のぞみ」	8,489	3,433	2,835	3,006	3,447
土浦市ファミリー・ サポート・センター	1,479	524	754	401	307
合計	67,958	30,920	33,903	45,535	50,603

資料：庁内資料

年度
区分

⑧ 放課後児童クラブの入所児童数

本市の放課後児童クラブには、定員1,704人に対して1,655人の児童が入所しています。学年別の人数の割合をみると、1年生、2年生が過半数を占めています。

放課後児童クラブの入所児童数（令和6年5月1日現在）

単位：人

放課後児童クラブ名	定員	入所児童数						
		合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
土浦小	130	126	44	32	27	15	6	2
下高津小	140	136	36	40	29	23	7	1
東小	99	87	13	30	23	13	5	3
大岩田小	118	119	30	30	16	23	7	13
真鍋小	190	172	65	47	40	18	2	0
都和小	117	121	40	30	29	17	3	2
荒川沖小	88	95	25	24	19	19	8	0
中村小	114	82	23	16	15	11	15	2
土浦第二小	116	117	33	39	26	11	4	4
上大津東小	80	89	31	25	30	2	0	1
神立小	118	125	44	33	24	14	6	4
右廻小	76	57	20	12	11	11	3	0
都和南小	75	75	16	20	19	12	7	1
乙戸小	77	79	29	22	25	3	0	0
菅谷小	38	40	8	12	9	6	0	5
新治学園	128	135	27	31	28	22	16	11
合計	1,704	1,655	484	443	370	220	89	49

資料：庁内資料

⑨ 放課後子供教室の登録児童数

本市の放課後子供教室には、1,304人の児童が登録しています。学年別の人数の割合をみると、1年生、2年生が過半数を占めています。

放課後子供教室の登録児童数（令和6年2月末日現在）

単位：人

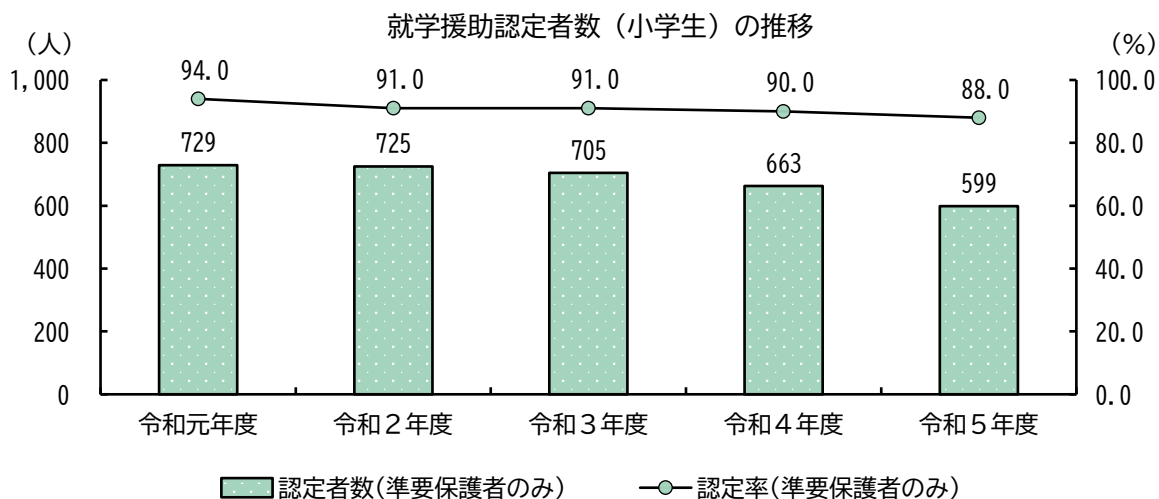
放課後子供教室名	登録児童数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
土浦小	46	48	51	32	17	12	206
下高津小	24	29	16	10	1	0	80
東小	21	22	20	7	5	0	75
大岩田小	29	25	17	6	3	3	83
真鍋小	2	9	6	0	0	0	17
都和小	31	36	17	2	8	0	94
荒川沖小	31	38	37	30	16	2	154
中村小	12	10	5	6	0	0	33
土浦第二小	3	6	1	1	0	0	11
上大津東小	26	38	14	6	0	0	84
神立小	40	21	23	9	0	0	93
右籾小	9	19	20	7	10	0	65
都和南小	21	21	25	19	15	3	104
乙戸小	19	26	11	4	0	0	60
菅谷小	12	10	9	0	5	1	37
新治学園	29	32	25	15	6	1	108
合計	355	390	297	154	86	22	1,304

資料：庁内資料

(6) その他の状況

① 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の就学援助認定者数（小学生）は減少しており、令和5年度で認定者数は599人、認定率は88.0%となっています。



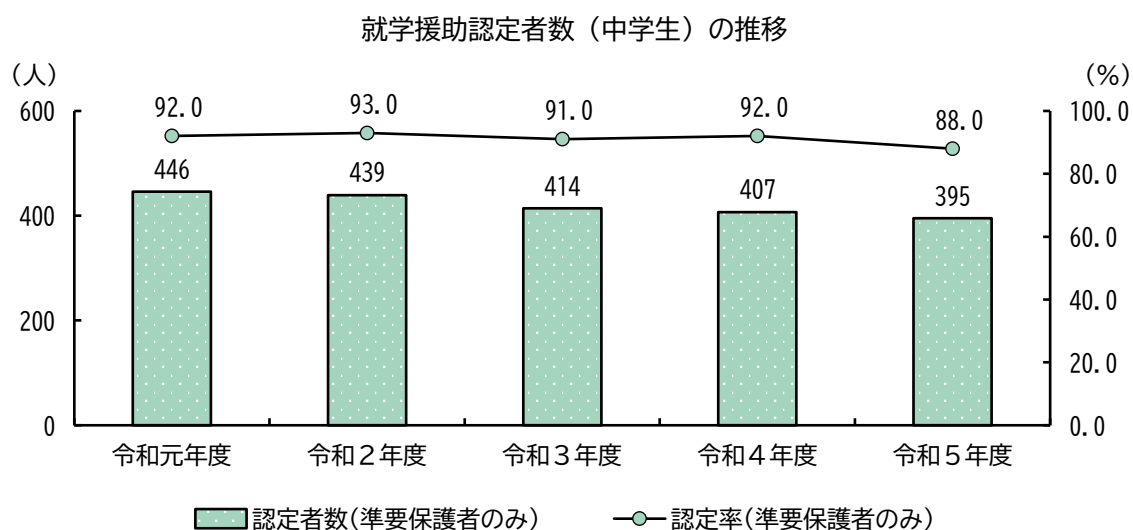
※準要保護者…市が要保護者（生活保護）に準ずる程度に困窮していると認める者

※認定率……認定者の延べ人数÷申請者の延べ人数

資料：庁内資料

② 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の就学援助認定者数（中学生）は減少しており、令和5年度で認定者数は395人、認定率は88.0%となっています。



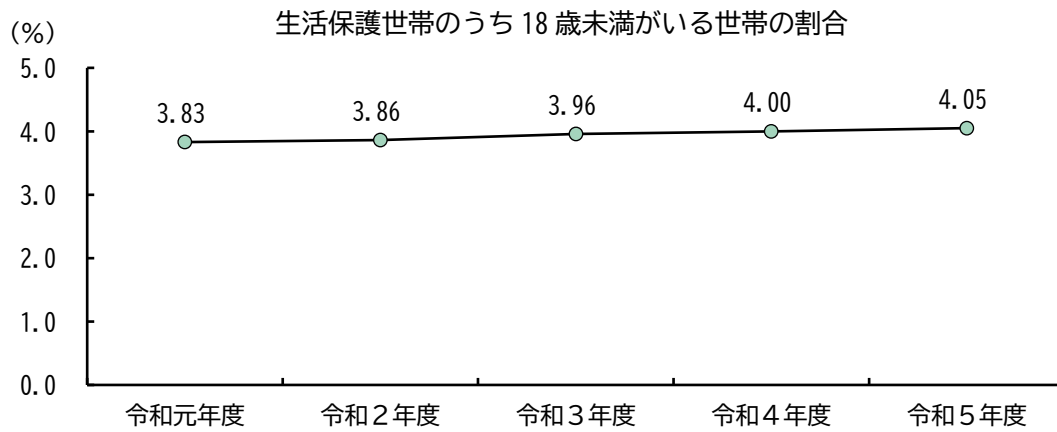
※準要保護者…市が要保護者（生活保護）に準ずる程度に困窮していると認める者

※認定率……認定者の延べ人数÷申請者

資料：庁内資料

③ 18歳未満がいる生活保護世帯の推移

本市の生活保護世帯のうち、18歳未満がいる世帯の割合は増加しており、令和5年度で4.05%となっています。



資料：庁内資料

④ 生活保護世帯の進学者数

本市の生活保護世帯の進学者数は、令和5年度で高校進学者数は5人、大学進学者数は1人となっています。

生活保護世帯の進学者数

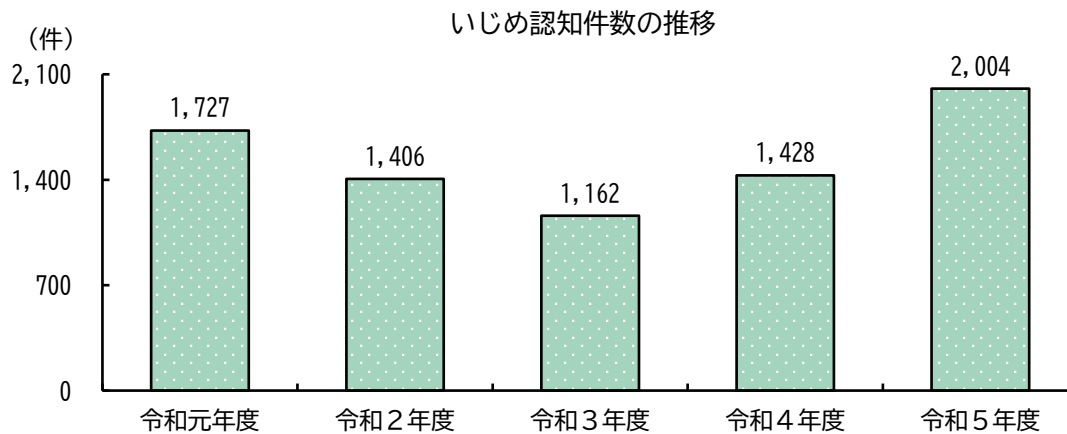
単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高校進学者数	4	5	5	5	5
15歳の人数	5	5	6	7	5
大学進学者数	0	1	0	0	1
18歳の人数	10	6	9	4	11

資料：庁内資料

⑤ いじめの認知件数の推移

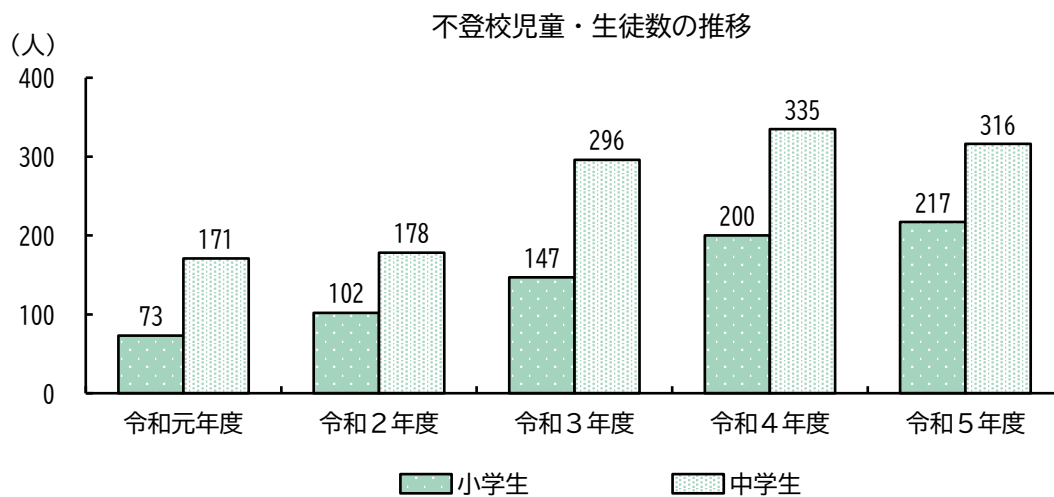
本市のいじめの認知件数は、令和3年度まで減少した後増加に転じ、令和5年度で2,004件となっています。



資料：庁内資料

⑥ 不登校児童生徒数の推移

本市の不登校児童生徒数は、令和5年度で小学生は217人、中学生は316人となっており、増加傾向にあります。



資料：庁内資料

⑦ 年代別自殺者数

本市における自殺者数は、令和５年度で20歳未満は２人、20歳～29歳は４人、30歳～39歳は６人となっています。

年代別自殺者数

単位：人

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
20歳未満	1	0	3	0	2
20歳～29歳	1	3	3	0	4
30歳～39歳	2	5	4	4	6

資料：地域における自殺の基礎資料

⑧ こどもの貧困率

本市におけるこどもの貧困率は、令和６年度に実施したアンケート調査の結果では8.5%となっており、国全体の11.5%を下回っています。

こどもの貧困率

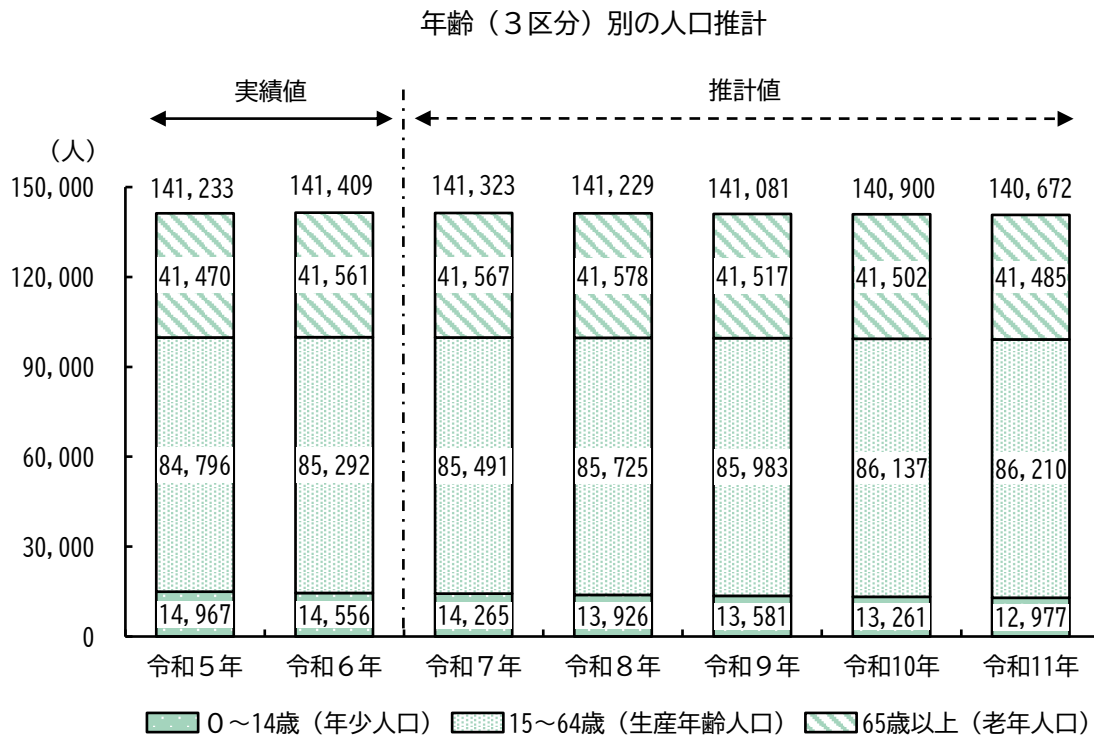
国（令和４年国民生活基礎調査）	土浦市
11.5%	8.5%

※こどもの貧困率…こども全体に占める、等価可処分所得（収入から税金等を除いた手取り収入を世帯人数の平方根で割って調整した所得）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分のライン）に満たないこどもの割合。

2 本市の人口推計

(1) 年齢（3区分）別の人口推計

令和7年から11年までの人口推計では、総人口は年々減少する傾向にあり、本計画の最終年である令和11年の推計値は14万672人となっています。年齢（3区分）別では、65歳以上（老年人口）は横ばい、15～64歳（生産年齢人口）は緩やかな増加傾向となる一方、0～14歳（年少人口）は減少し続け、令和11年には1万2,977人となる見込みです。



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（各年4月1日現在）

※コーホート変化率法：コーホート【同年（又は同期間）に出生した集団】ごとの5年間の人口増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法

(2) 0歳～11歳のこどもの人口推計

0歳から11歳までのこどもの人口推計においても、令和11年まで一貫して減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	実績値		推計値				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	799	774	788	781	777	773	768
1歳	852	811	781	795	789	785	781
2歳	819	835	812	783	798	792	788
3歳	856	819	828	808	775	794	787
4歳	861	867	821	830	813	778	795
5歳	964	866	869	820	833	815	783
6歳	981	954	869	873	822	835	818
7歳	969	979	961	875	878	828	842
8歳	1,057	982	978	961	872	878	829
9歳	1,080	1,057	985	981	963	875	881
10歳	1,109	1,073	1,052	982	979	962	872
11歳	1,145	1,122	1,081	1,061	990	987	969
合計	11,492	11,139	10,825	10,550	10,289	10,102	9,913

実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（各年4月1日現在）

3 アンケート調査の結果から見る現状

(1) ニーズ調査の概要

① 目的

子ども・子育て支援事業計画で市が確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現在の利用状況や今後の利用希望に関するアンケート調査を実施しました。

② 対象者

- 1 就学前児童（0～5歳）の保護者：
住民基本台帳から0～5歳 2,000人を無作為抽出し、宛名は児童名としました。
- 2 就学児童（小学校）の保護者：
住民基本台帳から6～11歳 1,000人を無作為抽出し、宛名は児童名としました。

※住民基本台帳のデータ基準日は令和6年4月1日

③ 調査期間

令和6年4月24日（水）～令和6年5月17日（金）

④ 調査方法

郵送による回答依頼、Webによる回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	2,000通	460通	23.0%
就学児童	1,000通	282通	28.2%

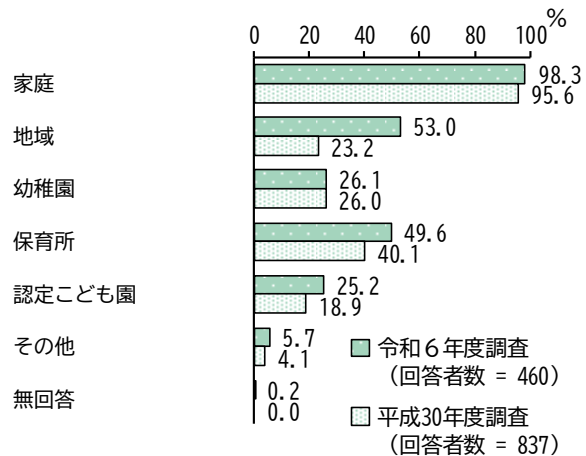
(2) ニーズ調査の結果（抜粋）

【就学前児童保護者】

① 子育て（教育を含む）に影響すると思われる環境

「家庭」の割合が 98.3%と最も高く、次いで「地域」の割合が 53.0%、「保育所」の割合が 49.6%となっています。

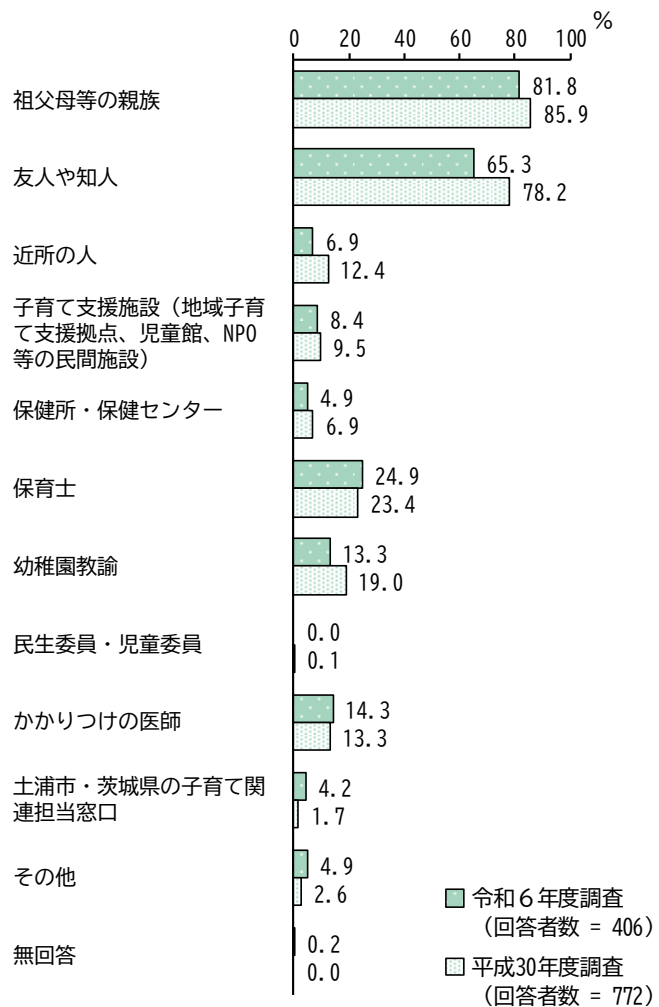
平成 30 年度調査と比較すると、「地域」「保育所」「認定こども園」の割合が増加しています。



② 子育て（教育を含む）に関して気軽に相談できる先

「祖父母等の親族」の割合が 81.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 65.3%、「保育士」の割合が 24.9%となっています。

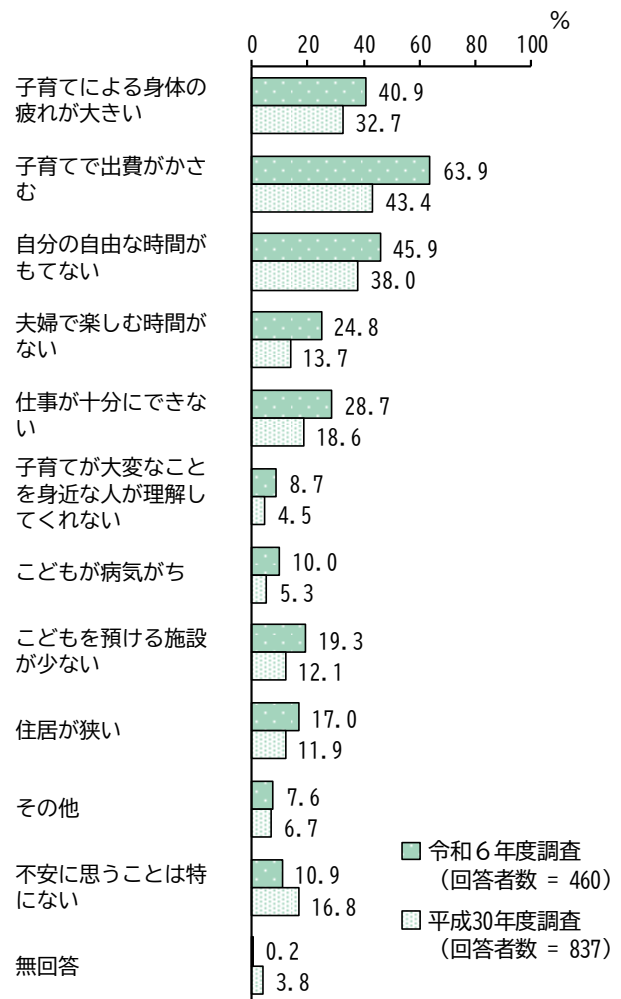
平成 30 年度調査と比較すると、「友人や知人」「近所の人」「幼稚園教諭」の割合が減少しています。



③ 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

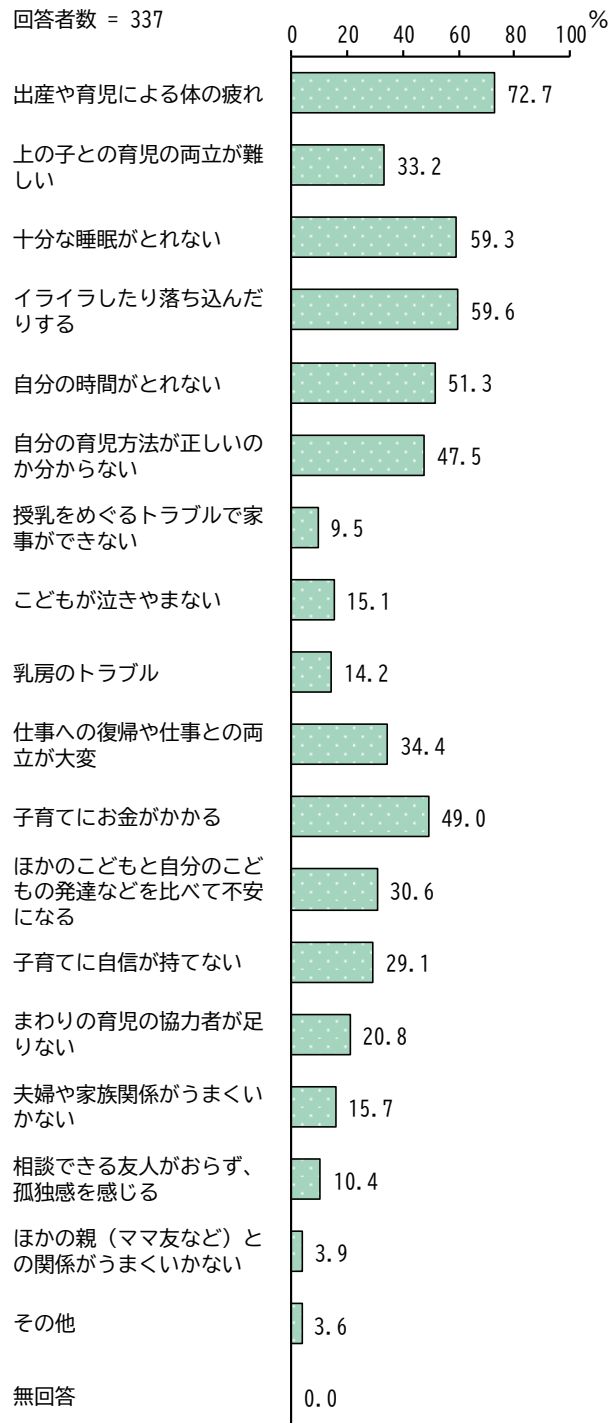
「子育てで出費がかさむ」の割合が63.9%と最も高く、次いで「自分の自由な時間がもてない」の割合が45.9%、「子育てによる身体の疲れが大きい」の割合が40.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子育てによる身体の疲れが大きい」「子育てで出費がかさむ」「自分の自由な時間がもてない」「夫婦で楽しむ時間がない」「仕事が十分にできない」「こどもを預ける施設が少ない」「住居が狭い」の割合が増加しています。一方、「不安に思うことは特にない」の割合が減少しています。



④ 産後に感じた不安や負担の内容

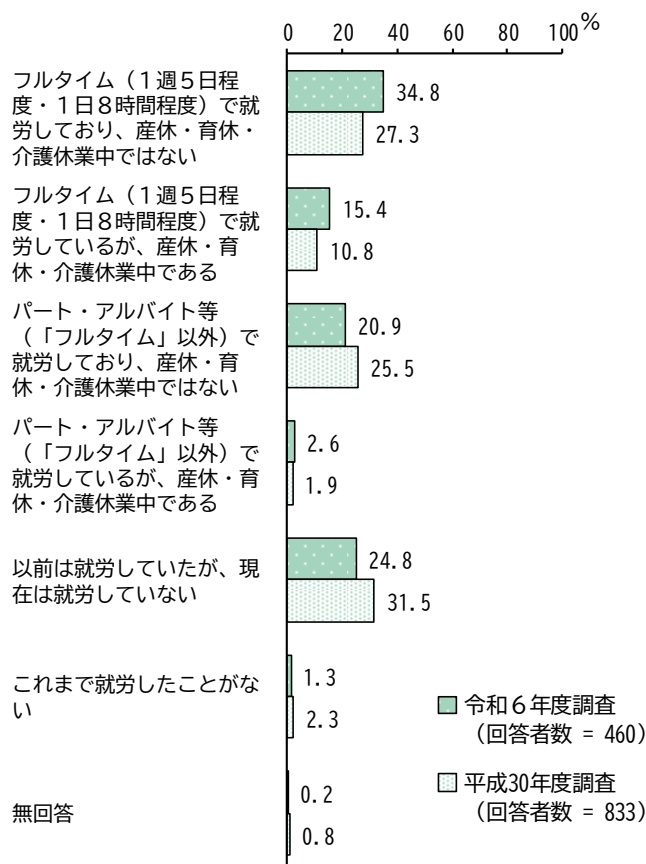
「出産や育児による体の疲れ」の割合が72.7%と最も高く、次いで「イライラしたり落ち込んだりする」の割合が59.6%、「十分な睡眠がとれない」の割合が59.3%となっています。



⑤ 母親の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.8%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.8%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が20.9%となっています。

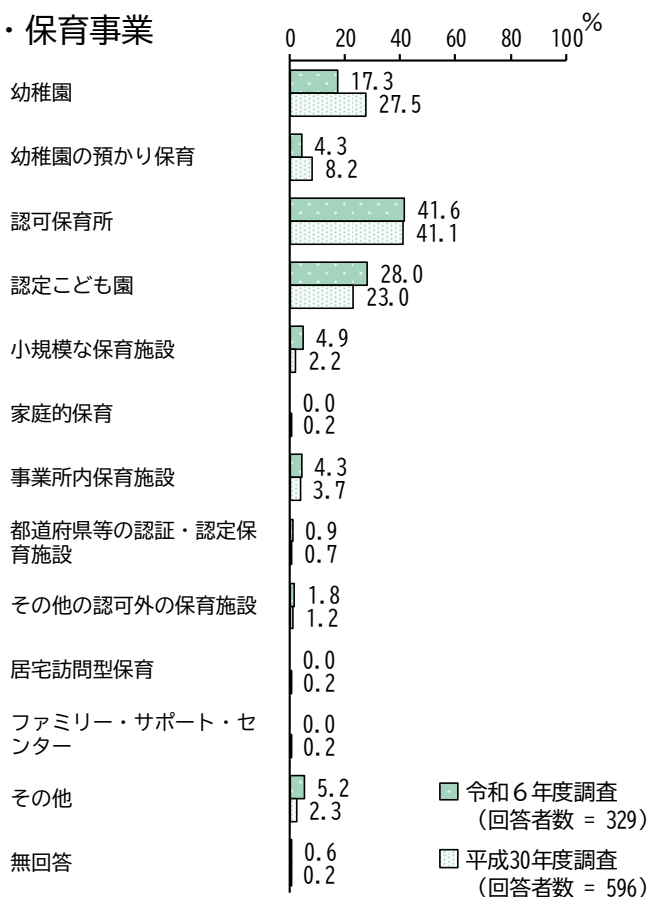
平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



⑥ 平日に定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が41.6%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が28.0%、「幼稚園」の割合が17.3%となっています。

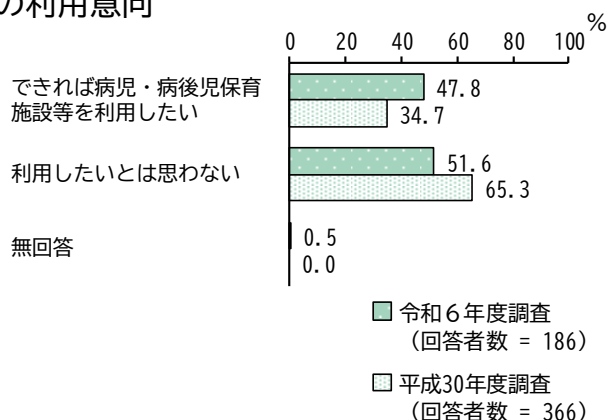
平成30年度調査と比較すると、「幼稚園」の割合が減少しています。



⑦ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が47.8%、「利用したいとは思わない」の割合が51.6%となっています。

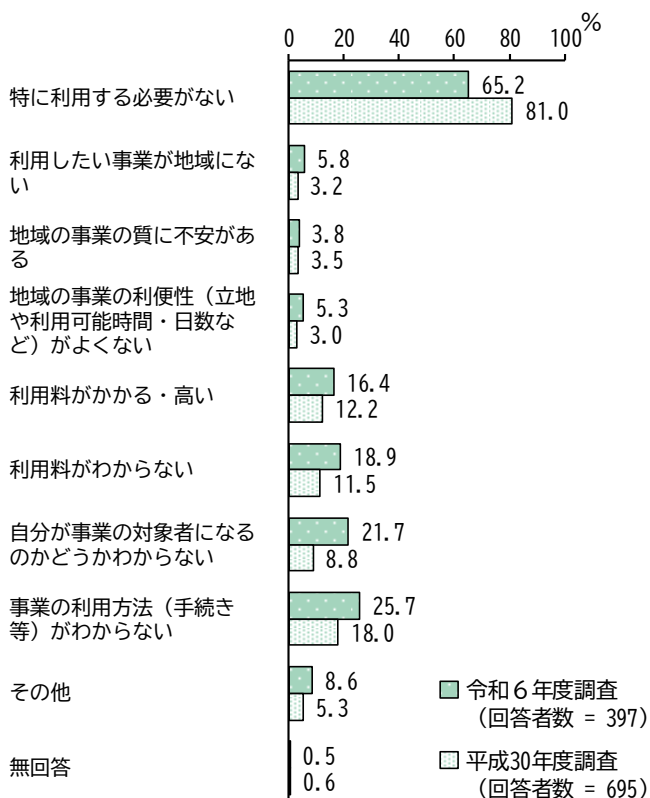
平成30年度調査と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が増加しています。一方、「利用したいとは思わない」の割合が減少しています。



⑧ 不定期の教育・保育事業を利用していない理由

「特に利用する必要がない」の割合が65.2%と最も高く、次いで「事業の利用方法（手続き等）がわからない」の割合が25.7%、「自分が事業の対象者になるのかどうかかわからない」の割合が21.7%となっています。

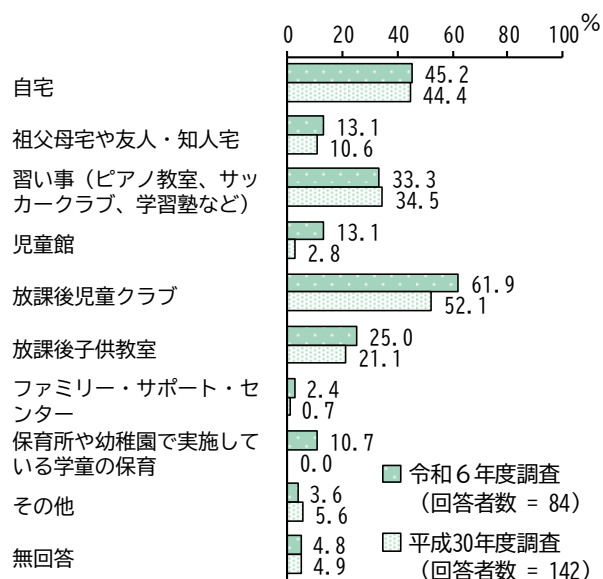
平成30年度調査と比較すると、「利用料がわからない」「自分が事業の対象者になるのかどうかかわからない」「事業の利用方法（手続き等）がわからない」の割合が増加しています。一方、「特に利用する必要がない」の割合が減少しています。



⑨ 小学校低学年（１～３年生）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ」の割合が61.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が45.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が33.3%となっています。

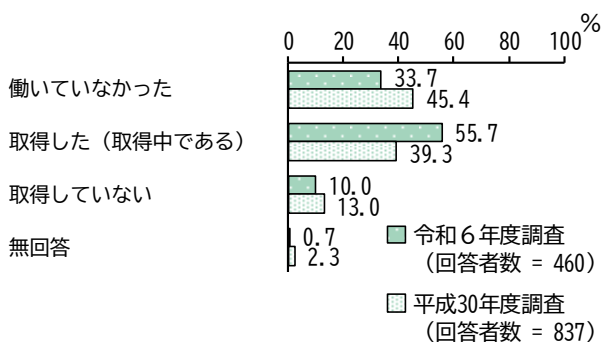
平成30年度調査と比較すると、「児童館」「放課後児童クラブ」「保育所や幼稚園で実施している学童の保育」の割合が増加しています。



⑩ 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が55.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が33.7%となっています。また、「取得した（取得中である）」「取得していない」の合計に占める「取得した（取得中である）」の割合は、84.8%となっています。

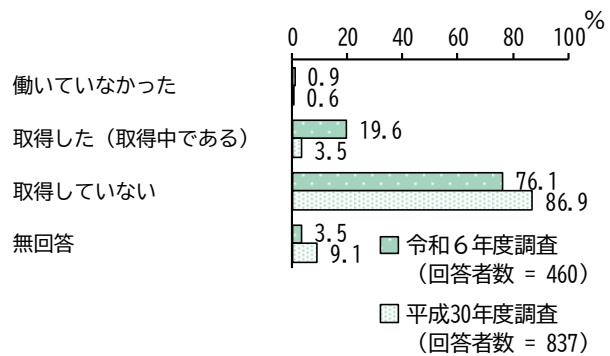
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



⑪ 父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が 76.1%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 19.6%となっています。また、「取得した（取得中である）」「取得していない」の合計に占める「取得した（取得中である）」の割合は、20.5%となっています。

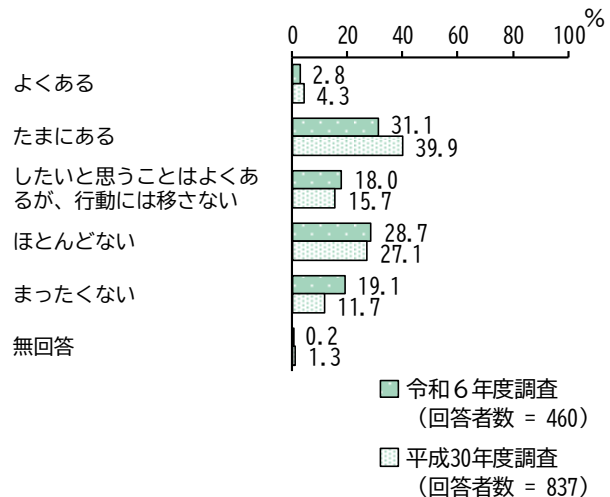
平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



⑫ こどもに対して、思わずたいたり、心を傷つけてしまうような言動をしたり、相手や世話などをしなかった経験の有無

「たまにある」の割合が 31.1%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が 28.7%、「まったくない」の割合が 19.1%となっています。

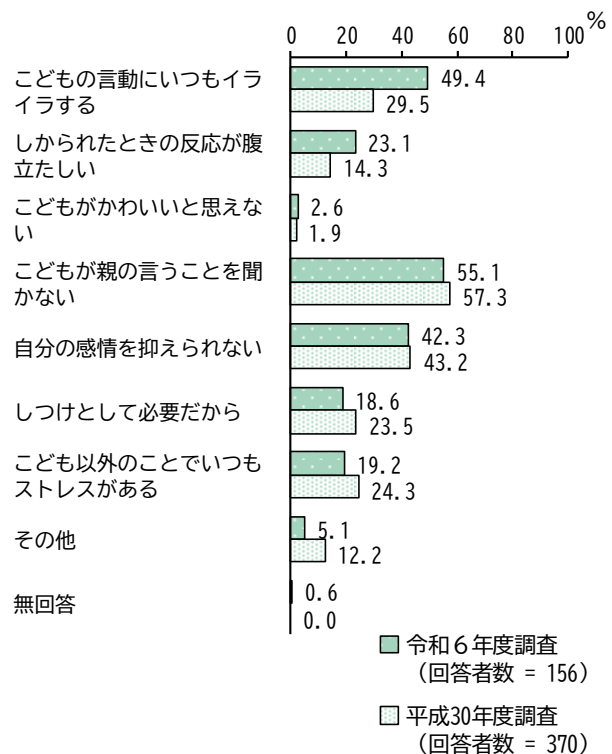
平成 30 年度調査と比較すると、「まったくない」の割合が増加しています。一方、「たまにある」の割合が減少しています。



⑬ こどもに対して、思わずたたいたり、心を傷つけてしまうような言動をしたり、相手や世話などをしなかった原因

「こどもが親の言うことを聞かない」の割合が 55.1%と最も高く、次いで「こどもの言動にいつもイライラする」の割合が 49.4%、「自分の感情を抑えられない」の割合が 42.3%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「こどもの言動にいつもイライラする」「しかられたときの反応が腹立たしい」の割合が増加しています。一方、「こども以外のことでいつもストレスがある」の割合が減少しています。

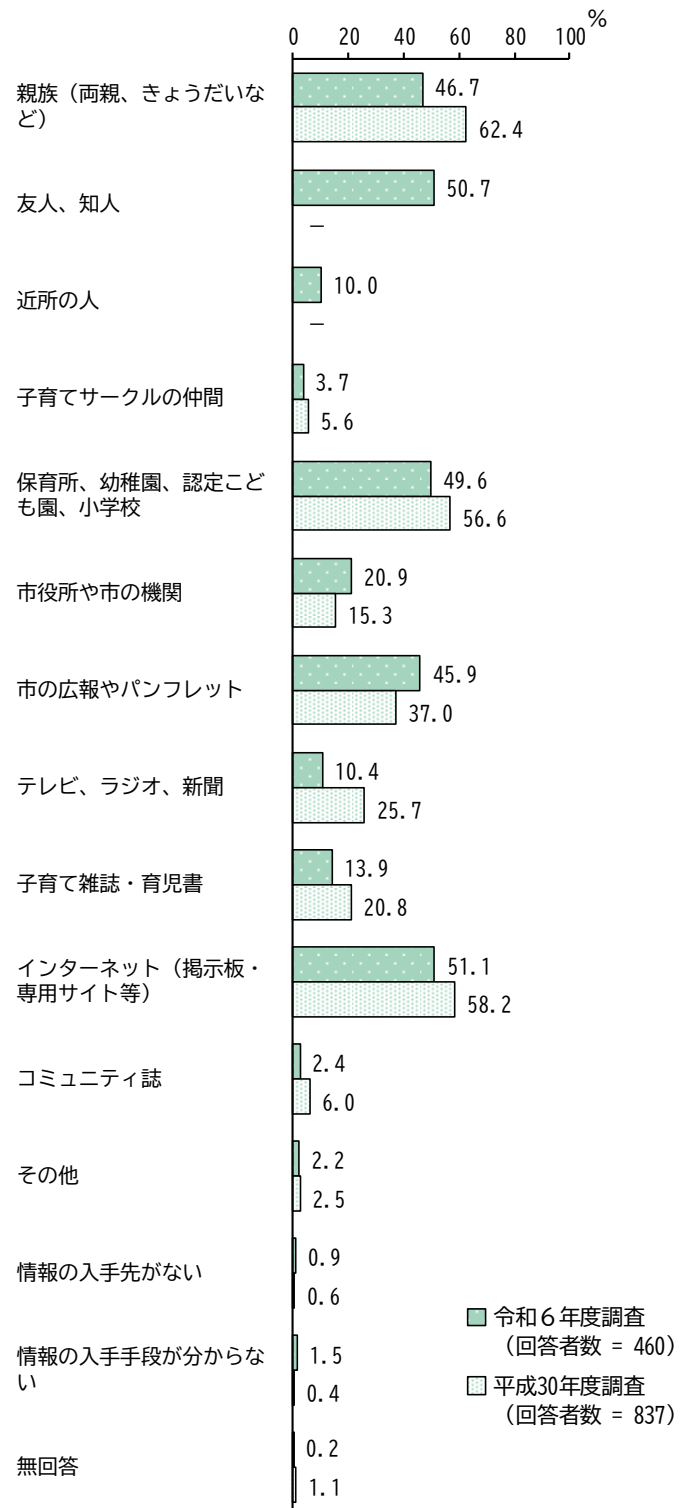


⑭ 子育て支援に関する情報の入手先

「インターネット（掲示板・専用サイト等）」の割合が51.1%と最も高く、次いで「友人、知人」の割合が50.7%、

「保育所、幼稚園、認定こども園、小学校」の割合が49.6%となっています。

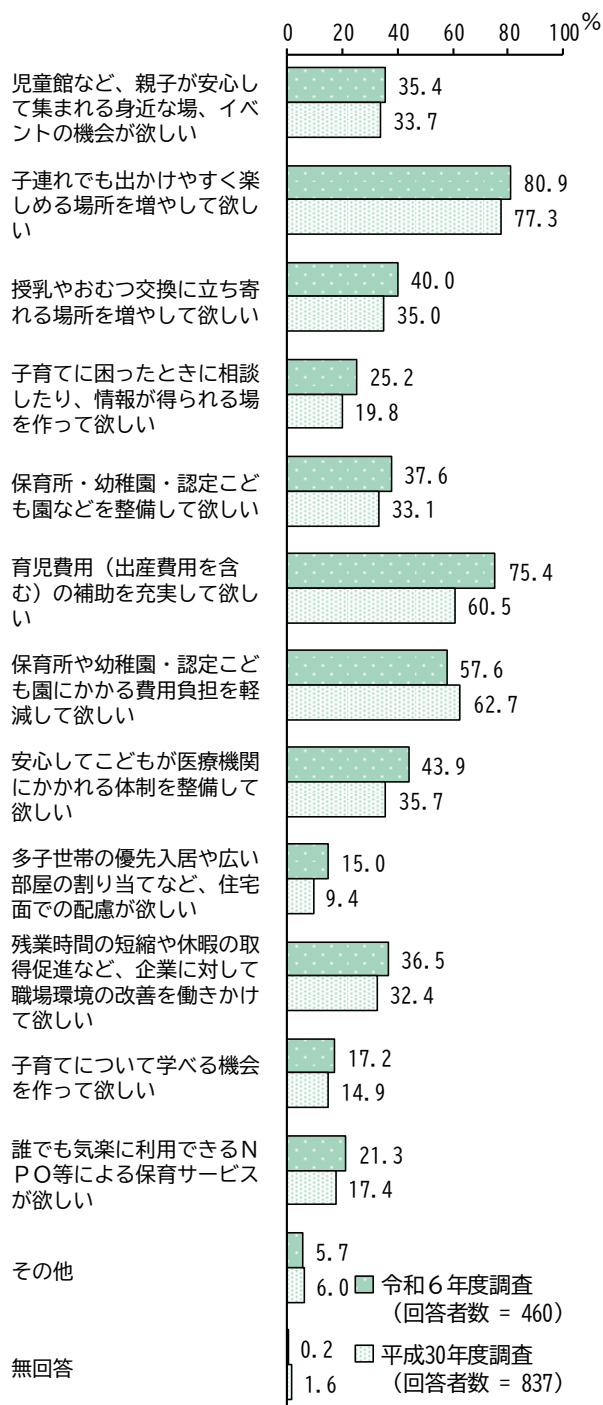
平成30年度調査と比較すると、「市役所や市の機関」「市の広報やパンフレット」の割合が増加しています。一方、「親族（両親、きょうだいなど）」「保育所、幼稚園、認定こども園、小学校」「テレビ、ラジオ、新聞」「子育て雑誌・育児書」「インターネット（掲示板・専用サイト等）」の割合が減少しています。



⑮ 子育て支援に期待すること

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が80.9%と最も高く、次いで「育児費用（出産費用を含む）の補助を充実して欲しい」の割合が75.4%、「保育所や幼稚園・認定こども園にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合が57.6%となっています。

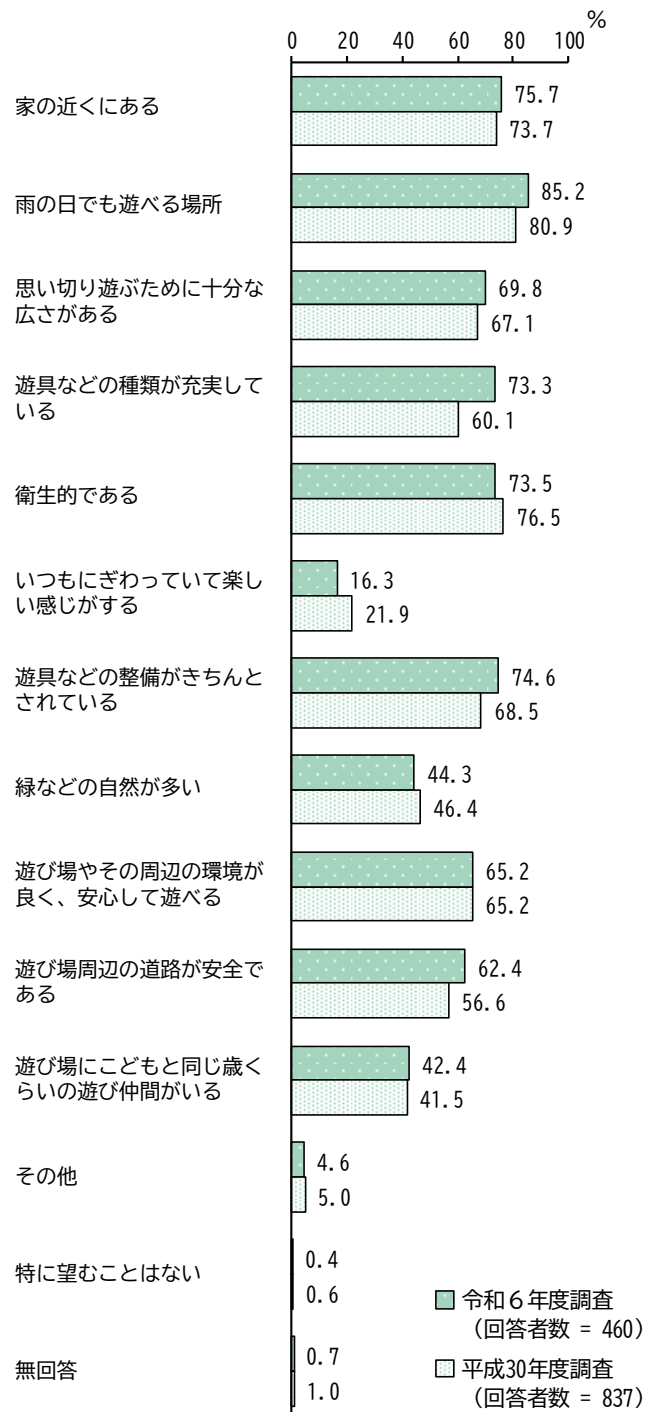
平成30年度調査と比較すると、「子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場を作って欲しい」「育児費用（出産費用を含む）の補助を充実して欲しい」「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」「多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮が欲しい」の割合が増加しています。一方、「保育所や幼稚園・認定こども園にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合が減少しています。



⑩ 遊び場に望むこと

「雨の日でも遊べる場所」の割合が85.2%と最も高く、次いで「家の近くにある」の割合が75.7%、「遊具などの整備がきちんとされている」の割合が74.6%となっています。

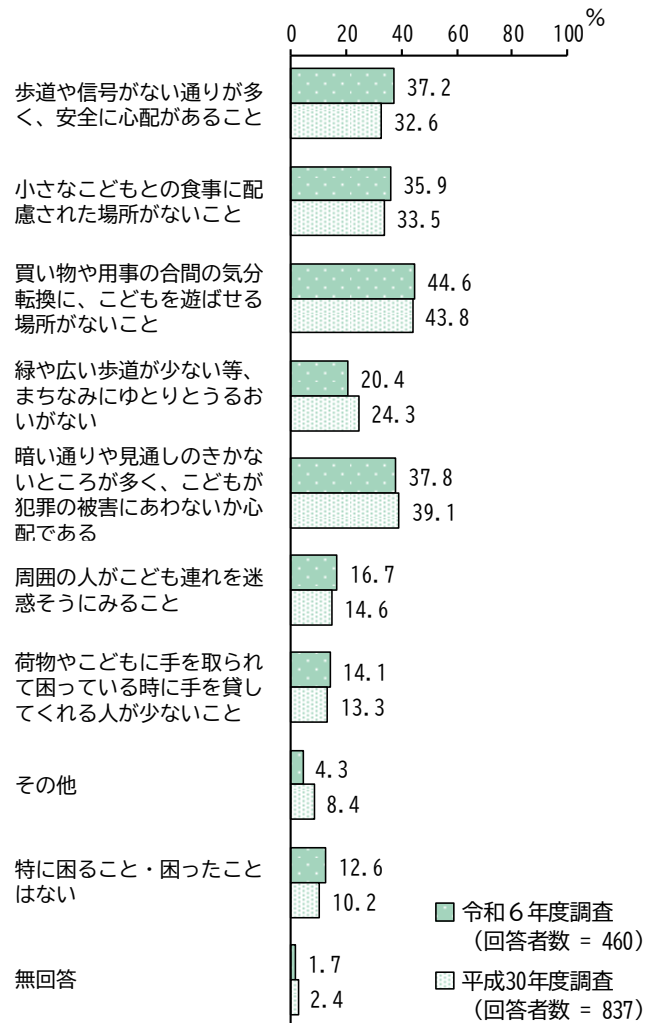
平成30年度調査と比較すると、「遊具などの種類が充実している」「遊具などの整備がきちんとされている」「遊び場周辺の道路が安全である」の割合が増加しています。一方、「いつもにぎわっていて楽しい感じがする」の割合が減少しています。



⑰ こどもとの外出の際、困ること・困ったこと

「買い物や用事の合間の気分転換に、こどもを遊ばせる場所がないこと」の割合が44.6%と最も高く、次いで「暗い通りや見通しのきかないところが多く、こどもが犯罪の被害にあわないか心配である」の割合が37.8%、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」の割合が37.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

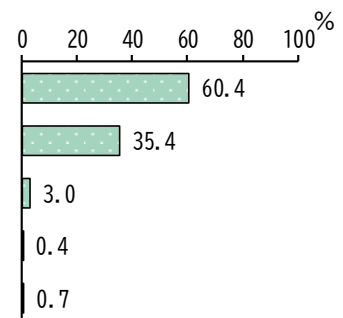


⑱ 「こどもは権利の主体である」と思うか

「そう思う」の割合が 60.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」の割合が 35.4%となっています。

回答者数 = 460

そう思う
どちらかといえば、そう思う
どちらかといえば、そう思わない
そう思わない
無回答

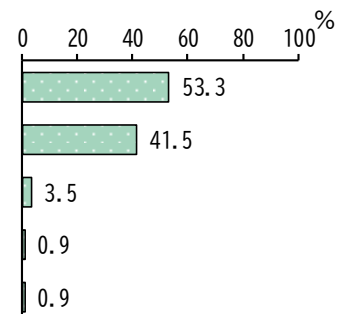


⑲ こどもからの意見や要望を取り入れるように意識しているか

「常にしている」の割合が 53.3%と最も高く、次いで「ときどきしている」の割合が 41.5%となっています。

回答者数 = 460

常にしている
ときどきしている
あまりしていない
まったくしたことがない
無回答

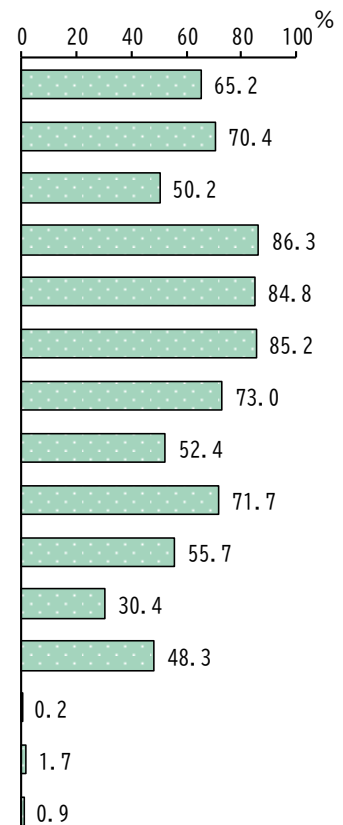


⑳ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと

「暴力や言葉で傷つけないこと」の割合が 86.3%と最も高く、次いで「自分の考えを自由に言えること」の割合が 85.2%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が 84.8%となっています。

回答者数 = 460

人種や性別、宗教などで差別されないこと
障がいのある子が差別されないこと
こどもが知りたいことを隠さないこと
暴力や言葉で傷つけないこと
家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと
自分の考えを自由に言えること
人と違う自分らしさが認められること
自分の秘密が守られること
自分のことは自分で決められること
自由な時間をもつこと
自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
必要な情報を知ることや参加する手助けを受けられること
わからない
その他
無回答



【就学児童保護者】

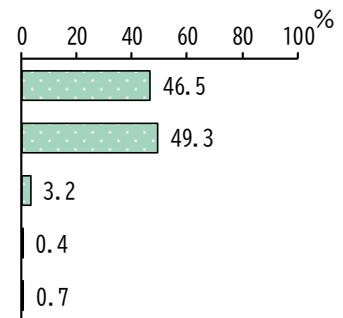
① 「こどもは権利の主体である」と思うか

「どちらかといえば、そう思う」の割合が 49.3%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 46.5%となっています。

「そう思う」の割合は、就学前児童保護者と比較すると低くなっています。

回答者数 = 282

そう思う
どちらかといえば、そう思う
どちらかといえば、そう思わない
そう思わない
無回答



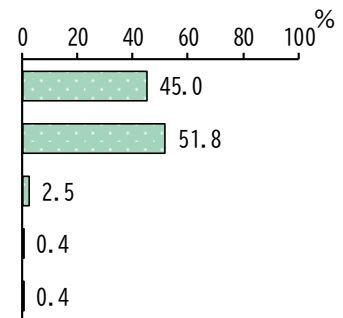
② こどもからの意見や要望を取り入れるように意識しているか

「ときどきしている」の割合が 51.8%と最も高く、次いで「常にしている」の割合が 45.0%となっています。

「常にしている」の割合は、就学前児童保護者と比較すると低くなっています。

回答者数 = 282

常にしている
ときどきしている
あまりしていない
まったくしたことがない
無回答



(3) 生活実態調査の概要

① 目的

社会問題となっている「こどもの貧困対策」や「ヤングケアラー支援」に関する計画を策定する際の基礎資料とするため、生活の状況や困りごとについての調査を実施しました。

② 対象者

- 1 6年生 : 市内の公立小学校（義務教育学校を含む）の6年生全員
- 2 6年生保護者 : 1の保護者
- 3 9年生 : 市内の公立中学校（義務教育学校を含む）の9年生全員
- 4 9年生保護者 : 3の保護者
- 5 17歳 : 住民基本台帳から17歳 1,000人を無作為抽出
- 6 17歳保護者 : 5の保護者

※住民基本台帳のデータ基準日は令和6年4月1日

③ 調査期間

令和6年4月23日（火）～令和6年5月17日（金）

④ 調査方法

- 6年生・6年生保護者 : 学校を通じて配布、Webによる回答
9年生・9年生保護者 : 学校を通じて配布、Webによる回答
17歳・17歳保護者 : 郵送による回答依頼、Webによる回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
6年生	1,096通	355通	32.4%
6年生保護者	1,096通	327通	29.8%
9年生	997通	180通	18.1%
9年生保護者	997通	148通	14.8%
17歳	1,000通	154通	15.4%
17歳保護者	1,000通	178通	17.8%

(4) 生活実態調査の結果（抜粋）

【6年生】

① 平日（学校に行く日）に毎日、朝ごはんを食べるか

「いつも食べる（週に5日）」の割合が89.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 355

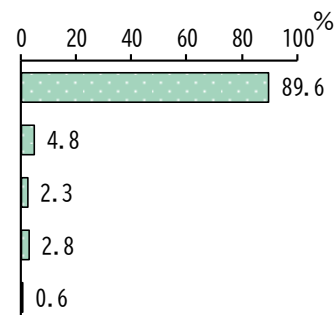
いつも食べる（週に5日）

食べるほうが多い（週に3、4日）

食べないほうが多い（週に1、2日）

いつも食べない

無回答



② 平日（学校に行く日）に夕ごはんをだれと食べるか

「家族（親）」の割合が85.4%と最も高く、次いで「家族（兄弟姉妹）」の割合が53.5%となっています。

回答者数 = 355

家族（親）

家族（兄弟姉妹）

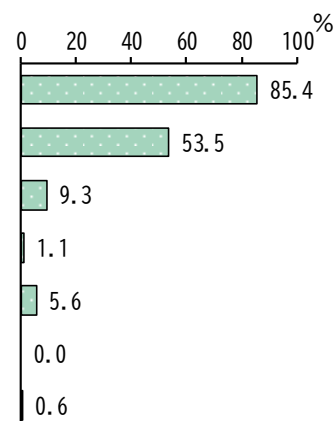
その他の家族（祖父母など）

家族以外の人

一人で食べる

夕ごはんは食べない

無回答



【9年生】

① 平日（学校に行く日）に毎日、朝ごはんを食べるか

「いつも食べる（週に5日）」の割合が87.2%と最も高くなっています。

回答者数 = 180

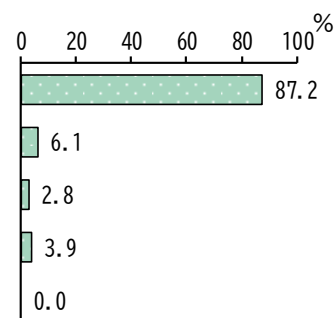
いつも食べる（週に5日）

食べるほうが多い（週に3、4日）

食べないほうが多い（週に1、2日）

いつも食べない

無回答

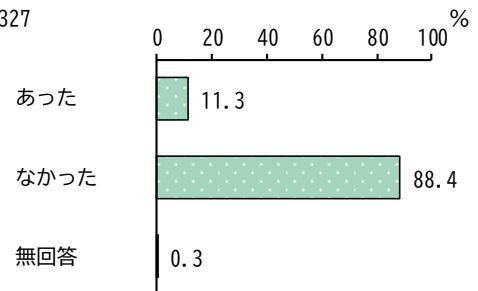


【6年生保護者】

① 過去1年間に、お子さんを医療機関で受診させなかったことの有無

「あった」の割合が11.3%、「なかった」の割合が88.4%となっています。

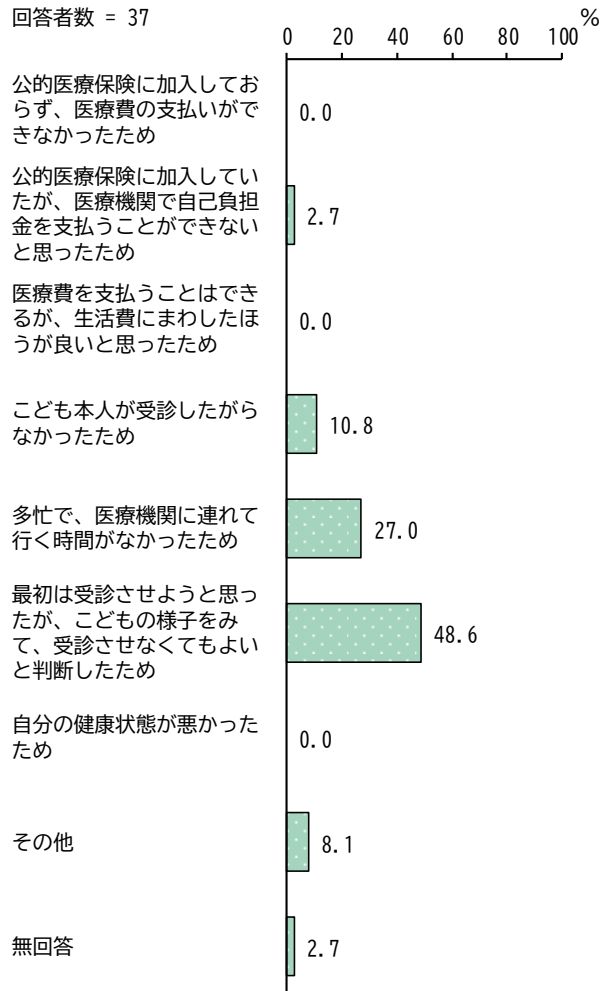
回答者数 = 327



② 受診させなかった理由

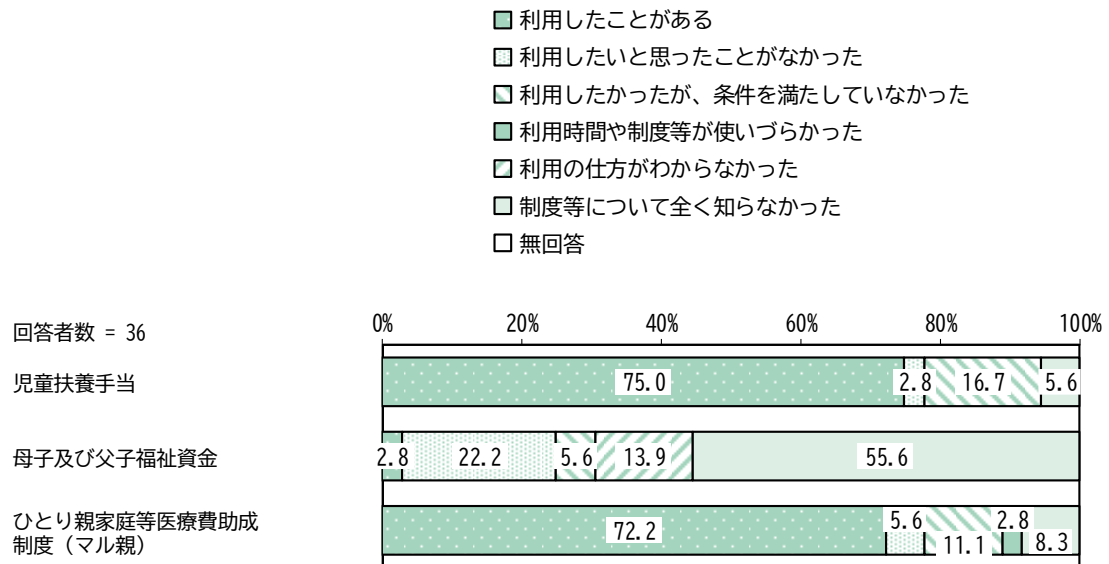
「最初は受診させようと思ったが、こどもの様子をみて、受診させなくてもよいと判断したため」の割合が48.6%と最も高く、次いで「多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため」の割合が27.0%、「こども本人が受診したがらなかったため」の割合が10.8%となっています。

回答者数 = 37



③ これまでに利用したことがあるひとり親世帯向けの制度

『児童扶養手当』『ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）』で「利用したことがある」の割合が高くなっています。一方、『母子及び父子福祉資金』で「利用したいと思ったことがなかった」、「制度等について全く知らなかった」の割合が高くなっています。



(5) こども計画調査の概要

① 目的

こども本人や若者の意見を参考にしてこども・若者についての施策を計画する「こども計画」を策定するため、アンケート調査を実施しました。

② 対象者

小中学生： 市内の公立小学校5年生・公立中学校8年生全員

若者： 住民基本台帳から16～29歳 1,500人を無作為抽出

※住民基本台帳のデータ基準日は令和6年4月1日

③ 調査期間

令和6年4月23日（火）～令和6年5月17日（金）

④ 調査方法

小中学生： 学校を通じて配布、Webによる回答

若者： 郵送による回答依頼、Webによる回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小中学生	2,132通	498通	23.4%
若者	1,500通	231通	15.4%

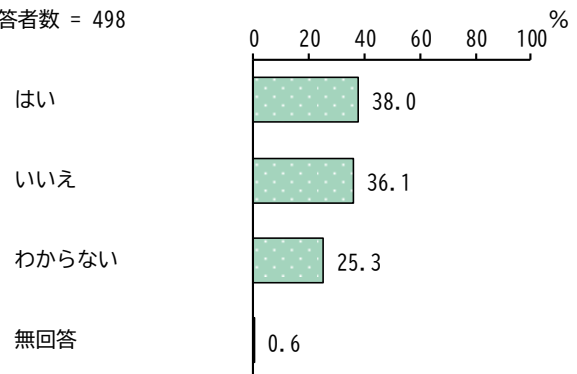
(6) こども計画調査の結果（抜粋）

【小中学生】

① 家や学校以外に「ここに居たい」と感じる場所がほしいか

「はい」の割合が38.0%と最も高く、次いで「いいえ」の割合が36.1%、「わからない」の割合が25.3%となっています。

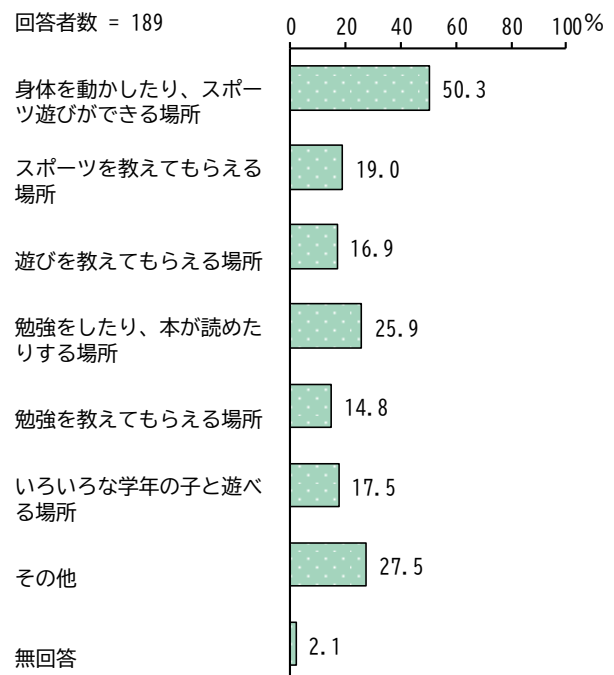
回答者数 = 498



② 行ってみたいと思う場所

「身体を動かしたり、スポーツ遊びができる場所」の割合が50.3%と最も高く、次いで「勉強をしたり、本が読めたりする場所」の割合が25.9%、「スポーツを教えてもらえる場所」の割合が19.0%となっています。

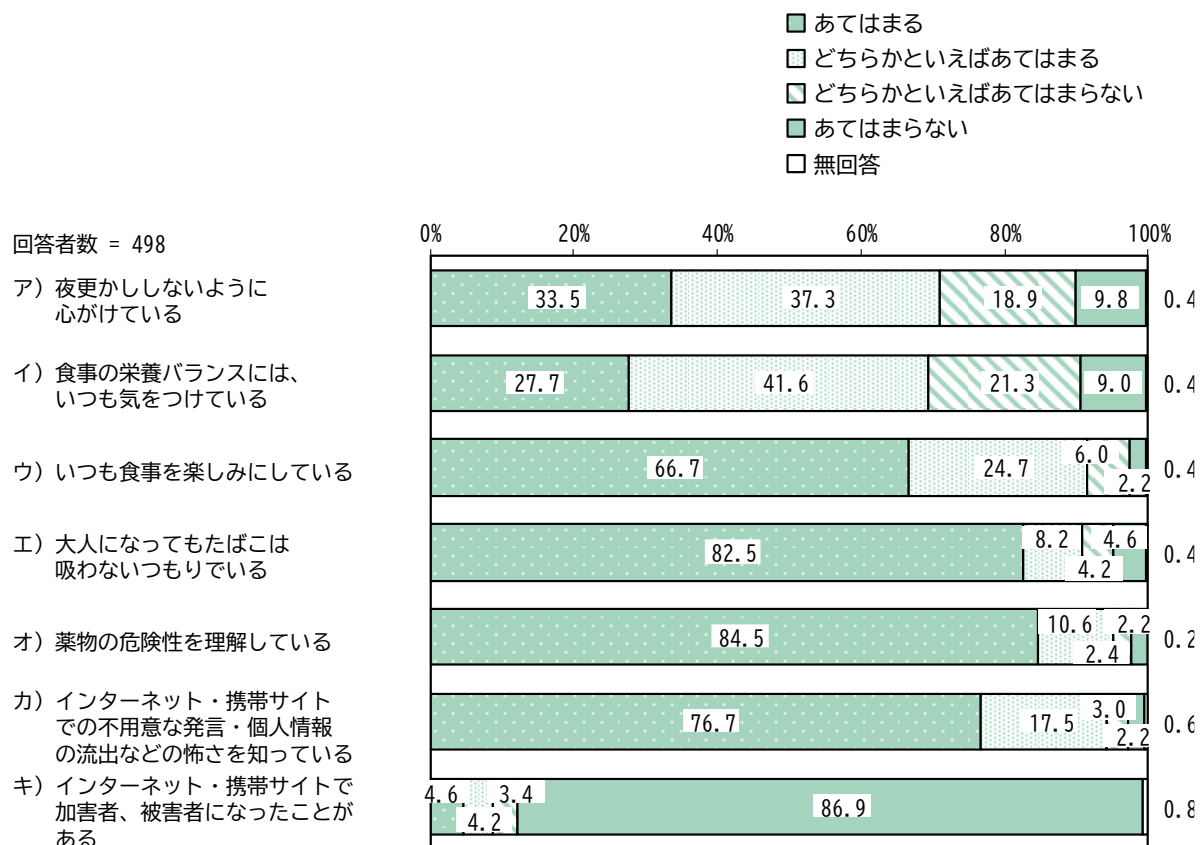
回答者数 = 189



③ 生活への意識

『エ) 大人になってもたばこは吸わないつもりでいる』『オ) 薬物の危険性を理解している』で「あてはまる」の割合が高くなっています。

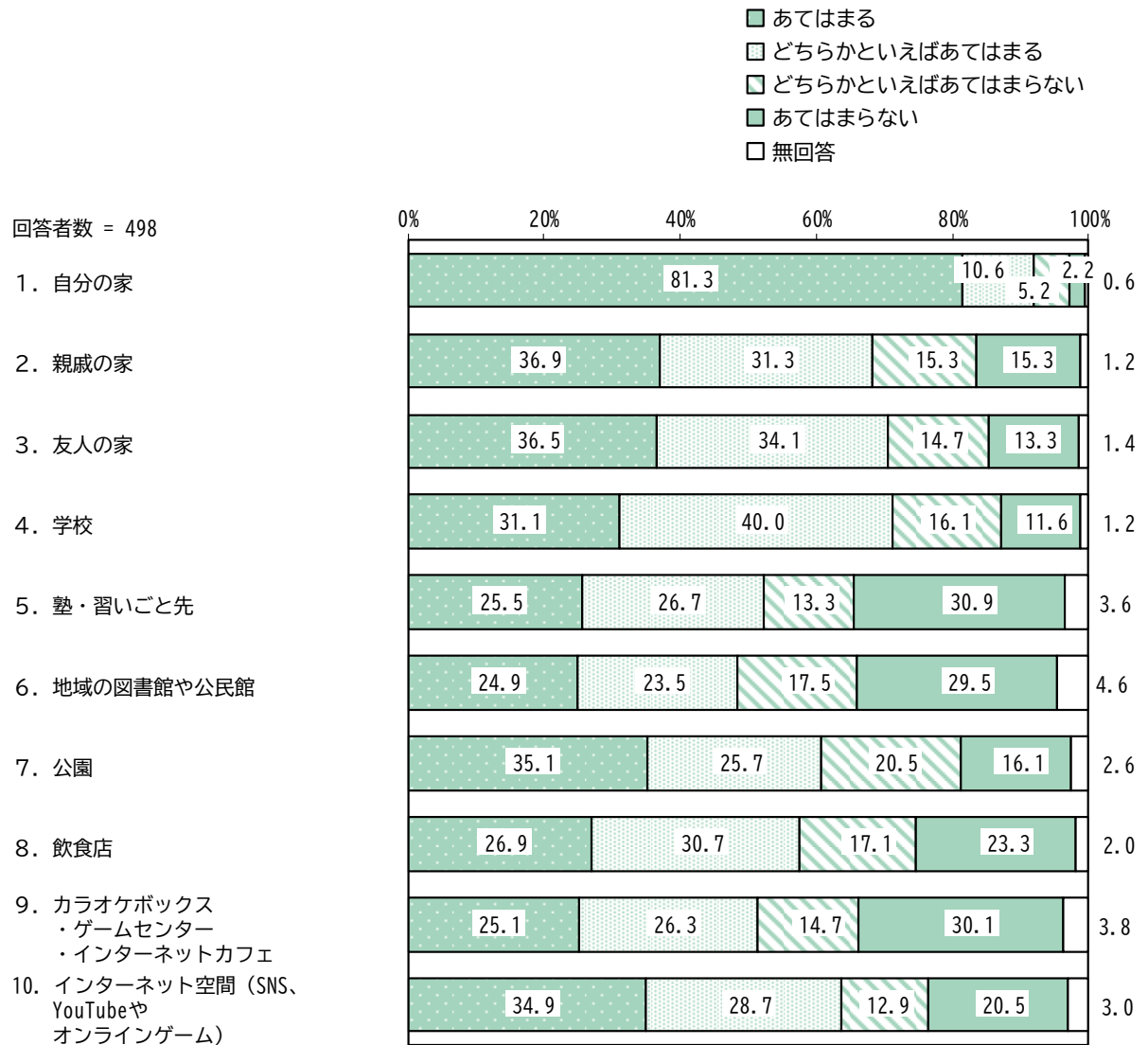
一方、『キ) インターネット・携帯サイトで加害者、被害者になったことがある』で「あてはまらない」の割合が高くなっています。



④ 居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）

『1. 自分の家』で「あてはまる」の割合が、『4. 学校』で「どちらかといえばあてはまる」の割合がそれぞれ高くなっています。

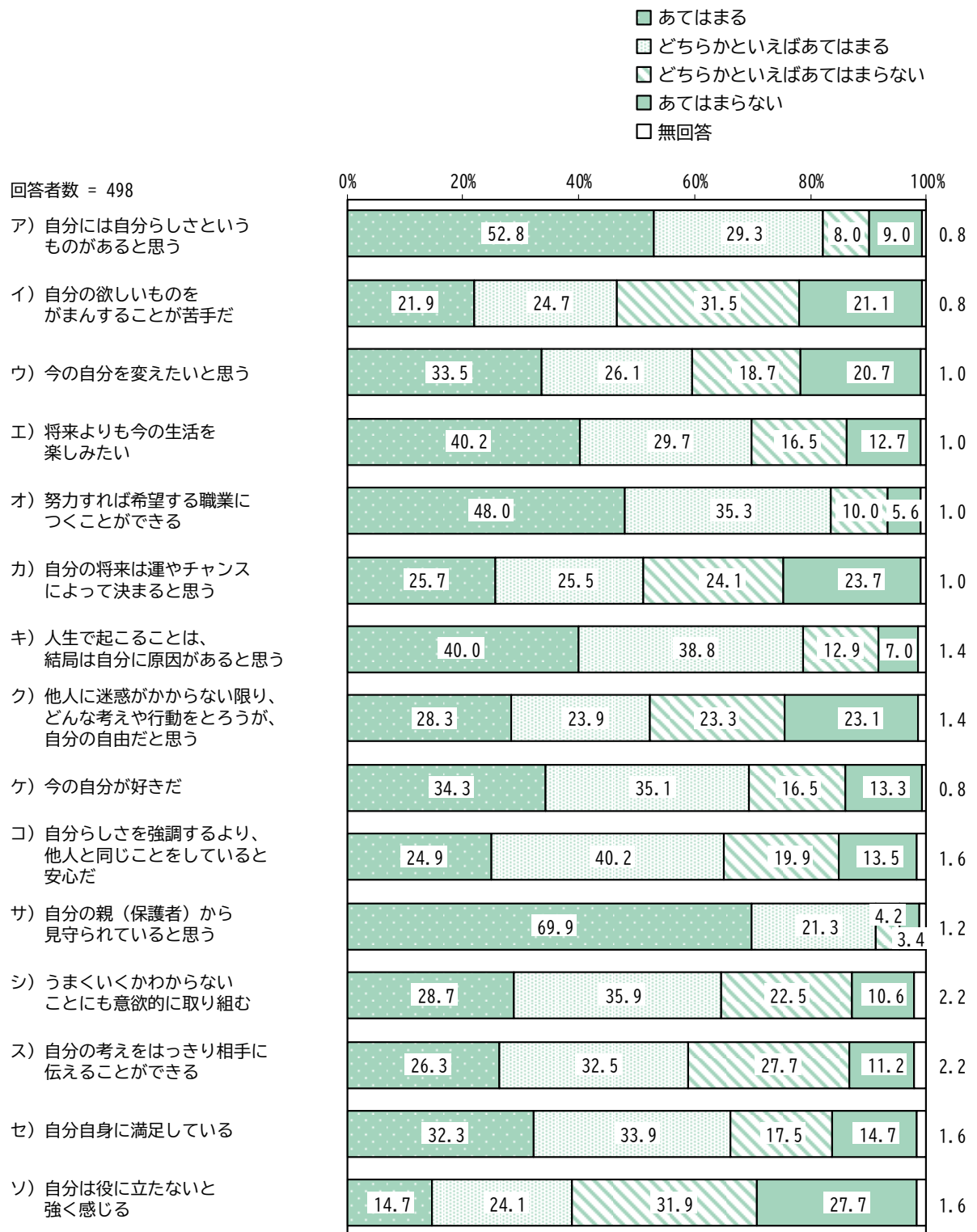
一方、『5. 塾・習いごと先』『6. 地域の図書館や公民館』『9. カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ』で「あてはまらない」の割合が高くなっています。



⑤ あなた自身について、どのくらいあてはまるか

『サ) 自分の親（保護者）から見守られていると思う』で「あてはまる」の割合が高くなっています。

また、『ケ) 今の自分が好きだ』が「あてはまる」の割合は 34.3%、「どちらかといえばあてはまる」を合わせると 69.4%となっています。

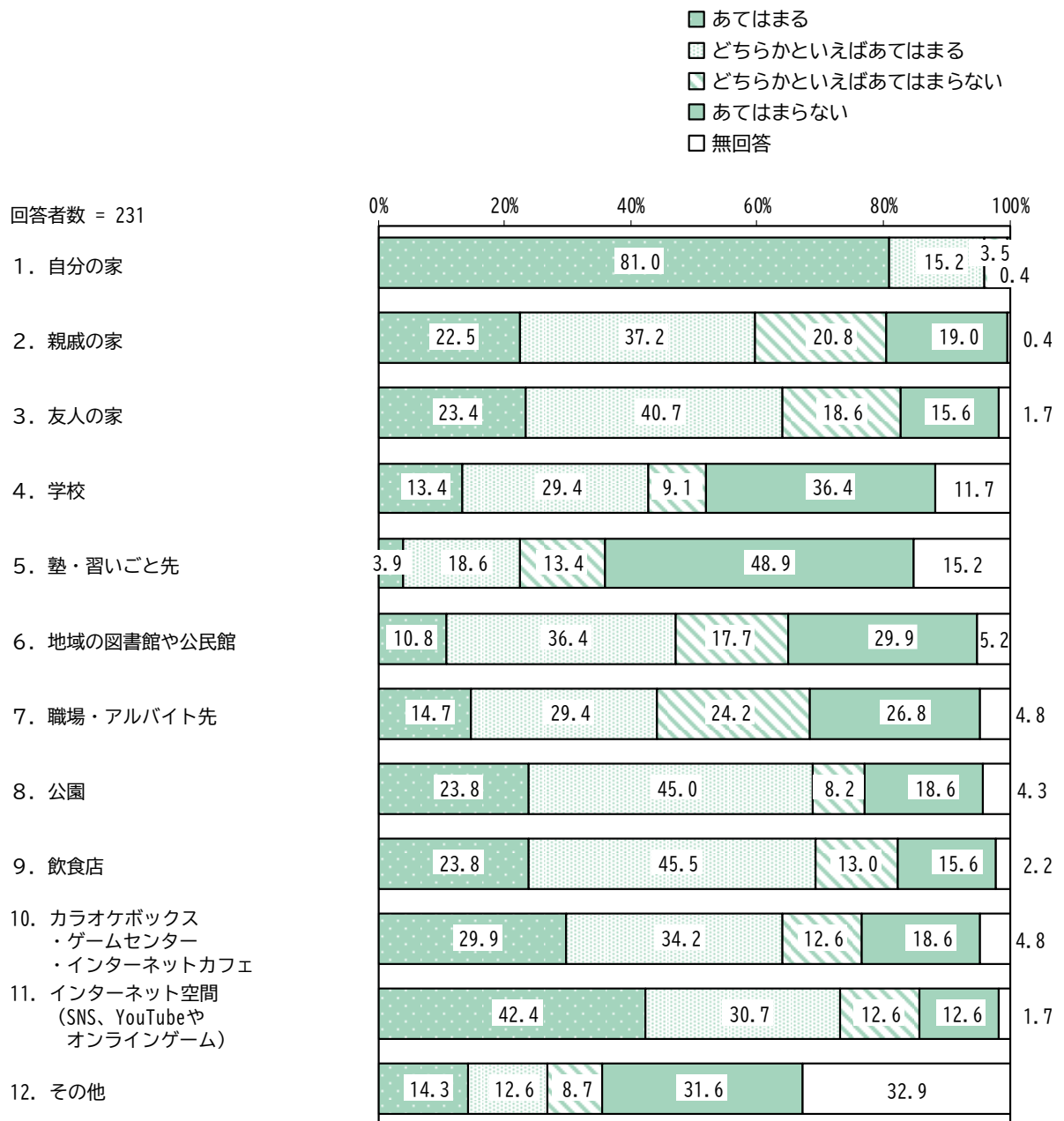


【若者】

① 居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）

『1. 自分の家』で「あてはまる」の割合が、『8. 公園』『9. 飲食店』で「どちらかといえばあてはまる」の割合がそれぞれ高くなっています。

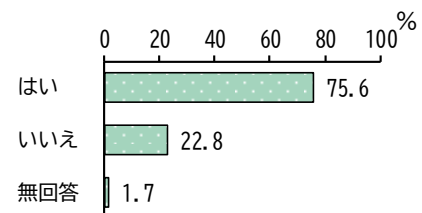
一方、『5. 塾・習いごと先』で「あてはまらない」の割合が高くなっています。



② いつかは結婚して家庭を持ちたいと思うか

「はい」の割合が 75.6%、「いいえ」の割合が 22.8%となっています。

回答者数 = 180

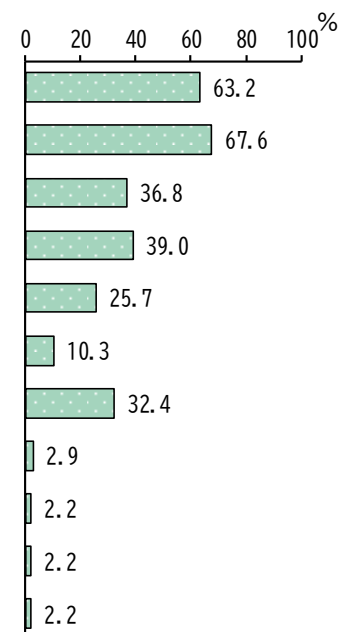


③ 現在結婚について抱いている不安

「経済的な面」の割合が 67.6%と最も高く、次いで「適当な相手にめぐりあえるか」の割合が 63.2%、「家族を持つ責任が重いこと」の割合が 39.0%となっています。

回答者数 = 136

適当な相手にめぐりあえるか
経済的な面
自分の自由な時間をもてるか
家族を持つ責任が重いこと
家事の分担について
自分の雇用が安定しないこと
仕事（学業）と両立できるか
親や周囲が同意しないこと
同性間の婚姻が法的に認められていないこと
その他
無回答

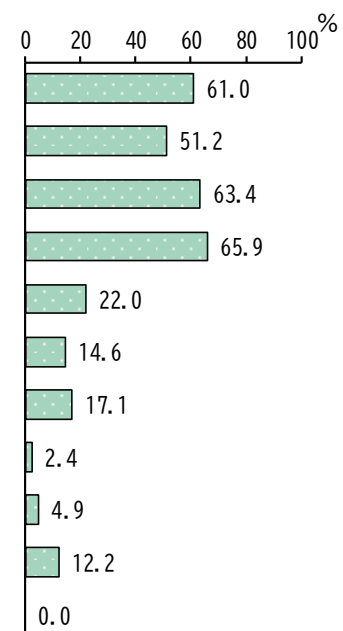


④ 結婚したくないと考える理由

「家族を持つ責任が重いこと」の割合が 65.9%と最も高く、次いで「自分の自由な時間をもてるか」の割合が 63.4%、「適当な相手にめぐりあえるか」の割合が 61.0%となっています。

回答者数 = 41

適当な相手にめぐりあえるか
経済的な面
自分の自由な時間をもてるか
家族を持つ責任が重いこと
家事の分担について
自分の雇用が安定しないこと
仕事（学業）と両立できるか
親や周囲が同意しないこと
同性間の婚姻が法的に認められていないこと
その他
無回答

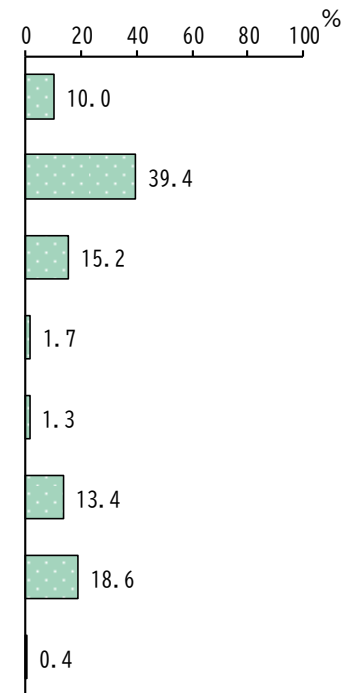


⑤ 持ちたいと思う理想的なこどもの人数

「2人」の割合が39.4%と最も高く、
次いで「わからない」の割合が18.6%、
「3人」の割合が15.2%となっています。

回答者数 = 231

1人
2人
3人
4人
5人以上
こどもは欲しくない
わからない
無回答

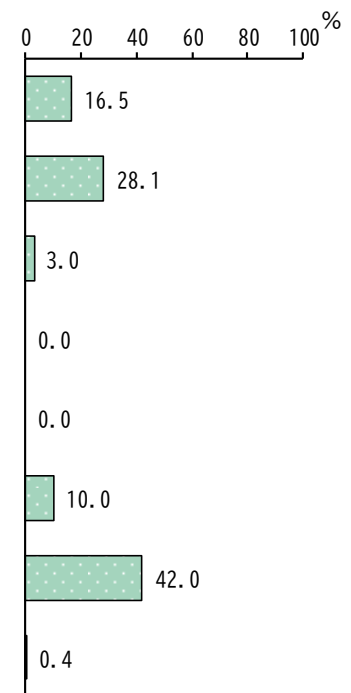


⑥ 持つことになると思う現実的なこどもの人数

「わからない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「2人」の割合が28.1%、
「1人」の割合が16.5%となっています。

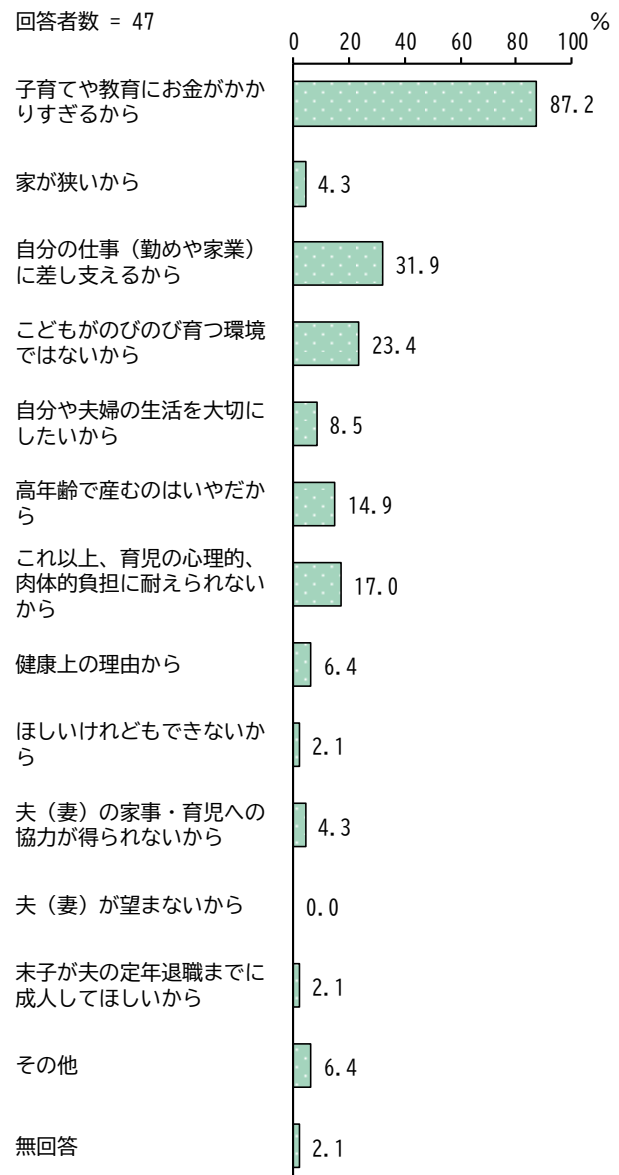
回答者数 = 231

1人
2人
3人
4人
5人以上
こどもは欲しくない
わからない
無回答



⑦ 現実的なこどもの人数が理想的なこどもの人数より少ない理由

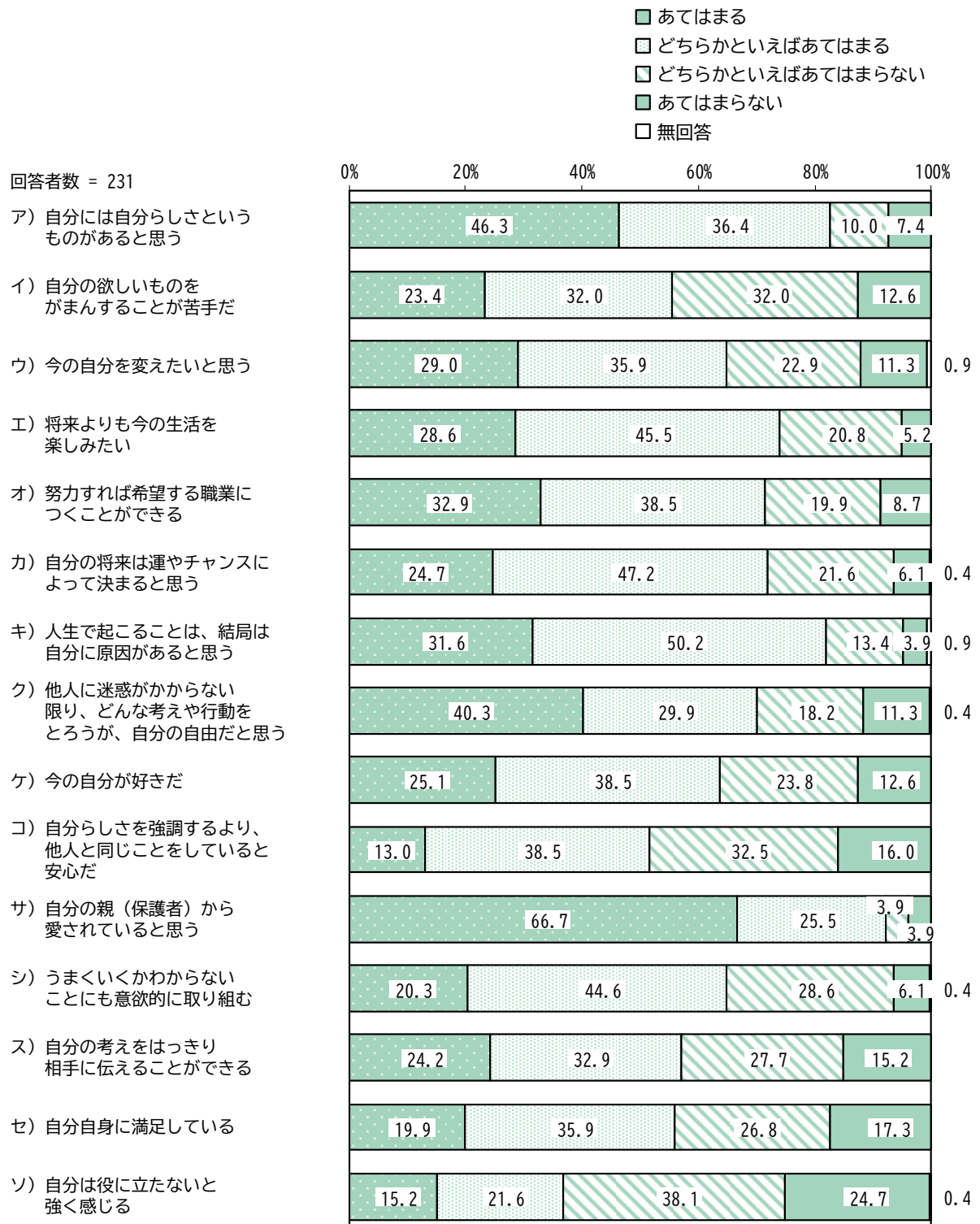
「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合が 87.2%と最も高く、次いで「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」の割合が 31.9%、「こどもがのびのび育つ環境ではないから」の割合が 23.4%となっています。



⑧ あなた自身について、どのくらいあてはまるか

『サ) 自分の親（保護者）から愛されていると思う』で「あてはまる」の割合が高くなっています。一方、『ソ) 自分は役に立たないと強く感じる』で「どちらかといえばあてはまらない」の割合が高くなっています。

また、『ケ) 今の自分が好きだ』が「あてはまる」の割合は25.1%、「どちらかといえばあてはまる」を合わせると63.6%で、小中学生と比較すると低くなっています。



(7) ヤングケアラー調査の概要

① 目的

ヤングケアラー支援施策を検討するための基礎資料として、ヤングケアラーに関する認知度や対応状況を把握するために実施しました。

② 対象者

小中学校教員 : 市内の公立小中学校教員全員
民生委員・児童委員 : 市内の民生委員・児童委員全員

③ 調査期間

令和6年4月9日（火）から令和6年5月17日（金）

④ 調査方法

小中学校教員 : 校長会で説明、学校を通じて回答依頼、webによる回答
民生委員・児童委員 : 民児協理事会で説明、各地区定例会で回答依頼、webによる回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
小中学校教員	650通	280通	43.1%
民生委員・児童委員	232通	152通	65.5%

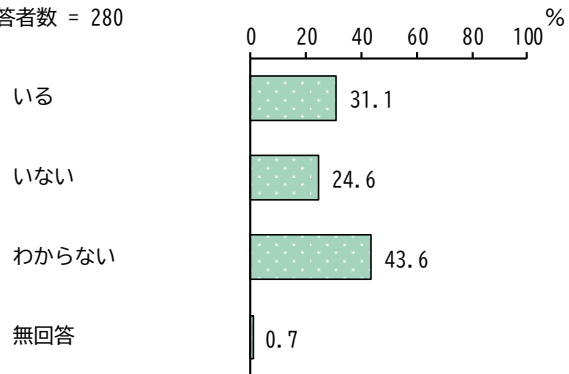
(8) ヤングケアラー調査の結果（抜粋）

【小中学校教員】

① 身近にヤングケアラーと思われる（可能性含めて）こどもがいるか

「わからない」の割合が43.6%と最も高く、次いで「いる」の割合が31.1%、「いない」の割合が24.6%となっています。

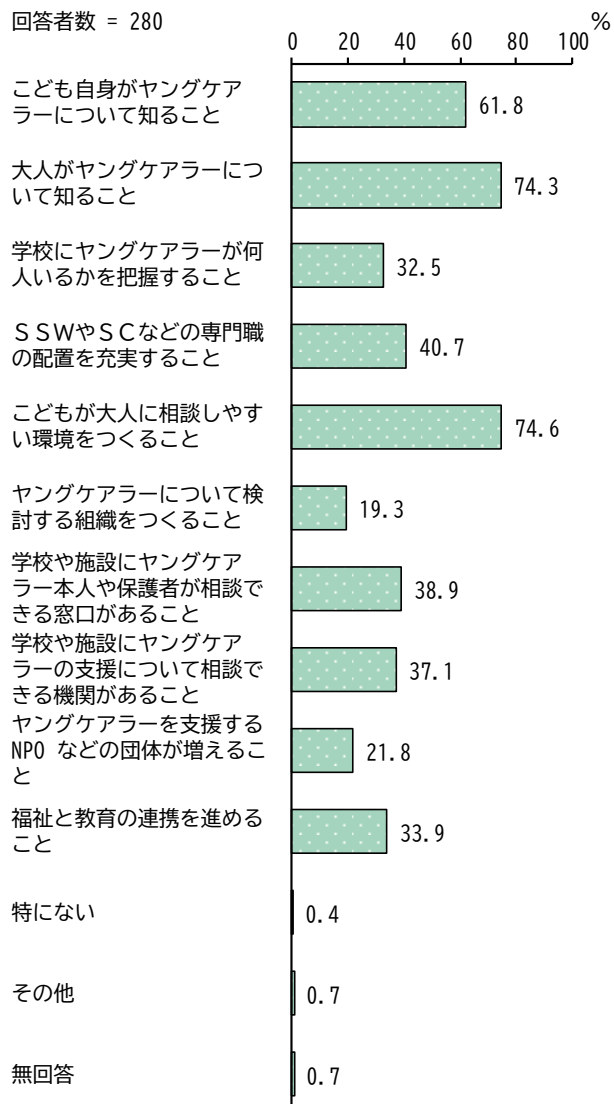
回答者数 = 280



② ヤングケアラーの支援に必要なこと

「こどもが大人に相談しやすい環境をつくること」の割合が74.6%と最も高く、次いで「大人がヤングケアラーについて知ること」の割合が74.3%、「こども自身がヤングケアラーについて知ること」の割合が61.8%となっています。

回答者数 = 280

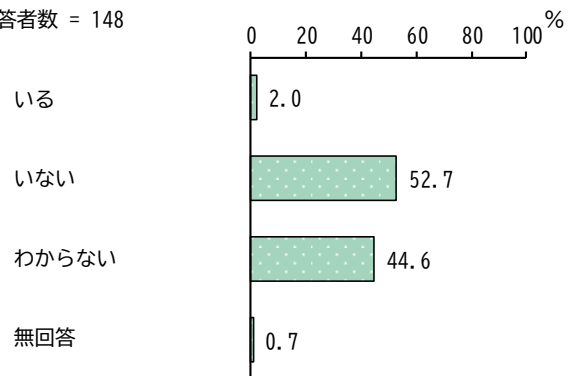


【民生委員・児童委員】

① 身近にヤングケアラーと思われる（可能性含めて）こどもがいるか

「いない」の割合が52.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が44.6%となっています。

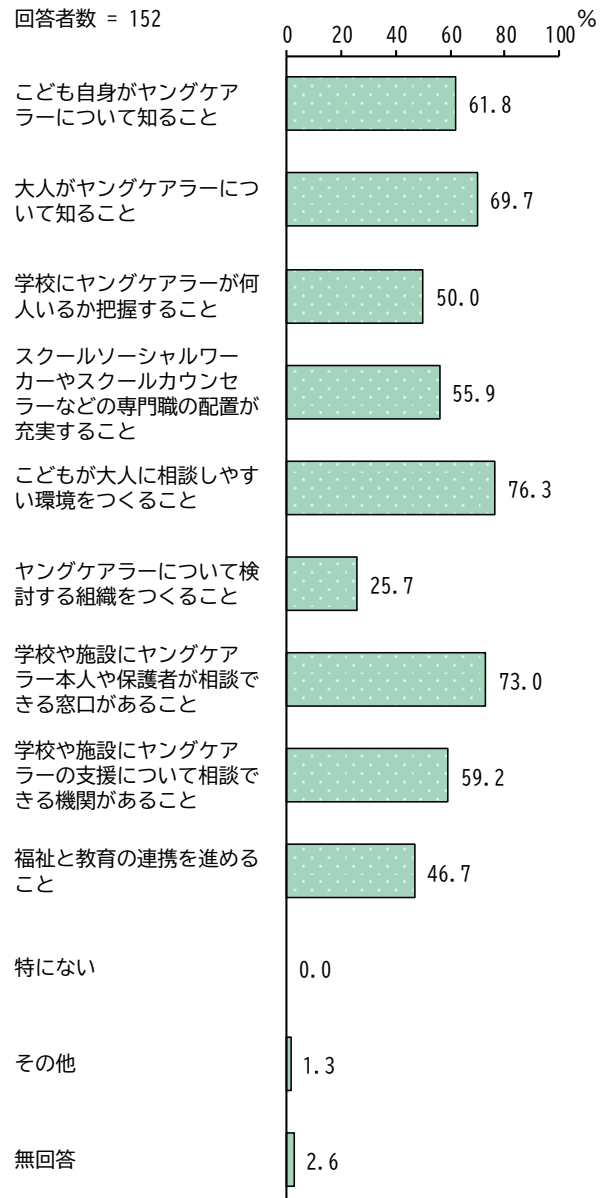
回答者数 = 148



② ヤングケアラーの支援に必要なこと

「こどもが大人に相談しやすい環境をつくること」の割合が76.3%と最も高く、次いで「学校や施設にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること」の割合が73.0%、「大人がヤングケアラーについて知ること」の割合が69.7%となっています。

回答者数 = 152



4 こども計画に向けた課題

本市のこども施策の取組状況及びアンケート調査結果を踏まえ、課題を分析しました。

分析した課題は、本計画の前身である「2020つちうらこどもプラン」の施策の体系に沿って整理し、こども計画として新たに踏まえる視点から導き出される課題は、新たな課題として整理しました。

(1) 教育・保育事業／地域子ども・子育て支援事業の課題

①幼児教育及び保育の提供体制の充実

本市に生まれ育つ全てのこどもが必要な教育・保育を受けることができるよう、また、保護者が安心してこどもを預け、仕事と子育ての両立が図れるよう、施設の確保に取り組むとともに、保育所・認定こども園・幼稚園が連携して質の高い就学前教育・保育の充実を図りました。

アンケート調査では、定期的な教育・保育の事業の利用について「利用している」が7割を超えており、利用している事業は、「認可保育所」が4割を超え、次いで「認定こども園」が3割近く、「幼稚園」が2割近くとなっています。平成30年度調査と比較すると、「幼稚園」の割合が減少しています。

また、母親の就労状況をみると、フルタイムが増加傾向にあり、保育ニーズの増加が見込まれます。

今後も、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることが必要です。

②全ての家庭がこどもを産み育てやすい支援事業の充実

本市では、多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり保育、病後児保育等にかかるサービスを充実させるなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取組を推進しました。

アンケート調査では、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が5割近くまで増加しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

また、保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの事業については、「利用していない」が8割を超えており、その理由として「事業の利用方法（手続き等）がわからない」や「自分が事業の対象者になるのかどうかわからない」という意見もあることから、利用方法の周知が必要です。

(2) 地域における子育て支援の課題

①地域における子育て支援サービスの充実

本市では、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、「子育ては社会みんなで」の理念のもと、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めました。

今後も、核家族化が進む中で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、地域とのつながりを感じられる子育て環境の整備を進める必要があります。

②子育て支援のネットワークづくりの推進や情報提供の充実

本市では、子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的又は深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制の充実を図り、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、さまざまな媒体を活用し、常に新しい情報を発信してきました。

アンケート調査では、保護者が子育てに関して気軽に相談できる先は、主に「祖父母等の親族」や「友人や知人」であり、子育て支援施設や公的窓口の利用の割合は低いことがわかります。

また、子育て支援に関する情報の入手先は、「インターネット（掲示板・専用サイト等）」や「友人、知人」が高くなっています。

今後も、市の子育て支援事業については、保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進め、生まれる前から乳幼児期までの支援の連続性を維持できるよう、より多くの相談先や、適切な子育て支援サービスなどからの情報提供、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

③児童の健全育成

本市では、こどもがのびのびと安全に遊ぶことができ、親も安心してこどもを遊ばせることができるよう、児童館等を整備するとともに、活動内容の充実を図りました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、小学校低学年の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ」の利用希望が6割を超えています。また、子育て支援に期待することとしては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が最も高く、こどもの遊び場については、「雨の日でも遊べる場所」や「家の近くにある遊び場」を望む割合が高くなっています。

今後も、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後のこどもの遊びと生活の場を確保していくとともに、遊び場の整備に関する保護者のニーズも踏まえながら、青少年教育施設の充実を含め、こどもの年齢や発達の程度に応じて、地域資源を生かした自然体験や職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びができる場や機会を創出していくことが必要です。

(3) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進の課題

①こどもや母親の健康の確保

本市では、各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取組を進め、きめ細かな母子保健の充実に努めました。また、健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげました。

アンケート調査では、産後の不安や負担を感じた内容として「出産や育児による体の疲れ」が最も多く挙げられており、次いで、「イライラや落ち込み」、「十分な睡眠が取れない」となっています。

今後も、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図るとともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める必要があります。

②「食育」の推進

本市では、食育をライフステージに応じて推進しており、暮らしのさまざまな場面の中で、食に関する情報提供や学習機会の充実を図りました。

また、こどもの食習慣は親の影響が大きいことから、親の食習慣の見直しと改善にも取り組みました。

こども本人へのアンケート調査では、平日に毎日朝ごはんを食べるこどもは約9割に達しているものの、「いつも食べない」または「食べないほうが多い」というこどももあり、年齢が上がるにつれて食べない割合が約1割に増加しています。また、夕食をひとりで食べているこどももいます。

家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあり、規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が求められています。

③小児医療の充実

本市では、安心してこどもを産み育てるため、今後も継続して関係機関との連携により小児救急医療体制の充実を図るとともに、応急手当法等に係る啓発を推進しています。

アンケート調査では、過去1年間に医療機関で受診させるべきだと感じながらも、実際には受診しなかった家庭が1割を超えており、その理由としては、「こどもの様子を見て受診不要と判断」「多忙で時間がなかった」「こども本人が受診を嫌がった」などが挙げられています。

保護者が適切に医療機関を利用できるよう、受診の必要性の有無に関する情報提供を行うとともに、こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図る必要があります。

④不妊・出産に対する支援

本市では、特定不妊治療を受けている者への治療費の助成や出産一時金の拡充など経済的な負担の軽減に努めました。

アンケート調査では、出産に関する経済的支援の強化が求められており、「出産費用を安くすべき」や、「出産祝い金の支給を希望する」といった意見があります。

若い世代が安心して子育てできる環境を整備するため、妊娠や出産にかかる経済的負担を軽減することが必要です。

また、不妊症や不育症、出生前検査など、妊娠・出産に関する知識の普及や相談体制の強化も求められています。

(4) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備の課題

①次代の親の育成

本市では、各関係機関が連携し、小中高校生と乳幼児がふれあう機会の創出に積極的に取り組みました。

若者のアンケート調査では、欲しいと思うこどもの人数が「わからない」と「こどもは欲しくない」を合わせると3割を超えています。

赤ちゃんやこどもとふれあうことには、子育てを疑似的に体験できたり、こどもがいる生活をイメージすることができるようになったりする等のメリットがあるため、若者が子育てに前向きになれるよう、今後も各関係機関が連携し、ふれあいの機会を創出していくことが必要です。

②こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

本市では、こどもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事にふれあい、体験や経験を重ねることによって、こどもの豊かな心が育つよう、学習の場や機会を提供しました。

また、幼児期からのこどもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、市の特徴を生かした教育を推進しました。

小中学生のアンケート調査では、自分のことが好きと思う割合が多い一方、自分のことが好きと思わない小中学生もあり、自分に価値が見いだせるような機会や支援が必要です。

あわせて、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組を進めていく必要があります。

また、こどもの健康づくりにおいては、養護教諭の支援体制の推進や健康診断等の保健管理、薬物乱用防止教育など学校保健を推進することが必要です。

③家庭や地域の教育力の向上

本市では、親としての自覚を持ち、こどもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体でこどもを育てる活動を積極的に進めました。

また、地域に住むこどもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加できる異年齢や世代間交流の機会などを充実し、こどもたちが他者の個性や考え方を理解する力を育むことができる環境づくりを進めました。

アンケート調査では、子育てに影響すると思われる環境について、「家庭」が最も多く選択されていますが、平成30年度調査と比較して「地域」「保育所」「認定こども園」が増加しています。

今後、保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者自身も学べる機会として家庭教育支援を推進することが必要です。

また、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、身近に相談相手がいない状況にある保護者にも寄り添うなど、ニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

(5) 安全・安心な環境づくりの課題

①安心して外出できる環境の整備や交通安全の確保

本市では、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、バリアフリー化を進め、妊婦、こども連れにとって利用しやすい環境の整備に努めるとともに、防災の意識を高め、災害に強い環境整備を図りました。

さらに、こどもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進しました。

アンケート調査では、こどもとの外出の際、困ること・困ったことについて、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、こどもが犯罪の被害にあわないか心配である」「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」が多く選択されています。

こどもの生命を守り、事故や災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、こどもが安心して遊べる場所や安全な通行環境の整備を進めるとともに、保護者の不安を軽減するための地域づくりが必要です。

②こどもを犯罪等の被害から守るための活動や被害に遭ったこどもの保護の推進

本市では、こどもたちが安全に、かつ安心して生活できるよう、地域において関係機関等が連携し、安全を守るための対策を推進しました。

今後も、こどもの生命を守り、犯罪被害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯対策等を進めることが必要です。

(6) 職業生活と家庭生活との両立の推進の課題

本市では、働き方の見直しに向けたさまざまな取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担えるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めました。

さらに、こどもの出産後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供を図りました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、育児休業の取得状況について、母親の5割半ばが「取得した（取得中である）」と回答しており、平成30年度調査と比較して増加傾向にある一方で、父親は、平成30年度調査と比較して「取得した（取得中である）」の割合が増加しているものの、7割半ばが「取得していない」と回答しており、取得していない理由では、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が多く、職場の雰囲気や経済的な理由が影響を与えていることがうかがえます。

育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行うとともに、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

(7) 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進の課題

①児童虐待防止対策の充実

本市では、こどもが虐待から守られ、安心して生活できるよう、関係機関が情報を共有するとともに、それぞれが持つ機能を発揮するネットワークによる支援を必要な家庭に十分提供することとし、要保護児童対策地域協議会において、各機関のさらなる連携と機能の強化を図りました。

また、虐待の早期発見、早期対応のために、こどもにかかわるさまざまな機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行いました。

アンケート調査では、こどもに対して思わず叩いたり心を傷つける言動をすることが「たまにある」と回答する保護者もあり、原因としては、こどもが親の言うことを聞かないことや、イライラすること、自分の感情を抑えられないことが挙げられています。今後、保護者へのストレス軽減や適切な子育て支援に関するプログラムの充実が必要です。

また、児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互でこどもを守る意識を醸成していくことが必要です。

さらに、社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善支援等に取り組みながら、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めることが必要です。

②ひとり親家庭等の自立支援やこどもの貧困対策の推進

本市では、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実を図りました。

アンケート調査では、ひとり親世帯向けの公的支援制度において、児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成制度の利用率は共に7割半ば以上と高い一方で、母子及び父子福祉資金については「利用したいと思ったことがない」が2割半ば、また「制度等について全く知らなかった」が6割となっており、制度の周知と利用促進を図ることが必要です。

また、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが必要です。

③発達に支援を必要とする児童とその家族への対応の充実

本市では、障害児や発達に特別な支援を必要とすることもが、それぞれの可能性を伸ばしながら成長でき、地域で安心して暮らせるよう、各家庭の状況に応じたサービスや相談体制の充実を図りました。

今後も、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めながら、障害のあるこどもを適切な療育につなげるとともに、障害の特性や程度に応じて、一人ひとりが個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育や就学相談等の支援体制を充実することが必要です。

また、医療的ケア児、障害児など専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のため、地域における連携体制を強化することが必要です。

(8) 新たな課題

①こども・若者の権利の保障

就学前児童及び就学児童の保護者のアンケート調査では、こどもは権利の主体であると思う方の割合は就学前児童の保護者で6割、就学児童の保護者で4割半ばとなっており、こどもからの意見や要望を取り入れるよう常に意識している方の割合は、就学前児童の保護者で5割、就学児童の保護者で4割半ばとなっています。

また、こどもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「暴力や言葉で傷つけないこと」、「自分の考えを自由に言えること」、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」が上位に挙がっています。

国のこども大綱では、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることが明記されています。そのことを社会全体で共有するためには、民間団体等と連携した普及啓発や、こどもの権利に関する人権教育を推進する必要があります。

また、こども・若者が自分に関係することについて自由に意見を表明でき、年齢や発達
の程度を考慮して意見を取り入れられる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において
確保していくことが必要です。

②ヤングケアラーへの支援

小学校教員及び民生委員・児童委員のアンケート調査では、ヤングケアラーと思われる
こどもが一定数いることが報告されています。

また、ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことについて、「こどもが大人に
相談しやすい環境をつくること」、「大人がヤングケアラーについて知ること」、「こども自
身がヤングケアラーについて知ること」、「学校や施設にヤングケアラー本人や保護者が相
談できる窓口があること」などの意見が挙がっています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であるため、本人や家族に自覚がないこ
とが多いことから、ヤングケアラーを早期に発見するためのアウトリーチや、学校や医療
機関、福祉事業者などによる、適切な支援を提供するための情報連携が必要です。

③出会いや結婚の支援

若者のアンケート調査では、結婚して家庭を持ちたいと「思わない」と回答した割合が
2割を超えており、結婚に対して7割近くが経済的な不安を抱いています。また、結婚を
望まない理由としては、家族を持つ責任の重さが6割半ばで最も高く、次いで自由な時間
を持てるかどうか、適当な相手に巡り合えるか、となっており、経済や生活の安定や結婚
相手との出会いの機会・場の創出支援が求められます。

また、将来持ちたいこどもの人数が、理想の人数より現実を持つことになると思う人数
の方が少ない傾向が見られます。その理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるか
ら」が9割近くと最も多く挙げられており、希望する人数のこどもを産み育てる社会の実
現のためには、子育て家庭への経済的な支援が重要となります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

国のこども大綱においては、全てのこどもや若者が、社会に支えられながら身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ、さらに、20代、30代を中心とした若い世代についても、希望に応じて家族を持ち、こどもを産み育てることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

また、第9次土浦市総合計画では、まちの将来像として「夢のある、元気のある土浦」を掲げており、こども・子育て支援の分野においては、心豊かに住み続けることのできるまちづくりを目指しています。その中で、結婚～妊娠・出産～子育ての各ライフステージに応じた切れ目のない総合的な施策を推進するとともに、時代の変化に応じたより良い教育環境の整備や学校教育の充実、多様な生涯学習の機会の提供やスポーツに親しむ環境の充実を図ることとしています。

本計画では、「第2期土浦市子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「こどもまんなか社会」と、第9次土浦市総合計画の目指すまちづくりの実現に向けて、「こどもの笑顔があふれ、子育ての喜びが実感できるまち 土浦」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

こどもの笑顔があふれ、子育ての喜びが
実感できるまち 土浦

2 基本施策

本計画の基本施策とその体系については、第2章で整理した課題を踏まえながら、国のこども大綱の構成に合わせて、新たな枠組を構築します。

基本施策1 子育て・子育てを支援します

全てのこども・若者が健やかに成長できるよう、ライフステージを通して縦断的に実施すべき事項及び全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組みます。

(1) こども・若者の権利の保障

こども・若者が、生まれながらに権利の主体であることを踏まえ、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

こども・若者やおとなに対して、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨と内容について広く周知し、共有を図るとともに、こどもや若者にかかわる全ての施策において、こども・若者の視点や意見を尊重し、反映していきます。

(2) こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面のみならず、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲にも影響を及ぼし、こどもの権利利益を侵害する深刻な課題であることから、貧困やその連鎖によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、引き続き各種手当をはじめとした経済的支援を充実します。

また、貧困の状況にあるこども・若者が社会的孤立に陥ることがないように、相談支援や居場所づくりの充実を図ります。

(3) 障害児・医療的ケア児と家庭への支援

配慮を必要とするこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の充実を図ります。

障害や、発達に特性のあるこどもを早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、地域社会への参加・包容を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

また、医療的ケア児など専門的支援が必要なこどもとその家族への対応についても、地域における支援体制の強化を図ります。

(4) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こどもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため、様々なこどもや家庭に対する専門性を備えた相談体制を構築し、土浦市こども家庭センターにおいて引き続き支援を実施します。同センターでは、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図るとともに、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上など、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、子ども・若者育成支援推進法で支援の対象としているヤングケアラーについても、関係機関と連携して早期発見・把握に努め、当事者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

(5) こどもの心身の健康づくり

全てのこども・若者が、心身ともに健やかに成長できるよう、朝食の摂取など規則正しい食習慣の啓発や、家庭・学校・地域等が連携した食育などの取組を推進します。

また、成長の過程で自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、善悪の判断や規範意識などを形成するとともに、自らの役割や責任を自覚し、協調性や自主性を身に付けることができるよう、様々な葛藤や悩みを抱える学童期や思春期を中心に、相談などによる支援を行います。

さらに、全国的にみると小中高生の自殺者数が増加傾向にあることから、自殺対策についても、関係機関と連携しながら相談支援等に取り組みます。

(6) 安全・安心な環境づくり

全てのこどもが健やかに育つためには、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが大前提であるとの認識のもと、防犯・防災・交通安全などの取組について、関係機関との連携・協力を強化しながら、こどもが安全・安心に、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

基本施策2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

こどもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

[妊娠前から幼児期まで]

(1) こどもや母親の健康の確保

妊娠・出産・子育て期を通して、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、誰でも気軽に相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

さらに、不妊や不育など、妊娠前の健康管理についても、切れ目のない相談支援を行います。

(2) 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズの動向を踏まえながら、待機児童が生じないよう教育・保育施設を確保するとともに、令和8年度から本格稼働が予定されている「こども誰でも通園制度」に対応できるよう、人材確保対策の充実などを図ります。

教育・保育施設の現場で働く人々に対しては、専門的な研修や、各施設間の交流を実施することにより、資質の向上等を図るとともに、教育・保育施設等への定期的な指導監査を実施し、保育の質の担保・向上を図ります。

また、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが質の高い学びへ接続できるよう、幼保小の関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(3) 親子の成長と交流の場の支援

乳児期から幼児期にかけては、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成など、基本的な生きる力を獲得するための重要な時期であり、多くの時間を家庭や地域の中で過ごすことから、保護者・養育者が地域の中で孤立しないよう、仲間づくりや社会参加を促進し、日常的に交流ができる環境の整備に努めるとともに、地域子育て支援センターなど地域の身近な場を通じた支援を充実し、育児不安の軽減などを図ります。

[学童期・思春期]

(1) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全・安心に過ごしながら、他者とかかわりを持つことができる大切な居場所の一つであることから、学校生活の更なる充実を図ります。

また、全てのこどもが、多様な活動や学習、遊びを通じて豊かな心を育むことができるよう、機会の提供に努めます。

さらに、本市には外国人が比較的多く居住していることを踏まえ、在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。

(2) 児童の健全育成

こどもの非行や犯罪を防止するため、関係機関と連携しながら、地域における見守り活動や意識啓発を引き続き実施します。

また、こどもが豊かな情操と創造力を育むことができるよう、多様な活動の場を提供するとともに、こども・若者が自らのライフデザインを描くことができるよう、様々な仕事やロール・モデルなどに触れる機会を創出します。

(3) 放課後児童の居場所の確保

全てのこどもが、放課後を安全・安心に過ごしながら、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの整備を着実に進めます。

また、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館や子ども会、こども食堂、学習支援の場などに加え、公民館や図書館などの社会教育施設についても、よりよい居場所となるよう取り組みます。

さらに、数多くの高校が立地する本市の特徴を踏まえ、高校生の居場所づくりについても当事者の意見等を聴きながら検討を進めていきます。

(4) いじめ・不登校への対応

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害であることから、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策の強化を図るとともに、こどもが自分の大切さと他の人の大切さを認めることができるよう、いじめの未然防止教育を推進します。

また、不登校やひきこもりについては、どのこどもにも起こり得るものであり、一律に問題行動であると受け取ることのないように配慮することを基本的な考え方として、全てのこどもが教育を受ける機会を確保し、社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関はもとより、当事者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

[青年期]

(1) 次代の親の育成

男女が協力してこどもを産み育てることの大切さに関する教育・広報・啓発について、関係機関と連携しながら効果的な取組を推進します。

また、家庭を築き、こどもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めるとともに、こども・若者が生命の尊さを学び、自らライフデザインを描けるよう、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促す取組を推進します。

(2) 出会いや結婚の支援

結婚の希望を持ちながら、それが叶えられない理由として、経済的事情や仕事の問題のほか、「適当な相手にめぐり合わない」ことを挙げる若者が多いことを踏まえ、出会いの機会や場の創出支援について、国や県などと連携しながら、効果の高い取組を推進します。

また、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

基本施策3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭の支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化や出産後の就労継続が進む中であっても、子育て家庭が地域の中で支えられるよう、乳児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。

また、全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(2) 子育て支援のネットワークづくりの推進や情報提供の充実

こども・若者とその保護者が、個々のニーズに応じた情報を手に入れることができるよう、国や県なども含めたこども・若者や子育てに関する情報を幅広く収集・発信することで、安心して楽しく子育てができる環境を整備します。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体でこどもを育てる観点から、親子の育ちを応援する家庭教育支援の充実を図るとともに、家庭への訪問や相談対応などを通じて、家庭教育にかかわる問題の早期発見に努めます。

また、地域資源を活用した多様な体験活動の機会を提供し、活力ある地域づくりにつなげていきます。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

こどもの保護者・養育者が仕事と家庭を両立させ、家事・子育てに参画したいという希望が叶えられるよう、国や県等の関係機関と連携しながら、市民や事業主に対する意識啓発を推進し、職場や地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ります。

(5) ひとり親家庭への自立支援

国内におけるひとり親家庭の相対的貧困率が高い水準で推移している現状を踏まえ、関係機関と連携しながら、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行うことで、ひとり親家庭の子育てを支え、就労による経済的な自立の実現を目指します。

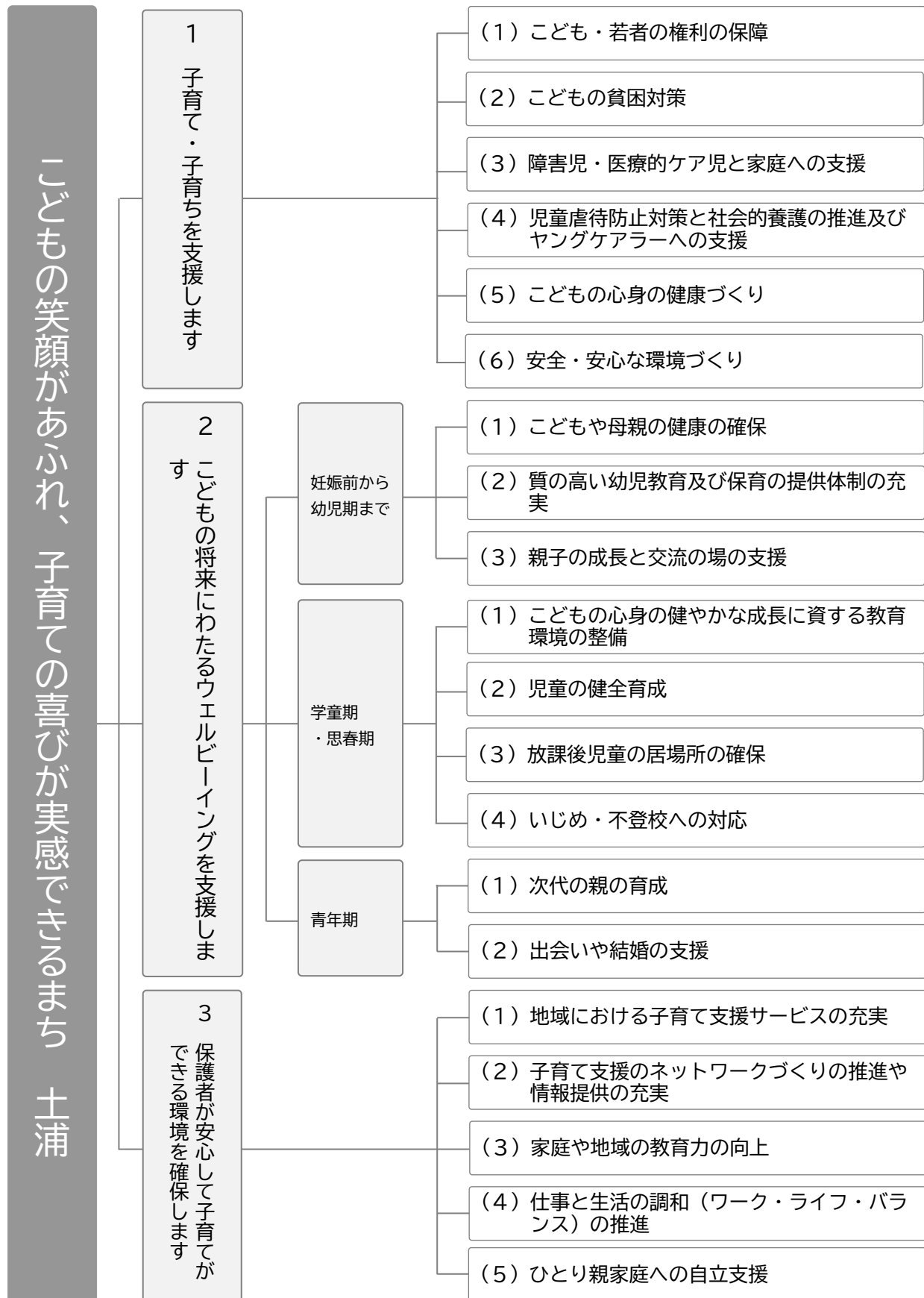
3 施策の体系

[基本理念]

[基本施策]

[ライフステージ]

[施策の展開]



第4章

施策の展開

こども施策については、こども基本法の施行及びこども家庭庁の創設以降、新たな取組等が次々に打ち出されている状況であり、本計画の計画期間である今後5年間に必要となる事業を見込んで記載することは困難です。

このようなことから、本計画においては、社会情勢や国の動向の変化に素早く対応できるよう、関連する具体的事業の一覧を別冊にまとめるとともに、事業内容を毎年度見直し、更新していくこととします。

ここでは、各施策について、今後の方策の概要と主な事業のみ記載します。

基本施策1 子育て・子育てを支援します

(1) こども・若者の権利の保障

【 今後の方策 】

こども・若者やおとなに対して、市の広報物やホームページを通じ、こども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、様々な機会を捉えながら、こどもや若者の意見を聴取し、市の施策に反映していきます。

【 具体的事業 】

子ども模擬議会の実施 など

(2) こどもの貧困対策

【 今後の方策 】

経済的な理由により、こどもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等をはじめとした経済的支援を充実します。

また、ひとり親家庭の親子を対象としたイベントなどを実施します。

【 具体的事業 】

学習支援事業、子ども食堂（コミュニティ食堂）事業 など

(3) 障害児・医療的ケア児と家庭への支援

【 今後の方策 】

障害や、発達に特性のあるこどもを早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるとともに、その発達や将来の自立、社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

また、医療的ケア児などに対する支援も実施します。

【 具体的事業 】

早期療育相談体制の充実、障害児保育事業の充実 など

(4) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【 今後の方策 】

土浦市こども家庭センターにおいて、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めるほか、ヤングケアラーについても、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【 具体的事業 】

家庭児童相談の充実、要保護児童対策地域協議会の充実 など

(5) こどもの心身の健康づくり

【 今後の方策 】

主に、様々な葛藤・悩みを抱える学童期や思春期のこどもを対象に、相談などによる支援を行います。

【 具体的事業 】

小児救急医療体制の充実、給食を用いた食育の推進 など

(6) 安全・安心な環境づくり

【 今後の方策 】

防犯・防災・交通安全などの取組について、関係機関と連携しながら、こどもが安全・安心に、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

【 具体的事業 】

通学路の安全点検調査の推進、防犯教室の開催 など

基本施策2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

[妊娠前から幼児期まで]

(1) こどもや母親の健康の確保

【 今後の方策 】

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施するとともに、適切な育児情報を提供し、こどもと母親の健康の確保に努めます。

また、妊娠前から出産までのライフイベントについても、相談支援や健康管理など、切れ目のない支援を実施します。

【 具体的事業 】

こども家庭センター、乳児家庭全戸訪問事業 など

(2) 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実

【 今後の方策 】

教育・保育ニーズの動向を踏まえながら、施設及び人材の確保に努めるとともに、教育・保育の現場で働く人々に対し、専門的な研修や定期的な指導監査を実施します。

また、関係者の連携による幼・保・小の円滑な接続を図ります。

【 具体的事業 】

保育所運営の評価・改善、保幼小連携事業 など

(3) 親子の成長と交流の場の支援

【 今後の方策 】

保護者・養育者が地域の中で孤立しないよう、交流ができる環境の整備に努めるとともに、地域の身近な場を通じた支援や、親子を対象とした講座などの充実を図ります。

【 具体的事業 】

親子ふれあい教室の充実、ブックスタート事業の推進 など

[学童期・思春期]

(1) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【 今後の方策 】

学校生活の更なる充実を図るとともに、多様な活動や学習、遊びの機会を提供します。
また、在留外国人のこども・若者に対する適応支援、日本語指導等を推進します。

【 具体的事業 】

生徒指導推進協議会の充実、国際交流の推進 など

(2) 児童の健全育成

【 今後の方策 】

こども・若者の非行や犯罪等を防止するための見守り活動や意識啓発を実施します。
また、こども・若者が自らのライフデザインを描くことができるよう、様々な仕事やロール・モデルなどに触れる機会を創出します。

【 具体的事業 】

青少年健全育成事業の充実、情報教育の推進 など

(3) 放課後児童の居場所の確保

【 今後の方策 】

放課後児童クラブの整備を中心に、放課後児童の居場所づくりを推進します。

【 具体的事業 】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後子供教室事業の実施

(4) いじめ・不登校への対応

【 今後の方策 】

いじめ防止、早期発見の取り組みを強化するとともに、不登校の子どもへの相談支援等を充実します。

【 具体的事業 】

教育相談室の充実、スクールカウンセラーの配置 など

[青年期]

(1) 次代の親の育成

【 今後の方策 】

子どもを産み育てることの大切さを学ぶ機会を提供するとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理が行えるよう、意識啓発を行います。

【 具体的事業 】

プレコンセプションケアの普及啓発 など

(2) 出会いや結婚の支援

【 今後の方策 】

若者の出会いの機会や場の創出支援について、国や県などと連携しながら効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

【 具体的事業 】

結婚新生活支援事業 など

基本施策３ 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

（１）地域における子育て支援サービスの充実

【 今後の方策 】

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージや地域のニーズに応じた切れ目ない支援体制を強化します。

【 具体的事業 】

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、子育て交流サロン） など

（２）子育て支援のネットワークづくりの推進や情報提供の充実

【 今後の方策 】

国や県なども含めたこども・若者や子育てに関する情報を幅広く収集・発信し、安心して楽しく子育てができる環境を整備します。

【 具体的事業 】

子育て情報発信事業（子育て支援アプリ「つちまる Kids」）、地域組織活動事業の推進 など

（３）家庭や地域の教育力の向上

【 今後の方策 】

親子の育ちを応援する家庭教育支援の充実を図るとともに、家庭への訪問や相談対応などを通じて、家庭教育にかかわる問題の早期発見に努めます。

また、地域資源を活用した多様な活動機会の提供を図ります。

【 具体的事業 】

家庭教育学級事業の推進、訪問型家庭教育支援事業 など

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【 今後の方策 】

仕事と家庭を両立させ、家事・子育てに参画したいという希望が叶えられるよう、市民や事業主に対する意識啓発を推進します。

【 具体的事業 】

産前・産後休暇や育児休業制度の周知、労働関係機関との連携による働き方の見直し啓発 など

(5) ひとり親家庭への自立支援

【 今後の方策 】

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携しながら、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、制度の周知を継続して行います。

【 具体的事業 】

児童扶養手当の支給、高等職業訓練促進給付金事業 など

基本理念の実現に向けた目標の設定

本計画では、基本施策に基づく具体的な取組について個別の目標を設定するとともに、計画全体の最終的な目標を設定し、基本理念の実現を目指します。

具体的な取組の目標については、達成状況や課題等について毎年度自己評価を行うこととし、最終的な目標については、令和11年度にアンケート調査の実施により評価と検証を行い、今後のこども施策に生かしていきます。

これらの評価結果については、「土浦市子ども・子育て会議」に諮ることにより、公表を行い、関係者間で共有します。

最終目標の成果指標及び目標

項目	現状値		目標値	関係する基本施策
「こどもは権利の主体である」について、「そう思う」と回答した人の割合 (アンケート調査)	未就学児保護者	60.4%	80.0%	基本施策1
	就学児童保護者	46.5%		
「今の自分が好きだ」について、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した人の割合 (アンケート調査)	小中学生 (5年生・8年生)	69.4%	80.0%	基本施策2
	若者(16歳～29歳)	63.6%		
「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合 (アンケート調査)	4か月児・1歳6か月児・3歳3か月児健康診査を受診したこどもの保護者	91.9%	95.0%	基本施策3
父親の育児休業取得率 (アンケート調査)	未就学児保護者	20.5%	74.3%	基本施策3

第5章

教育・保育事業及び 地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は、教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動できる区域を定めることとしています。

本計画では、「教育（幼稚園など）・保育（保育所など）事業」及び「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」については、利用者の生活感覚や利便性を考慮し、中学校区を単位として区域を設定します。

また、「地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）」については、広域での利用が想定されるため、市全域を1つの区域とします。

区分	事業	区域
教育・保育事業	保育所・幼稚園・認定こども園	中学校区単位
	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 など	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業（時間外保育事業）	市全域
	放課後児童健全育成事業	中学校区単位
	子育て短期支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	一時預かり事業	市全域
	病児保育事業	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	利用者支援事業	市全域
	妊婦健康診査事業	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	補足給付事業	市全域
	参入促進事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	児童育成支援拠点事業	市全域
	親子関係形成支援事業	市全域
	妊婦等包括相談支援事業	市全域
	産後ケア事業	市全域
	乳児等通園支援事業	市全域

区域の名称	地区
一中地区	中央、東崎町、城北町、川口、大和町、大町、大手町、文京町、千束町、生田町、立田町、田中町、田中、虫掛、常名の一部、桜町、湖北、穴塚の一部、矢作、飯田、佐野子、粕毛、有明町、港町、蓮河原町、蓮河原新町、滝田
二中地区	真鍋、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、木田余、木田余東台、木田余西台、殿里、東都和、若松町、東若松町、板谷七丁目の一部
三中地区	中、中村西根、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖東、荒川沖西、荒川沖、荒川本郷、沖新田、西根南、中村南、卸町、西根西、中村東、乙戸、乙戸南、小山田
四中地区	下高津、中高津、上高津、穴塚の一部、上高津新町、国分町、天川、桜ヶ丘町、永国、永国台、永国東町、富士崎、小松、小松ヶ丘町、千鳥ヶ丘町
五中地区	沖宿町、田村町、おおつ野、神立町、神立中央、中神立町、北神立町、手野町、菅谷町、白鳥町、神立東
六中地区	大岩田、霞ヶ岡町、小岩田東、小岩田西、烏山、右俣、摩利山新田
都和中地区	並木、都和、板谷一丁目～六丁目、板谷七丁目の一部、中貫、中都町、笠師町、東中貫町、今泉、小山崎、栗野町、紫ヶ丘、東並木町、西並木町、常名の一部
新治地区	藤沢、大畑、上坂田、下坂田、高岡、田宮、藤沢新田、田土部、永井、本郷、大志戸、小野、東城寺、小高、沢辺



2 教育・保育事業の量の見込み・確保方策

【概要】

市から利用のための認定を受けたこどもに対し、教育・保育を提供する事業です。

利用できる施設は、認定区分によって異なります。

- 1号認定（教育標準時間認定）：幼稚園・認定こども園
- 2号認定（教育希望）：幼稚園・認定こども園
- 2号認定（保育認定）：保育所・認定こども園
- 3号認定（保育認定）：保育所・認定こども園・地域型保育

市内の教育・保育施設一覧（令和7年4月1日現在）

単位：人

種別	施設名	所在地	所在地の区域	利用定員
保育所 （公立）	荒川沖保育所	荒川沖西 2-10-11	三中地区	90
	天川保育所	天川 1-24-1	四中地区	60
	神立保育所	神立中央 3-8-22	五中地区	120
保育所 （私立）	土浦愛隣会保育所	右舩 1681	六中地区	100
	愛保育園 （土浦愛隣会保育所分園）	中村南 1-14-11	三中地区	20
	めぐみ保育園	烏山 5-2263-8	六中地区	90
	ぼの保育園 （めぐみ保育園分園）	右舩字宮塚 2509-2	六中地区	20
	白鳥保育園	白鳥町 1096-4	五中地区	100
	土浦ゆめ保育園	真鍋 2-10-23	二中地区	70
	つくば国際保育園	真鍋新町 8-16	二中地区	100
	中央保育園	神立中央 1-10-21	五中地区	70
	高岡保育園	高岡 2303-4	新治地区	70
	藤沢保育園	藤沢 1746	新治地区	70
	白帆保育園	蓮河原新町 8-30	一中地区	110
	あおぞら保育園	上高津 1800-1	四中地区	80
	童話館保育園	東真鍋町 9-28	二中地区	70
	ともっこ保育園	真鍋 3-7-18	二中地区	80
	都和保育園	並木 2-8-4	都和中地区	110
	桜川保育園	田中 3-4-5	一中地区	90
	新生めぐみ保育園	中村南 1-24-1	三中地区	90
	千鳥ヶ丘保育園	霞ヶ岡町 13-20 （令和7年度中に千鳥ヶ丘町へ 移転予定）	六中地区 （令和8年度から 四中地区）	90

種別	施設名	所在地	所在地の区域	利用定員
認定こども園 (公立) (幼保連携型)	認定こども園土浦幼稚園	文京町 9-6	一中地区	110
認定こども園 (私立) (幼保連携型)	もみじこども園	富士崎 2-1-46	四中地区	205
	もみじ第二こども園	若松町 1-73	二中地区	135
	まなべすみれ幼稚園	東真鍋町 22-11	二中地区	219
	エンゼルススポーツ幼稚園	烏山 5-2039	六中地区	95
	中村白百合幼稚園	中村南 5-31-1	三中地区	350
認定こども園 (私立) (幼稚園型)	土浦聖母幼稚園	大町 9-6	一中地区	85
	中央幼稚園	神立中央 2-1-18	五中地区	195
	土浦みどり幼稚園	並木 4-1-36	都和中地区	155
	あおば台幼稚園	右舩 2755	六中地区	175
	ひたち学院幼稚園	乙戸 1029-1	三中地区	170
	新学幼稚園	手野町 4525	五中地区	145
	白帆幼稚園	蓮河原新町 11-35	一中地区	75
	土浦日本大学高等学校 附属幼稚園	桜ヶ丘町 17-45	四中地区	210
幼稚園 (新制度に 移行した園)	つくば国際短期大学 附属幼稚園	真鍋 6-6-9	二中地区	75
	天川幼稚園	天川 1-4-19	四中地区	75
地域型保育 (小規模保育 事業 A型)	キッズマアム	板谷 7-626-11	二中地区	12
	はっぴー文京園	文京町 4-8	一中地区	19
	はっぴー神立園	神立町 3721-1	五中地区	19
	キッズハウスうみの森	右舩 2340-28	六中地区	12
	キッズランドなないろ	大町 11-41 なないろビル	一中地区	19
	キッズルームやまもと	西根南 2-1-29	三中地区	19
	ともっこキッズ	荒川沖東 3-3-15	三中地区	12
	キッズハウスほしの森	烏山 4-1941-34	六中地区	12
地域型保育 (事業所内 保育事業)	どんぐり保育園	神立中央 5-11-50	五中地区	60
	サンルーナ託児所	おおつ野 2-1-1	五中地区	12
企業主導型 保育事業	ニチイキッズ 土浦さくら保育園	桜町 3-14-18 さくらメディカルビル 2F	一中地区	18
	あおば台保育園	右舩 2755	六中地区	12
	Milky Way International Nursery Center 土浦校	板谷 6-648-24	都和中地区	83
	神立病院どんぐり	神立中央 5-11-50	五中地区	45
	霞ヶ浦医療センター附属 かすみ保育園	下高津 2-7-69	四中地区	45

【量の見込みと確保方策】

1号～3号認定それぞれの量の見込みと確保方策を算出しました。

【市全域】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	603	110	1,512	240	409	501
	確保方策（B）	1,564		1,692	258	462	532
	特定教育・保育施設	1,564		1,571	184	365	425
	特定地域型保育	—		—	51	66	79
	確認を受けない幼稚園	—		—	—	—	—
	幼稚園の預かり保育等	0		0	0	0	0
	企業主導型保育事業	—		121	23	31	28
	差引（B）－（A）	961		70	18	53	31
令和8年度	量の見込み（A）	587	110	1,473	239	423	498
	確保方策（B）	1,564		1,692	258	462	532
	特定教育・保育施設	1,564		1,571	184	365	425
	特定地域型保育	—		—	51	66	79
	確認を受けない幼稚園	—		—	—	—	—
	幼稚園の預かり保育等	0		0	0	0	0
	企業主導型保育事業	—		121	23	31	28
	差引（B）－（A）	977		109	19	39	34
令和9年度	量の見込み（A）	582	107	1,444	240	417	500
	確保方策（B）	1,564		1,692	258	462	532
	特定教育・保育施設	1,564		1,571	184	365	425
	特定地域型保育	—		—	51	66	79
	確認を受けない幼稚園	—		—	—	—	—
	幼稚園の預かり保育等	0		0	0	0	0
	企業主導型保育事業	—		121	23	31	28
	差引（B）－（A）	982		141	18	45	32
令和10年度	量の見込み（A）	575	106	1,423	238	415	495
	確保方策（B）	1,564		1,692	258	462	532
	特定教育・保育施設	1,564		1,571	184	365	425
	特定地域型保育	—		—	51	66	79
	確認を受けない幼稚園	—		—	—	—	—
	幼稚園の預かり保育等	0		0	0	0	0
	企業主導型保育事業	—		121	23	31	28
	差引（B）－（A）	989		163	20	47	37
令和11年度	量の見込み（A）	573	103	1,407	236	414	494
	確保方策（B）	1,564		1,692	258	462	532
	特定教育・保育施設	1,564		1,571	184	365	425
	特定地域型保育	—		—	51	66	79
	確認を受けない幼稚園	—		—	—	—	—
	幼稚園の預かり保育等	0		0	0	0	0
	企業主導型保育事業	—		121	23	31	28
	差引（B）－（A）	991		182	22	48	38

（参考）0～2歳の保育利用率

単位：人・％

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,150	1,160	1,157	1,148	1,144
推計児童数（B）	2,381	2,359	2,364	2,350	2,337
保育利用率 （A／B×100）	48.3	49.2	48.9	49.9	49.0

【一中地区】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	83	0	215	43	69	86
	確保方策（B）	130		170	43	66	67
	特定教育・保育施設	130		170	28	46	46
	特定地域型保育	－		0	9	14	15
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	6
差引（B）－（A）		47		-45	0	-3	-19
令和8年度	量の見込み（A）	81	0	207	42	67	81
	確保方策（B）	130		170	43	66	67
	特定教育・保育施設	130		170	28	46	46
	特定地域型保育	－		0	9	14	15
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	6
差引（B）－（A）		49		-37	1	-1	-14
令和9年度	量の見込み（A）	78	0	201	42	66	79
	確保方策（B）	130		170	43	66	67
	特定教育・保育施設	130		170	28	46	46
	特定地域型保育	－		0	9	14	15
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	6
差引（B）－（A）		52		-31	1	0	-12
令和10年度	量の見込み（A）	78	0	201	42	66	78
	確保方策（B）	130		170	43	66	67
	特定教育・保育施設	130		170	28	46	46
	特定地域型保育	－		0	9	14	15
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	6
差引（B）－（A）		52		-31	1	0	-11
令和11年度	量の見込み（A）	76	0	195	42	66	78
	確保方策（B）	130		170	43	66	67
	特定教育・保育施設	130		170	28	46	46
	特定地域型保育	－		0	9	14	15
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	6
差引（B）－（A）		54		-25	1	0	-11

【二中地区】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	86	0	233	58	44	63
	確保方策（B）	240		303	50	79	89
	特定教育・保育施設	240		303	44	76	86
	特定地域型保育	－		0	6	3	3
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		154		70	－8	35	26
令和8年度	量の見込み（A）	83	0	225	58	47	63
	確保方策（B）	240		303	50	79	89
	特定教育・保育施設	165		303	44	76	86
	特定地域型保育	－		0	6	3	3
	確認を受けない幼稚園	76		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		157		78	－8	32	26
令和9年度	量の見込み（A）	83	0	224	58	47	68
	確保方策（B）	240		303	50	79	89
	特定教育・保育施設	165		303	44	76	86
	特定地域型保育	－		0	6	3	3
	確認を受けない幼稚園	76		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		157		79	－8	32	21
令和10年度	量の見込み（A）	76	0	205	58	47	68
	確保方策（B）	240		303	50	79	89
	特定教育・保育施設	165		303	44	76	86
	特定地域型保育	－		0	6	3	3
	確認を受けない幼稚園	76		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		164		98	－8	32	21
令和11年度	量の見込み（A）	77	0	210	57	47	67
	確保方策（B）	240		303	50	79	89
	特定教育・保育施設	165		303	44	76	86
	特定地域型保育	－		0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	76		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		163		93	－7	32	22

【三中地区】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	118	31	223	43	97	119
	確保方策（B）	430		191	31	57	62
	特定教育・保育施設	430		191	21	47	51
	特定地域型保育	－		－	10	10	11
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		312		－63	－12	－40	－57
令和8年度	量の見込み（A）	118	32	225	43	90	129
	確保方策（B）	430		191	31	57	62
	特定教育・保育施設	430		191	21	47	51
	特定地域型保育	－		－	10	10	11
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		312		－66	－12	－33	－67
令和9年度	量の見込み（A）	123	33	234	44	89	119
	確保方策（B）	430		191	31	57	62
	特定教育・保育施設	430		191	21	47	51
	特定地域型保育	－		－	10	10	11
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		307		－76	－13	－32	－57
令和10年度	量の見込み（A）	129	35	246	44	90	118
	確保方策（B）	430		191	31	57	62
	特定教育・保育施設	430		191	21	47	51
	特定地域型保育	－		－	10	10	11
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		301		－90	－13	－33	－56
令和11年度	量の見込み（A）	129	35	245	44	91	120
	確保方策（B）	430		191	31	57	62
	特定教育・保育施設	430		191	21	47	51
	特定地域型保育	－		－	10	10	11
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		301		－89	－13	－34	－58

【四中地区】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	132	24	180	21	50	65
	確保方策（B）	309		233	20	46	52
	特定教育・保育施設	309		208	15	39	44
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		25	5	7	8
差引（B）－（A）		177		29	－1	－4	－13
令和8年度	量の見込み（A）	125	23	170	21	50	72
	確保方策（B）	309		283	28	62	68
	特定教育・保育施設	309		258	23	55	60
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		25	5	7	8
差引（B）－（A）		184		90	7	12	－4
令和9年度	量の見込み（A）	126	23	172	21	48	71
	確保方策（B）	309		283	28	62	68
	特定教育・保育施設	309		258	23	55	60
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		25	5	7	8
差引（B）－（A）		183		88	7	14	－3
令和10年度	量の見込み（A）	116	21	159	20	48	69
	確保方策（B）	309		283	28	62	68
	特定教育・保育施設	309		258	23	55	60
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	0	0	0
	企業主導型保育事業	－		25	5	7	8
差引（B）－（A）		193		103	8	14	－1
令和11年度	量の見込み（A）	118	22	162	20	47	68
	確保方策（B）	309		283	28	62	68
	特定教育・保育施設	309		258	23	55	60
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	0	0	0
	企業主導型保育事業	－		25	5	7	8
差引（B）－（A）		191		99	8	15	0

【五中地区】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	104	0	283	35	37	81
	確保方策（B）	120		371	47	94	124
	特定教育・保育施設	120		326	27	63	84
	特定地域型保育	－		－	20	31	40
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		45	0	0	0
	差引（B）－（A）	16		88	12	57	43
令和8年度	量の見込み（A）	100	0	272	36	38	86
	確保方策（B）	120		371	47	94	124
	特定教育・保育施設	120		326	27	63	84
	特定地域型保育	－		－	20	31	40
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		45	17	23	32
	差引（B）－（A）	20		99	11	56	38
令和9年度	量の見込み（A）	94	0	255	36	38	87
	確保方策（B）	120		371	47	94	124
	特定教育・保育施設	120		326	27	63	84
	特定地域型保育	－		－	20	31	40
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		45	17	23	32
	差引（B）－（A）	26		116	11	56	37
令和10年度	量の見込み（A）	96	0	261	36	38	87
	確保方策（B）	120		371	47	94	124
	特定教育・保育施設	120		326	27	63	84
	特定地域型保育	－		－	20	31	40
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		45	17	23	32
	差引（B）－（A）	24		110	11	56	37
令和11年度	量の見込み（A）	98	0	266	36	38	88
	確保方策（B）	120		371	47	94	124
	特定教育・保育施設	120		326	27	63	84
	特定地域型保育	－		－	20	31	40
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		45	17	23	32
	差引（B）－（A）	22		105	11	56	36

【六中地区】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	10	31	124	21	41	28
	確保方策（B）	200		196	45	75	80
	特定教育・保育施設	200		196	33	61	70
	特定地域型保育	－		－	6	8	10
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	0
	差引（B）－（A）	190		41	24	34	52
令和8年度	量の見込み（A）	10	31	123	20	50	18
	確保方策（B）	200		146	37	59	64
	特定教育・保育施設	200		146	25	45	54
	特定地域型保育	－		－	6	8	10
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	0
	差引（B）－（A）	190		－8	17	9	46
令和9年度	量の見込み（A）	9	28	109	20	48	22
	確保方策（B）	200		146	37	59	64
	特定教育・保育施設	200		146	25	45	54
	特定地域型保育	－		－	6	8	10
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	0
	差引（B）－（A）	191		9	17	11	42
令和10年度	量の見込み（A）	9	26	102	19	46	21
	確保方策（B）	200		146	37	59	64
	特定教育・保育施設	200		146	25	45	54
	特定地域型保育	－		－	6	8	10
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	0
	差引（B）－（A）	191		18	18	13	43
令和11年度	量の見込み（A）	8	23	92	19	45	21
	確保方策（B）	200		146	37	59	64
	特定教育・保育施設	200		146	25	45	54
	特定地域型保育	－		－	6	8	10
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	6	6	0
	差引（B）－（A）	192		31	18	14	43

【都和中地区】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	61	15	184	12	56	34
	確保方策（B）	135		136	15	28	34
	特定教育・保育施設	135		85	9	16	20
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		51	6	12	14
	差引（B）－（A）	74		－63	3	－28	0
令和8年度	量の見込み（A）	62	16	187	12	66	24
	確保方策（B）	135		136	15	28	34
	特定教育・保育施設	135		85	9	16	20
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		51	6	12	14
	差引（B）－（A）	73		－67	3	－38	10
令和9年度	量の見込み（A）	61	15	184	12	66	29
	確保方策（B）	135		136	15	28	34
	特定教育・保育施設	135		85	9	16	20
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		51	6	12	14
	差引（B）－（A）	74		－63	3	－38	5
令和10年度	量の見込み（A）	63	16	188	12	66	29
	確保方策（B）	135		136	15	28	34
	特定教育・保育施設	135		85	9	16	20
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		51	6	12	14
	差引（B）－（A）	72		－68	3	－38	5
令和11年度	量の見込み（A）	59	15	176	12	66	29
	確保方策（B）	135		136	15	28	34
	特定教育・保育施設	135		85	9	16	20
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		51	6	12	14
	差引（B）－（A）	76		－55	3	－38	5

【新治地区】

単位：人

		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を 希望	左記 以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み（A）	9	9	70	7	15	25
	確保方策（B）	0		92	7	17	24
	特定教育・保育施設	0		92	7	17	24
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		-9		13	0	2	-1
令和8年度	量の見込み（A）	8	8	64	7	15	25
	確保方策（B）	0		92	7	17	24
	特定教育・保育施設	0		92	7	17	24
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		-8		20	0	2	-1
令和9年度	量の見込み（A）	8	8	65	7	15	25
	確保方策（B）	0		92	7	17	24
	特定教育・保育施設	0		92	7	17	24
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		-8		19	0	2	-1
令和10年度	量の見込み（A）	8	8	61	7	14	25
	確保方策（B）	0		92	7	17	24
	特定教育・保育施設	0		92	7	17	24
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		-8		23	0	3	-1
令和11年度	量の見込み（A）	8	8	61	6	14	23
	確保方策（B）	0		92	7	17	24
	特定教育・保育施設	0		92	7	17	24
	特定地域型保育	－		－	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0		－	－	－	－
	幼稚園の預かり保育等	0		0	－	－	－
	企業主導型保育事業	－		0	0	0	0
差引（B）－（A）		-8		23	1	3	1

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

(1) 延長保育事業

【概要】

保育認定を受けたこどもに対し、通常の利用日・利用時間以外に、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

多様化する保育ニーズに対応するため、市内の保育所・認定こども園等の延長保育の充実に努め、適正量を確保します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	484	476	473	468	465
確保方策（B）	543	543	543	543	543
差引（B）－（A）	59	67	70	75	78

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が労働等のため昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

市内の放課後児童クラブ一覧（令和7年4月1日現在）

単位：人

放課後児童クラブの名称	所在地	所在地の区域	定員
土浦小学校児童クラブ	大手町 13 番 32 号	一中地区	130
下高津小学校児童クラブ	下高津四丁目 2 番 9 号	四中地区	140
東小学校児童クラブ	中 455 番地 1	三中地区	99
大岩田小学校児童クラブ	大岩田 2066 番地 1	六中地区	118
真鍋小学校児童クラブ	真鍋四丁目 3 番 1 号	二中地区	190
都和小学校児童クラブ	並木五丁目 4826 番地 1	都和中地区	117
荒川沖小学校児童クラブ	荒川沖東三丁目 24 番 12 号	三中地区	88
中村小学校児童クラブ	中村南五丁目 29 番 5 号	三中地区	114
土浦第二小学校児童クラブ	富士崎二丁目 1 番 41 号	四中地区	116
上大津東小学校児童クラブ	沖宿町 2476 番地 1	五中地区	80
神立小学校児童クラブ	中神立町 4 番地	五中地区	150
右舩小学校児童クラブ	右舩 1728 番地 3	六中地区	76
都和南小学校児童クラブ	常名 3090 番地 1	都和中地区	75
乙戸小学校児童クラブ	乙戸南二丁目 1 番 1 号	三中地区	77
菅谷小学校児童クラブ	菅谷町 1464 番地 8	五中地区	38
新治学園義務教育学校児童クラブ	藤沢 913 番地 1	新治地区	128
合計			1,736

【量の見込みと確保方策】

近年のニーズの高まりに対応するため、放課後児童対策パッケージ、こども未来戦略「加速化プラン」の趣旨を踏まえ、放課後児童クラブを開設する場の確保、人材の確保、適切な利用調整に努めます。

受入児童数の拡大に対しては、小学校の余裕教室の活用等も図りながら必要となるクラブ室を建設するとともに、民設民営の児童クラブの参入を検討し、場の確保を図ります。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の「校内交流型」を継続し、連携してより良い活動ができる環境を提供します。

さらに、放課後児童支援員及び補助員については、国の確保方策の積極的な活用や広報等により必要な人材の確保を図るとともに、市や県等が実施する研修への参加を促進し、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

【市全域】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,679	1,709	1,703	1,693	1,673
1年生	493	495	466	473	464
2年生	471	480	482	454	461
3年生	370	393	400	402	378
4年生	221	221	235	239	240
5年生	81	81	81	86	88
6年生	43	39	39	39	42
確保方策（B）	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736
差引（B）－（A）	57	27	33	43	63

【一中地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	135	140	141	140	138
1年生	41	41	39	39	38
2年生	39	40	40	38	38
3年生	25	33	33	33	32
4年生	19	15	20	20	20
5年生	8	7	7	7	7
6年生	3	4	3	3	3
確保方策（B）	130	130	130	130	130
差引（B）－（A）	-5	-10	-11	-10	-8

【二中地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	183	190	190	191	189
1年生	55	55	52	53	52
2年生	53	54	54	51	52
3年生	44	44	45	45	43
4年生	20	26	26	27	27
5年生	8	7	10	10	10
6年生	3	4	3	5	5
確保方策（B）	190	190	190	190	190
差引（B）－（A）	7	0	0	-1	1

【三中地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	357	366	362	361	355
1年生	106	106	100	102	99
2年生	100	102	102	97	99
3年生	77	83	85	85	79
4年生	46	47	49	51	50
5年生	22	17	17	18	19
6年生	6	11	9	8	9
確保方策（B）	378	378	378	378	378
差引（B）－（A）	21	12	16	17	23

【四中地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	266	277	280	279	277
1年生	81	82	77	78	77
2年生	78	79	80	75	76
3年生	55	65	66	67	63
4年生	35	33	39	39	40
5年生	11	13	12	14	14
6年生	6	5	6	6	7
確保方策（B）	256	256	256	256	256
差引（B）－（A）	-10	-21	-24	-23	-21

【五中地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	263	269	266	263	259
1年生	76	77	72	73	72
2年生	73	74	75	70	71
3年生	70	61	62	63	58
4年生	32	42	36	37	38
5年生	7	12	15	13	14
6年生	5	3	6	7	6
確保方策（B）	268	268	268	268	268
差引（B）－（A）	5	-1	2	5	9

【六中地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	169	163	165	163	162
1年生	48	48	45	46	45
2年生	46	47	47	44	45
3年生	29	38	39	39	37
4年生	28	17	23	23	23
5年生	7	10	6	8	8
6年生	11	3	5	3	4
確保方策（B）	194	194	194	194	194
差引（B）－（A）	25	31	29	31	32

【都和中地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	188	189	185	184	182
1年生	53	53	50	51	50
2年生	51	52	52	49	50
3年生	46	43	43	43	41
4年生	24	27	26	26	26
5年生	10	9	10	10	10
6年生	4	5	4	5	5
確保方策（B）	192	192	192	192	192
差引（B）－（A）	4	3	7	8	10

【新治地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	118	115	114	112	111
1年生	33	33	31	31	31
2年生	31	32	32	30	30
3年生	24	26	27	27	25
4年生	17	14	16	16	16
5年生	8	6	5	6	6
6年生	5	4	3	2	3
確保方策（B）	128	128	128	128	128
差引（B）－（A）	10	13	14	16	17

(3) 子育て短期支援事業

【概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に難しくなったとき、児童養護施設等でこどもを預かり、必要な養育・保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等により養育が一時的に難しくなったこどもへの支援として、短期入所生活援助（ショートステイ）事業を継続して実施します。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	13	13	13	12	12
確保方策（B）	20	20	20	20	20
差引（B）－（A）	7	7	7	8	8

(4) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

地域に開かれた子育て拠点として、引き続き、利用者の相互の交流、子育てについての相談・助言に加え、子育てについての講座を実施し、子育て中の孤立感、負担感の解消を図ります。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	62,045	61,471	61,602	61,237	60,898
確保方策	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

(5) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

幼稚園における一時預かり、幼稚園以外における一時預かりのいずれについても、現在事業を実施している施設において見込み量を確保していきます。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	23,754	23,249	22,973	22,684	22,490
幼稚園における一時預かり	16,175	15,789	15,552	15,333	15,192
上記以外	7,579	7,460	7,421	7,351	7,298
確保方策（B）	23,754	23,754	23,754	23,754	23,754
幼稚園における一時預かり	16,175	16,175	16,175	16,175	16,175
上記以外	7,579	7,579	7,579	7,579	7,579
差引（B）－（A）	0	505	781	1,070	1,264
幼稚園における一時預かり	0	386	623	842	983
上記以外	0	119	158	228	281

(6) 病児保育事業

【概要】

体調不良児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは減少傾向となっていますが、潜在的なニーズが一定数あることを踏まえ、現在のサービス量を維持しながら、実績の推移を注視していくこととします。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	711	693	676	664	651
確保方策（B）	761	761	761	761	761
差引（B）－（A）	50	68	85	97	110

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

現在の体制を維持し、援助会員及び両方会員（利用・援助の両方を希望する者）の確保に努めるとともに、事業が活用されるよう周知を行います。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	448	436	425	416	408
確保方策（B）	754	754	754	754	754
差引（B）－（A）	306	318	329	338	346

(8) 利用者支援事業

【概要】

こどもやその保護者の身近な地域において、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

子育て中の保護者が必要な時に適切な支援や相談窓口にたどりつけるよう、身近な場所で、利用者の個別ニーズに基づいた情報提供、相談、利用支援等を実施します。また、支援が必要な家庭に対しては、専門機関との連携を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	18	18	18	18	18
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	17	17	17	17	17
確保方策（B）	18	18	18	18	18
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	17	17	17	17	17
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
基本型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査事業

【概要】

母子ともに妊娠中を健やかに過ごし、安全に出産を迎えるため、医療機関等において妊婦の健康診査を実施し、妊娠初期からの健康管理と異常等の早期発見・早期治療を図る事業です。

妊娠の届出の際に母子健康手帳交付とあわせて、14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【量の見込みと確保方策】

国が標準と定める妊婦1名当たり14回の健診を受診できるよう、事業を継続して実施するとともに、早期の妊娠届を促すための啓発や定期的な受診の勧奨に努めます。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	11,032	10,934	10,878	10,822	10,752
確保方策（B）	11,032	10,934	10,878	10,822	10,752
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭を訪問することで、育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、こどもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげる事業です。

【量の見込みと事業実施予定】

引き続き保健師等専門職の訪問を実施するとともに、訪問ができない家庭については、来所等による面談を積極的に勧奨し、全ての家庭を支援できるよう努めます。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	788	781	777	773	768
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

(11) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的としています。

【量の見込みと事業実施予定】

母子保健と児童福祉部門の連携により、支援が必要な家庭を早期に把握し、養育に関する専門的な相談・助言を行います。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33	32	31	31	30
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を補助する事業です。

【事業実施予定】

補足給付の認定世帯について、必要量を確保し支援を実施します。副食費の補助は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、また、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品教材費の補助は、特定教育・保育施設などの利用者を対象として実施し、低所得者の負担軽減を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日用品・文房具等	実施	実施	実施	実施	実施
副食費	実施	実施	実施	実施	実施

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や職員の加配（障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための追加配置）を促進する事業です。

【事業実施予定】

新規事業者が事業を円滑に運営できるよう、相談・支援体制の強化を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

家事・育児支援を必要とする支援を要する家庭に迅速に対応できるよう、訪問・相談体制の継続的な確保に努めます。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	286	280	273	269	263
確保方策（B）	300	300	300	300	300
差引（B）－（A）	14	20	27	31	37

(15) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

対象となる児童が適切な支援を受けられるよう、こども家庭センターと連携を図ります。また、児童が安心して過ごすことができる場所を提供できるよう、包括的な支援体制を構築します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	28	27	26	26	25
確保方策（B）	30	30	30	30	30
差引（B）－（A）	2	3	4	4	5

(16) 親子関係形成支援事業

【概要】

児童とのかかわり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童とのかかわり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭が、親子間における適切な関係性を構築できるよう、事業を継続して実施します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	18	18	18	17	17
確保方策（B）	45	45	45	45	45
差引（B）－（A）	27	27	27	28	28

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。

- ・妊婦、その配偶者等に対して、面談等により、情報提供や相談等を行います。（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後アンケート、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間））
- ・妊婦のための支援給付（妊娠届出時と出生届出時の計10万円）と効果的に組み合わせて実施

【量の見込みと確保方策】

妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,364	2,343	2,331	2,319	2,304
確保方策（B）	2,364	2,343	2,331	2,319	2,304
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

【概要】

産後1年未満の母子や、流産・死産を経験した女性に対して、産後ケア施設等への宿泊・通所及び訪問により、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

【量の見込みと確保方策】

産後ケアを必要とする全ての人々がサービスを利用できるよう、妊婦等包括相談支援事業により、周知や相談支援を行うとともに、提供体制の確保に努めます。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	148	155	162	169	176
確保方策（B）	148	155	162	169	176
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【量の見込みと確保方策】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向も注視しながら、受入体制の整備を進めます。

単位：時間、人

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	量の見込み (A)	必要受入時間数	—	426	423	421	418
		必要定員数	—	3	3	3	3
	確保方策(B)	必要定員数	—	3	3	3	3
1歳	量の見込み (A)	必要受入時間数	—	1,491	1,479	1,472	1,464
		必要定員数	—	9	9	9	9
	確保方策(B)	必要定員数	—	9	9	9	9
2歳	量の見込み (A)	必要受入時間数	—	703	716	711	707
		必要定員数	—	4	5	5	5
	確保方策(B)	必要定員数	—	4	5	5	5

4 教育・保育の一体的提供及び体制の確保

(1) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進

保護者の就労状況にかかわらず、こどもが教育・保育を一体的に受けることができる認定こども園の設置拡大に向けて、教育・保育のニーズ量や地域の実情を踏まえながら、必要な情報の提供を行うなど、事業者との連携強化を図ります。

また、教育・保育に携わる保育士等の人材確保に努めるとともに、保育士等や放課後児童支援員に対する研修等を充実することにより、人材とサービスの質の向上を目指します。

さらに、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国にルーツのある幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対して必要な支援を行います。

事業者に対しては、福祉サービス第三者評価の受審を推進し、その結果を毎年把握するとともに、評価結果をもとにした各園の改善内容等について、保育所保育指針等の法令等に基づいているか確認を行うなど、指導の強化を図ります。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な連携の在り方について

小学校入学直後に、学習に集中できない、望ましい人間関係を築けないなど、小学校生活にうまく適応できないこどもが増加する傾向にある中、幼児期の教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の連携強化に取り組み、幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援します。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の対象児童数や対象施設数は、人口減少の影響がみられる事業があるものの、利用率等のニーズは増加傾向がうかがえ、今後も引き続き事業の実施を行う必要があります。

引き続き、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

1 計画の推進に向けて

本計画の基本施策に基づく各種取組は、健康・教育・まちづくり・防犯・防災など、広範な分野にわたっています。そのため、計画の進行管理を所管することも政策課を中心として、庁内各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

さらに、計画の推進には、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員や子育てに係る市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が不可欠であることから、市民に対して積極的に情報提供を行うとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。

また、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価に際して、こどもや若者、子育て当事者の意見を反映することが法令で義務付けられています。本市においては、安心して意見を述べることができる場や機会を創出し、その意見をこども施策に反映させることにより、こども施策の質の向上に努めます。

計画の推進に当たっては、こども・若者、子育て家庭及び子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、関係者や関係団体へ広く周知します。

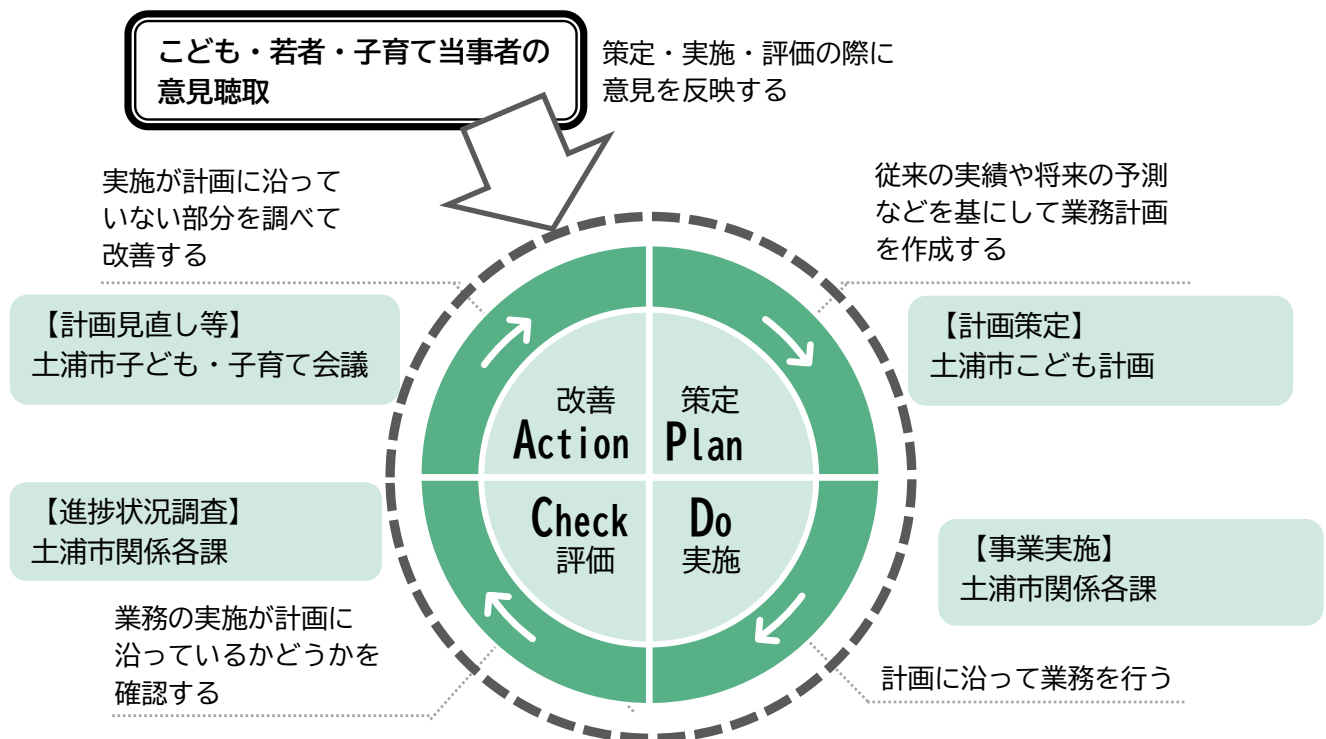
2 計画の評価・進捗管理

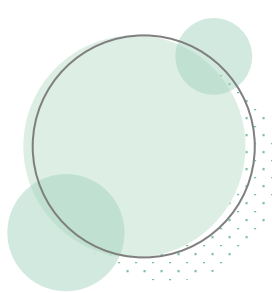
計画に基づく取組や施策を推進するため、「土浦市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を毎年度行います。計画の進捗状況については、計画に基づく取組や施策を担当する関係各課に照会を行い、確認・評価を実施します。

また、管理・評価を踏まえて施策の充実や見直しについての検討を行うPDCAサイクルを活用した進捗管理を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

評価の結果は、広く市民に公表し、進捗管理の透明性を確保します。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 こども基本法

令和4年6月22日号外法律第77号

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

※改正附則は省略

2 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族の全ての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界の全ての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満の全ての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、全ての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、全ての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 全ての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。

2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条 締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

(a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

(b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。

(c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。

(d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。

(e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するため全ての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条 養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

(a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得る全ての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

(b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。

(c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。

(d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。

(b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健を全ての児童に提供することを確保すること。

(c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。

(d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。

(e) 社会の全ての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

(f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当な全ての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 25 条 締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他の全ての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第 26 条

1 締約国は、全ての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他の全ての事項を考慮して、与えられるものとする。

第 27 条

1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についての全ての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。

4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するための全ての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第 28 条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機會の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、全ての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、全ての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機會が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) 全ての適当な方法により、能力に応じ、全ての者に対して高等教育を利用する機會が与えられるものとする。

(d) 全ての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機會が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) 全ての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1 に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第 30 条 種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第 31 条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第 32 条

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

- (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
- (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
- (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第 33 条 締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含む全ての適当な措置をとる。

第 34 条 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するための全ての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第 35 条 締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するための全ての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第 36 条 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他の全ての形態の搾取から児童を保護する。

第 37 条 締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。

(c) 自由を奪われた全ての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われた全ての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。

(d) 自由を奪われた全ての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第 38 条

1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するための全ての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するための全ての実行可能な措置をとる。

第 39 条 締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するための全ての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第 40 条

1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された全ての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

(b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追された全ての児童は、少なくとも次の保障を受けること。

(i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。

(ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。

(iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。

(iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

(v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

(vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(vii) 手続の全ての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

(a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。

(b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法律

(b) 締約国について効力を有する国際法

第2部

第42条 締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第 43 条

1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。

2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた 18 人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。

3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

6 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち 5 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 5 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。

7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。

8 委員会は、手続規則を定める。

9 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年 1 回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第 44 条

1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。

3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。

4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。

6 締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第 45 条 この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

(a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からの全ての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。

(c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

(d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第 3 部

第 46 条 この条約は、全ての国による署名のために開放しておく。

第 47 条 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第 48 条 この条約は、全ての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第 49 条

1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目に効力を生ずる。

第 50 条

1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から 4 箇月以内に締約国の 3 分の 1 以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1 の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の 3 分の 2 以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第 51 条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、全ての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回を全ての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第 52 条 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 53 条 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第 54 条 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

3 土浦市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日

土浦市条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、土浦市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 子ども関係団体に属する者

(3) 教育関係者

(4) 保育関係者

(5) 子どもの保護者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下この条及び付則第 4 項において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員（以下この条において「部会の委員」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会の委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条第1項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「この条及び付則第4項」とあるのは「この条」と、同項、同条第3項及び第5項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第5項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

※改正付則は省略

4 土浦市子ども・子育て会議運営規則

平成 25 年 8 月 26 日

土浦市規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土浦市子ども・子育て会議条例（平成 25 年土浦市条例第 28 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、土浦市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、会議の開催日の遅くとも 10 日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員及び市長が別に定める庁内策定委員（以下これらを「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の開催の公表)

第 3 条 会議の開催の公表については、土浦市審議会等の会議の公開に関する要項（平成 20 年土浦市告示第 58 号。以下「市要項」という。）第 2 条の規定によるものとする。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、市要項第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる場合に該当するときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開又は非公開の決定については、市要項第 4 条の規定によるものとする。

3 会議の公開の方法は、市要項第 5 条の規定によるものとする。

4 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(欠席の届出)

第 5 条 委員等は、第 2 条の規定による通知を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(代理人の出席等)

第 6 条 会長は、委員（会長及び副会長の職にある委員を除く。）が、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、当該代理人にその職務を行わせることができる。

(委員等以外の者の出席)

第 7 条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員等(委員の代理人を含む。)及び欠席した委員等(代理人を選任された委員を除く。)の氏名並びに出席した者の氏名

(3) 議題

(4) 議事の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(部会)

第9条 子ども・子育て会議に条例第6条の規定により次の表の左欄に掲げる名称の部会を置き、同表右欄に掲げる所掌事項について調査し、及び審議する。

名称	所掌事項
特定教育・保育部会	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 2 その他子ども・子育て会議が必要と認めること。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

※改正付則は省略

5 土浦市子ども・子育て会議委員

(敬称略、順不同)

種 別	団 体 名	氏 名	備 考
1号 学識経験を有する者	つくば国際短期大学	さくらい 櫻井 ますみ	会長
	流通経済大学	げし 下司 優里	
2号 子ども関係団体に 属する者	土浦市民生委員児童委員協議会 連合会児童福祉部会	いいだ 飯田 美恵子	
	土浦市青少年相談員連絡協議会	すがの 菅野 美江	
	土浦市子ども会育成連合会	まつのべ 松延 よしこ 芳子	
3号 教育関係者	土浦地区私立幼稚園協会	かわしま 川島 やすひろ 康広	副会長
	土浦市学校長会	つかもと 塚本 きよみ 清美	
4号 保育関係者	土浦地区私立保育協議会	ながい 永井 しょうこ 章子	
	土浦市公立保育所長会	ふじい 藤井 かすみ	
5号 子どもの保護者	土浦市小中学校 PTA 連絡協議会	くりはら 栗原 たかし 孝	
	土浦市小中学校 PTA 連絡協議会 子育てネットワーク委員会	なかむら 中村 さとし 哲	
	土浦市保育所保護者代表	せきやま 関山 さやか 清香	
6号 市長が必要と認める 者	市議会議員（文教厚生委員会）	よしだ 吉田 ちづこ 千鶴子	
	土浦児童相談所	こまつ 小松 まさみつ 正光	
	土浦保健所	いりえ 入江 ふじこ	
	土浦市更生保護女性会	すずき 鈴木 きみえ 君枝	
	土浦市社会福祉協議会	おおくぼ 大久保 としみつ 智光	
	NPO 法人スポーツ健康支援センター	ことく 古徳 よういち 洋一	

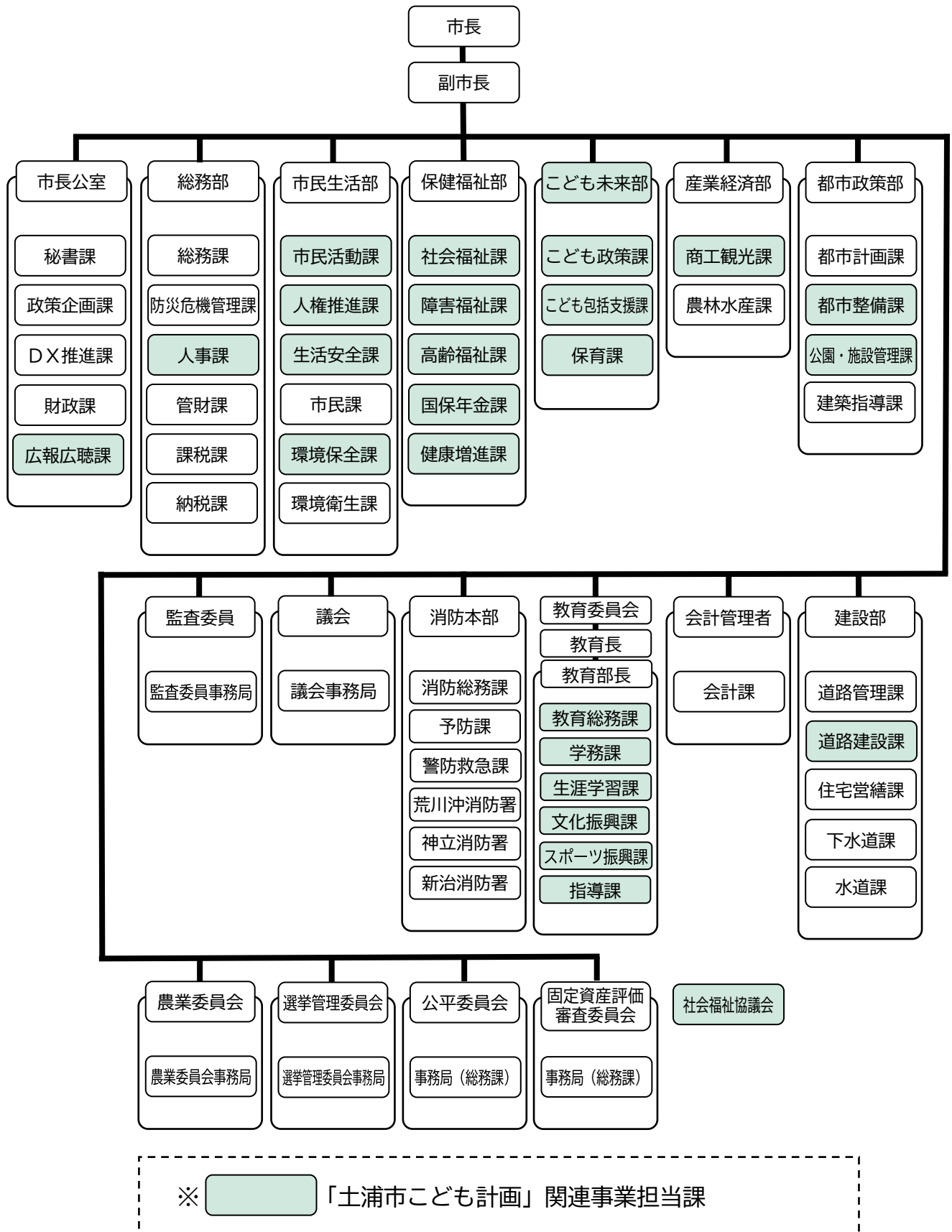
※計画策定時点

6 策定の経過

年月日	主な内容
令和6年4月24日(水) ～令和6年5月17日(金)	ニーズ調査等の実施
令和6年7月22日(月)	第1回子ども・子育て会議 (1) 令和5年度 各種事業の実施状況について (2) 各種実態調査の結果について (3) 保育所・認定こども園等の定員・利用者数の状況について
令和6年8月29日(木)	第2回子ども・子育て会議 (1) 骨子案及び計画の概要について (2) こどもを取り巻く状況について (3) 計画の基本的な考え方について
令和6年10月3日(木)	第3回子ども・子育て会議 (1) 第2回土浦市子ども・子育て会議における主な意見とその対応について (2) 施策の展開について
令和6年11月7日(木)	第4回子ども・子育て会議 (1) 第3回土浦市子ども・子育て会議における主な意見とその対応について (2) 新計画素案の検討・協議 (3) パブリック・コメントの実施について
令和6年12月11日(水) ～令和7年1月8日(水)	パブリック・コメントの実施
令和7年2月13日(木)	第5回子ども・子育て会議 (1) パブリック・コメントの対応協議 (2) 新計画最終案の検討・協議

7 土浦市組織図

(土浦市の主な組織、関連団体)



8 用語解説

【あ行】

1号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用することにもついて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。1号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のこどものこと。(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)

医療的ケア児

人工呼吸器の装着や痰の吸入、経管栄養など、恒常的な医療的ケアを必要とするこどものこと。

ウェルビーイング

well（よい）とbeing（状態）からなる言葉。心身ともに健康で、社会的・経済的に良好な状態であることを意味する概念。

【か行】

こども

国（こども家庭庁）の用法にならい、一般的な用語はひらがな表記とし、「子ども・子育て支援法」のように、法令や事業の名称等が漢字表記であるものは、そのままとした。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画で、子ども・子育て支援法で策定が義務付けられている。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

こども食堂（コミュニティ食堂）

こどもやその親及び地域の人々に対し、無料又は低料金で食事を提供する社会活動の場。また、こども自身が調理に参加する場合もあり、無料で学習指導を受ける機会や、遊びや地域住民との交流の機会が提供される場合などもある。

こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するために政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもので、令和5年12月22日に閣議決定された。

こども誰でも通園制度

保護者の就労状況や理由を問わず、0歳から2歳の未就園児を保育施設などに時間単位で預けることができる制度で、令和8年度から本格開始される。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育や教育等を受けられず、多様な体験の機会を得られないなど、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めた法律。

【さ行】

3号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。3号認定は、満3歳未満のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なこどものこと。(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

18歳未満の児童の権利を尊重し、その健やかな成長や幸せを保障することを目的とした条約で、平成元年の国連総会で採択され、翌年に発効した。日本は平成2年に署名しており、日本国内での発効は平成6年。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供する ための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）

胎児期に始まり、乳幼児期や学童期・思春期等を経て生殖・妊娠期に至る成育のサイクルにおいて、必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、基本理念や施策の基本となる事項を定めることを目的として、平成30年に制定された法律。

【た行】

地域型保育

小規模保育事業（利用定員6～19人）、家庭的保育事業（利用定員5人以下）、事業所内保育事業（主に従業員のこどもに保育を提供するほか、地域において保育を必要とするこどもにも保育を提供）、居宅訪問型保育事業の4つの類型がある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定められた事業のこと。市町村では、子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの事業の量の見込みと確保方策を定めることとされている。

【な行】

2号認定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用することについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。2号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なこどものこと。（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号）

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

プレコンセプションケア

若い男女が、将来の妊娠などを考えて日々の生活や健康と向き合うことをいい、早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、健やかな妊娠や出産につながると考えられている。

ペアレント・トレーニング

保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、こどもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的に、行動理論に基づく環境調整やこどもへの肯定的な働きかけを学ぶこと。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどものこと。子ども・若者育成支援推進法では、18歳以上の若者も対象としている。

【ら行】

療育

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

土浦市こども計画

令和7年3月

発行：土浦市

編集：こども未来部 こども政策課

住所：茨城県土浦市大和町9番1号

電話：029-826-1111（代表）

